

第百四十三回国 参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第六号

平成十年十月七日(水曜日) 午前九時三十分開会

委員の異動

十月六日

辞任

内藤 正光君

補欠選任

角田 義一君

十月七日

辞任

角田 義一君
橋本 敦君

補欠選任

高嶋 良充君
畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長 坂野 重信君
理事 石川 弘君
岩井 國臣君
岡 利定君
塩崎 恭久君
江田 五月君
齋藤 勁君
森本 晃司君
笠井 亮君
山本 正和君

委員

岩城 光英君
加納 時男君
景山俊太郎君
金田 勝年君
木村 仁君
佐々木知子君
田中 直紀君
林 芳正君
日出 英輔君

平田 耕一君	松谷善一郎君	三浦 一水君	溝手 顕正君	山本 一太君	浅尾慶一郎君	小川 敏夫君	木俣 佳丈君	小宮山洋子君	高嶋 良充君	角田 義一君	直嶋 正行君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	海野 義孝君	浜田卓二郎君	益田 洋介君	緒方 靖夫君	小池 晃君	畑野 君枝君	大湖 絹子君	三重野栄子君	入澤 肇君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	水野 誠一君	菅川 健二君	笠井 亮君	筆坂 秀世君	
議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者
發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者	發議者
石原 伸晃君	仲見君	正健君	杉浦 正健君	保岡 興治君	興治君	保岡 興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君	興治君

村井 仁君	池田 元久君	枝野 幸男君	石井 啓一君	西川 知雄君	鈴木 淑夫君	保岡 興治君	杉浦 正健君	北村 哲男君	上田 勇君	鈴木 淑夫君	津島 雄二君	石原 伸晃君	池田 元久君	枝野 幸男君	石井 啓一君	西川 知雄君	宮澤 喜一君	与謝野 馨君	太田 誠一君	堺屋 太一君	東田 親司君	河出 英治君	新保 生二君	日野 正晴君	五味 廣文君	乾 文男君		
議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者		
議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者	議者		
大蔵大臣官房長	大蔵大臣官房総務課長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長

事務局側
 主任委員 小林 正二君
 参考人
 日本銀行総裁 速水 優君
 預金保険機構理事 松田 昇君

本日の会議に付した案件
 ○参考人の出席要求に関する件
 ○債権管理回収業に関する特別措置法案(衆議院提出)
 ○金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(衆議院提出)
 ○競争手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)
 ○特定競争手続における現況調査及び評価等の特別に関する臨時措置法案(衆議院提出)
 ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

案(衆議院提出)

○金融再生委員会設置法案(衆議院提出)

○預金保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

○金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)

○預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

○金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)

○金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として畑野君枝君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案の審査のため、本日の委員会に日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂野重信君) 債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、いずれも衆議院提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案、いずれも筆坂秀世君外一名発議、以上十二案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、いずれも衆議院提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案、いずれも筆坂秀世君外一名発議、以上十二案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

○木村仁君 自由民主党の木村仁でございます。私も大変厳しい各省、各党折衝の中でおまとめいただきまして各党の関係の皆様から感謝を申し上げたいと思っております。私も、この八つの法案が一刻も早く本院を通過することを心から願う者の一人でございます。

私は新人でございます。したがってこの金融問題に関して、住専問題あるいは北海道拓殖銀行の破綻の問題、そしてこの二月、三月の金融安定化緊急措置法及び十三兆円の資本注入の問題、これらについては外からいろいろ考えながら拝見をさせていただいた人間でございます。

この問題に入りましてから一つ気づいたことがございます。それは、自由民主党及び政府・与党の中に金融再生トータルプランというプランができております。そのプランをつくっていく過程で、自民党の若手の大変熱心かつ優秀な皆さんが本当に一生懸命議論をされ、それに長老の議員の方も参加されて、年代を超えて熱心な議論の末にこういつた案ができております。そして、それに基づいていろいろと政策が展開されているわけでございます。もちろん、その過程で大蔵省その他の省庁の協力、資料の提供があったことは事実のようでございますけれども、何よりも政治家主導でそういうプランが練られてきておる、こういうように認識をいたしております。

そして、その結果でございますけれども、八月初旬に提案されました最初の金融再生に関連する六つの法律、このうち政府提案は二つでありまして、そしてあと四つは議員提案という形をとっております。これがこの問題についての政主導の姿をあらわしているのではなからうかと思っております。でございますが、その後、二月余の折衝を経て衆議院を通過して本院に送られました法律案はすべて議員立法の法律案ということになっております。私は、この国家の運命を左右するような大きな問題に関する法律がすべて議員立法の結果つくられるというところは一つの大きな意義を持つておられるのではないかと感じておるものでございます。

ここで、その衝に当たられました皆様一言御感想をお伺いしたいところでございますが、失礼に当たるといけませんので省略をいたしまして、本題に入らせていただきます。

この金融再生に關します法律案が与野党で協議をされるという段階の前後において、政府は明確に長期信用銀行に対する破綻前の資本注入、これを方針として持っていたと存じます。

大蔵大臣は八月二十八日の衆議院の金融安定化特別委員会において、長銀は住友信託との合併を求めざるを得ないような状態にたたままございまして、リストラの案を具して金融監督庁長官に提出され、そしてその案によりまして、やがてある段階で公的資金の導入を求めたい、そういう状況にあると承知しておりますと答弁され、九月一日には、本日に片方の銀行がいれば、どなたかそんなってスタラップとおっしゃいましたか、もはやその名前で存続することはないというところで決心いたしましたときに、国はそのような支援の要請に応ずるべきかどうか、答えはイエスというようにならうと思っておりますと、九月一日に答えておられます。

そういうことでありましたが、御承知のように各党協議の中でその姿が一応見えなくなつて、そして公的資金注入の問題も、早期注入の問題も含めて与野党間の協議になったというふうな理解をいたしております。その結果現在の姿になつてきたわけでございますが、政府が長期信用銀行に対する破綻前の早期資金注入ということについて、その方針が明確でなくなつていった過程について、どういう状況であったかということは大蔵大臣に御答弁いただければ大変幸いに存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) この問題は本来金融監督庁の御所管の問題でございますけれども、かなり政治的な国会での御議論等の問題がございまして、私に御尋ねがあったかと思っております。

本来、今年当初あたりに長銀がこういう危機に見舞われるというのを恐らく予想した人は非常に少なかったわけでございますけれども、夏前のある雑誌がこれについて報道を始めたことから多くの人が問題をいろいろ言いはやすうになりまして、その風説もあつて長銀としては急速に経営が不安になつてまいりました。

そこで、長銀の当事者は非常なリストラを計画して、しかしその結果、もう長銀の名において生き残ることは恐らく難しい、したがって関係者は責任を負い、海外活動はやめ、本店も売って、そういう責任をとつた形で、しかし世間に迷惑をかけるない方法として住友信託銀行と合併をする。事実上吸収合併ということでございますが、そういう決心をされた、リストラを条件に公的資金の導入、と申します意味は、リストラを進めてまいりますとある段階で過剰資本になりますので、そこで公的資金の導入を求めて、その後住友信託銀行と合併しよう、そういう考えを経営者が持たれて、それを金融監督庁に申し出られたといういきさつであつたと思っております。

それはそれとして、二つの金融機関の私契約において吸収合併が成り立つ、その間に公的資金が関与をするということは現行法の一つの筋道でござい

ございますから、できることならば支援をすべきであらうというふうに政府としても考えたわけでございます。

しかるところ、この問題は法案の御審議との関連におきまして衆議院の特別委員会で連日議論をされることになりました。衆議院の特別委員会で質問者が一番問題にされましたのは、リストラ案の中でノンバンクの幾つかの、三つでございますが、大きなものについて、これを倒産させると二次災害が起る。そして、日本リースは全体として二兆以上の債務を持っておりまして、そうしますと、この債権者たちが恐らくその結果として連鎖反応を受ける、こういうことから、長銀としては長銀と住友信託銀行の合併条件のシナリオの中にノンバンクの債権放棄をする、こういうシナリオになっておりました。

その理由は、長銀がいわゆる母体行である、事実また母体行でございましたから、母体行として責任をとることによって二次的なリスクを防止。また日本リースは、リース事業は実際に経営が持続可能なものでございますから、これをつぶすということは社会的なコストでもある、こう考えた結果、その債務五千二百億円はまず免除をしよう、こういうリストラ計画になっておったわけでございます。

このことについて一番衆議院の特別委員会の御議論が集中しました。と申しますのは、これは二つの金融機関の間のいわゆる合併の条件であるので、私どもはそれについてとやかく申すべきではないと考えましたけれども、そのノンバンクの關係先には甚だ好ましくない債務者がいるというようなことが御議論になりました。その後、公的資金の導入がございまして、公的資金がそういう好ましくない債務者の救済に使われるという結果になるのではないかと、こういう御指摘でございます。その御指摘は事柄としては全く誤りとは申せない。

ただ、合併契約をした両行のお互いの利益及びその後の連鎖反応を避けたいというそういう意図

そのものは理解できると私どもは考えましたけれども、やはり公的資金がそのように結果として役立つということとは適当なことではない、こういう御議論が非常に強うございました。

そこで、これをめぐりましていろいろ御議論があり、法案の御審議もしたがって非常な影響を受けまして、結局最後のところは党首会談がございまして、どうもこういう処理はよろしくないということに結論がなつてまいりました。それならばどういう処理をするかということで、また三党の法案の御審議にそこが影響いたしてまいりました。現在御審議中のこの法案では、長銀のようなケースも、これは今破綻をしておりますけれども、しかしこれも公的管理の方法を設けることができるのではないかと、こういう御議論になって今日に至つたように承知しております。

○木村仁君 官澤大蔵大臣は、当初、大規模な銀行の破綻前の資本注入等の問題については政府提案の法案とは切り離してこれを考えるべきであるというふうなことをおっしゃっていただいたと思えます。そして、ある新聞によれば、野党の一部にもその処理の問題と破綻時の問題を取り扱うこの法律案の議論とは分けて考えてもいいのではないかと、こういう御議論がたしかあつたと思つたわけであり

したが、いまして、政府としては、既に金融機能安定化緊急措置法によって権限が与えられ、かつ十三兆円の原資も与えられているのであるから、爾々としてそれを実施していけば、それも一つの考え方はないかと思つたわけでございますけれども、やはり国会審議との関係においていろいろ御配慮をいただいた、こういうことだろうと私も考えておつたのでございます。

ただ、国会の審議との関係で、執行部が、既に与えられた権限あるいは財源を十分活用して行く、そして断固として行政を執行する、こういう決意も必要ではないかなと、そう当時考えました。そして、今後そういうこともまたあらうかということを思いましたので今御質問をいたしましたわけ

でございますけれども、あの時点での御判断としては当然正しかったのだというふうに私は考えております。

当時、長銀への公的資金注入に対しては国民一般の非常に強い反発があつたことも事実でございます。これは三月の一兆八千億円の資本注入の際にも、私ども外におりまして、国民一般は非常に強く反発しているなどということは感じておりました。しかし、必要なことはしっかりとやっていかなければいけないというふうな考え方を持っていたわけでございます。

そこで、これは金融監督庁長官にお尋ねした方がよろしいのかと思つたけれども、そういうことは、やはりいつでも新しい事態に対応できるように、つまり執行という仕事をきちんとやっていくために爾々と準備をなさつていたのでしようか。それとも、今、大蔵大臣から御答弁がございましたように、日本リースに対する五千二百億円の債権放棄をするということとはよくないというふうなことであれば、もうこの仕事はしばらくとめておいてもいいかと、そういうふうなお考えで進めになっていたのでしようか。その点をお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。

私どもの立場は、長銀と住友信託銀行との合併を認可するかどうか、この点にかかわつてくるわけでございます。合併の認可は私どもの権限とされておりますので、両行が合併したい、こういうふうに出してまいりましたので、そのための所要のいろいろ準備、手続をする必要がございました。もともと普通銀行と信託銀行との合併でもございまして、それから両行はそれぞれ従来違つた分野で活動してきた銀行でございまして、両行の合併というのは我が国の金融システム全体にとって大変望ましいものである、こういう認識を私どもとしては持つておりまして、できるならばその合併に向けてできるだけの支援をしてまいりたいと、こう考えていたところでございます。

ところで、合併はあくまでも私的な契約でございますので、この両行がどういったことを合併の前提として考えているかということをお尋ねいたしましたところ、両行のお考えといたしますのは三点に絞られておりました。一つは、住友信託銀行は正常債権だけを引き取りたいと。それから第二点は、金融監督庁が現在検査を行っているけれども、自分たちは独自の検査、これをデューデリジェンスと呼んでおりましたが、それをやった上で資産の内容を査定したいと。それから第三点は、先ほどから出てまいりました日本リースその他の関連会社に対する不良債権といいますが、そういうものもをきれいにできてもらいたいという、この三点に絞られたわけでございます。

しかも、これらの三つを充足していこうといたしますと、先ほど大蔵大臣からも御答弁がございましたように、どうしても長銀の資本が非常に薄くなります。そのためには、現在与えられております現行法のスキームでは十三兆円の世界がございまして、これをぜひ活用させていただきたい、こういうことでございます。

ところが、この十三兆円の希望があまりして、現実問題といたしましては、優先株の引き受けということになりますと長銀は定款の変更もいたさなければなりませんし、そのために必要な株主総会の招集その他もろもろの手続がございまして、日程的にはかなり急いでも両行の間での合併契約が成立し、さらにそこから計算して二カ月ぐらゐ、恐らく十一月か十二月にかかつてから初めでその十三兆円を使わせていただくための申請が長銀から行われるだろうと、こういうことで手続が進んでいくわけでございます。

ところで、先ほどから大蔵大臣も御説明なさいましたように、衆議院の特別委員会でこの合併スキームに対していろいろ御批判がございました。特に、この関連会社、ノンバンクに対する不良債権を処理することがすなわち公的資金の投入と直接に結びつくのではないかと、御批判

がございました。いろいろ検討いたしましたして、確かに不良債権を放棄するということは直接国民の税金を使わせたのだと十三兆円の世界と結びつくことになるという強い御批判から、これはやはり放棄せざるを得ないということになりました。ために、合併契約そのものはまだ完全にございしたわけではございませんけれども、しかも十三兆円の法律も今や風前のともしびとなつていてございまして、そういうわけで必ずしもその合併契約が当初の両行のもくろみどおりには進行しないような状態になつてきたわけではござい

す。 そういったことで、あの時点で直ちに十三兆円の申請をするということは、物理的といひますか、そういった意味でも不可能でございまして、いろいろ手続を進めていく上で時間がかかっていたということもございまして、一方で、国会での御審議などがございましたために、こういう御審議の結果、新しいスキームがこれからつくられようとしていくわけではございまして、今後は、国会の御審議を踏まえた上で、新しいスキームのもとでの長銀問題を処理していくのが最も妥当な適正な方法ではないかと考えておりますし、金融監督庁としてもそういう線に沿つてこれからやつてまいりたいと考えている次第でござい

す。

○木村仁君 よくわかりました。 私としてお尋ねしたいことは、いろいろありましたけれども、政府としては条件を整えば早期資金注入というところを行つて大きな金融機関がつかれることがないようにしていきたいと、そして日本の金融システムを守つていくというその方針においていささかも揺るぐところがなかったのかどうかということをお尋ねしたいのでござい

ます。 その理解でよろしゅうございませう。 ○国務大臣(宮澤善一君) 行政としてそのような両行の考え方を援助しようと考えたことは、私は誤りではなかつたと今でも考えております。

ただ、先ほどから申し上げましたように、公的資金とノンバンクの債務免除との関係で、衆議院ではこれは何か不正であるというふうな雰囲気非常に強まりました。また、いわゆる世論と申しますとあいまいな表現でございまして強うございまして、それはやはり行政をやつていく上で考えなければならぬ要素でございまして、ここで木村委員が、少し時間がたちました今、こうやつてもう一遍この事柄をレビューしていただく機会を与えられましたことは、私は非常にありがたいことだと思つております。

○木村仁君 立法というものは非常に慎重にやらなければいけませんし、またあるいは問題が起きた場合の司法行政、司法、それも裁判といふものは非常に慎重にやらなければいけません。当然でございまして、行政についてもそれは同じでございすけれども、私は行政といふのはもうある場合には拙速主義でも何もやらないよりはやつた方がいい、そういう気持ちを持つておるわけではござい

ます。 例え、この三月の資本注入のことを、昨日の議論で、あれは失敗であつた、あれで貸し流し対策が回避できなかった、そういうふうな御認識が一般には多いようではござい

ます。 しかし、私は若干違つた考え方を持つております。 あれは、ああいうスキームをつつて十三兆円の資金を準備して、そして金融機関の状況を調べながら資金注入を行つた。あのときは、たしか銀行に対してこの資金は必要かどうかということ政府はお尋ねになつたと私は思います。恐らく政府の方にも資金を大胆に注入することにはちやうどあつたでございませうし、また金融機関の方にも情報を開示することを避けるために、つまり自行が非常に多額の公的資金注入を要請すれば銀行の経営状態が悪いという不信を招くのではないかと、そういう考えのためにお互いちやうどちよとして一兆八千億にとどまつたのだらうと私は考えております。 もし、あれを一兆八千億でなく

て十兆あつたときに資本注入をしていたら、現在のよくなことにあるいはなつていなかったかもしれない。

それから、一兆八千億といふものも、これは自動車で混雑した道を走つているときにどつちに行つた方がいいかと言つていふのと同じで、本当は両方やつてみなければどういふ結果になつたかわからないのですけれども、それでも一兆八千億で私は貸し流し対策にいささかも貢献しているのではなからうか。今それは恐らく大部分毀損されていふ状態になつていふかもしれません。またこれからの行政あるいは金融機関独自の御努力のいかんによつては次第に回復していく資金である、そう考えております。 富士の山ほどお金を積んで端から一円ずつ使いたいといふような行政ではやばりうまいかといふことが多いのではないかと、私はそういうことを申し上げたかたのでござい

ます。 そして、その後この八つの法案が順々と成立してまいり過程で、早期公的資金の注入、破綻前の注入といふことについても新たなスキームをつくりたい、そういう動きが今進んでいるわけではございすけれども、私はこれもこの大規模な公的資金の注入によつて日本の金融システムの安定を図つていきたいといふ政府、大蔵大臣の強い意志の一つのあらわれであるといふふうに理解いたしておりますが、それでよろしいのでございませうか。

○国務大臣(宮澤善一君) 今年三月の資本注入について、昨日も当委員会である御議論がありまして、全く無意味であつた、失敗であつた等々いろいろ御批判がございました。しかし、あの注入は効果がなかつたではないか。しかし、あの注入の基本は、あのときの、私ではございませませんが、前任者、政府がしばしば申し上げておりますように、日本に対する、日本の金融システムに対する国際的な批判あるいは危機感が非常に強くなつてきた、これに対応しなければならなかつたといふのが基本の理由でござい

ます。 昨年の十一月に金融危機が発生をしまして、突如としてそれが蔓延することになりました。東南アジアの影響もございましたけれども、その結果として日本の金融機関の海外における信用は急速に失墜いたしました。昨年暮れのいわゆるジャパン・プレミアムは一部に達したわけではございませぬ。一％といふのはほとんど屈辱的なレートでございませぬが、そこまで日本の金融機関は疑われた。とれるところが一％、それでもとれないところも出たといふことではございませぬから、これに対してはどうしても対処しなければならなかつた。私は思つておりました、三月の結果、決算期を過ぎまして事態は平穩になりました。

その後、しかし再びここに來まして、また〇・五％といふようなレートが出ておりました心配なことではございませぬけれども、少なくともあの三月の投入といふのはそういう意味合いがあつた。當時は、皆様御存じであつたはずでございませぬけれども、貸し流しの効果がなかつたがためにといふ御議論は、それはそれといたしまして、本来の目的は違つたところにあつた。

今日のことではございませぬけれども、日本の金融機関がこれだけ大きな貸し出しをしていながら資本的には非常に過少であるといふことはよく知られておりますし、先般のG7におきまして、この状況を何とか、自分たちにはどうにもならないことなので、国会のお許しを得て日本が早く公的資金導入によつて解決してほしい、これは日本の国内問題にとどまらぬといふような強い表明がありましたことは御存じのとおりでございませぬ。この法案に引き続きまして、早期健全化スキームにつきましても国会で御審議をいただきまして成立することを心から願つておるところでござい

ます。 ○木村仁君 前置きが少し長くなつてしまひまして申しわけございませんが、いわゆる金融機能再生法案について一、二だけ御質問をさせていただきます。 先ほど申し上げましたように、金融機能再生法

案は、基本的に、破綻した銀行、破綻した金融機関の処理の問題、そして再建の問題、こういうことを中心につくられていっていると思われ、また政府が提案いたしました最初の金融再生法案におきましても、公的資金の早期注入と別に、破綻時におけるその処理ということを目標としたものであったと思えます。

しかしながら、現行の金融安定化緊急措置法を廃止する中で、一つのパスができてまいりました。破綻は、破綻を心配する金融機関の申し出によって、再生委員会が手続をとってブリッジバンクあるいは公的整理というものを持ち込んでいく、そして合併なり子会社になるという形で生き返っていくという姿が出てきた。これは大変難しい協議の過程で出てきた一つの妥協の案であると思えます。

昨日来いろいろ議論されておりますから私も理解はいたしておりますが、確認の意味でございすけれども、破綻前の、破綻を心配する金融機関がこのスキームの中に入ってきた場合には、破綻という烙印を押されないでまた生き返っていくことができるのかどうか、その点を一つだけ確認しておきたいと存じます。

○衆議院議員(枝野幸男君) 特別公的整理の仕組みは、生き返らせる仕組みではございません。したがって、生き返らせることはございせん。

特別公的整理は、いわば破産手続など一般の金融機関に適用いたしますとその影響が大きい場合があることをかみまして、当該金融機関を整理、清算する手続として、国の管理と信用のもとに一気にデフォルトなどを生じさせない形でちよつと時間をかけて整理、清算をしていくというものでございす。したがって、生き返るものではないと思えます。

破綻という言葉の前と後というような話がございますが、破綻は預金保険法で定義がなされております。その預金保険法の破綻に該当するということをおっしゃいますと、その瞬間に国の信用のある国有銀行になったとしてもデフォルトが生じるおそれがあるという危惧が一部の方からございす。それであるならば預金保険法の破綻という定義には当てなくてもいいでしょうか。そのかわり、要するに存続可能ではなくなくなった金融機関について、この特別公的整理という仕組みで国の管理と信用のもとで整理、清算、解体をする手続に入れるようにした、これが今回の修正の趣旨でございす。

○木村仁君 今、特別公的整理という方を御説明いただきましたけれども、この修正後の法律案にはブリッジバンクというものも入っているわけではございす。今おっしゃられましたことは当然ブリッジバンクにもそのとおり適用できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。つまり、ブリッジバンクというルートに入っていくても生き返るわけではない、こういうふうな考えでよろしいのでしょうか。

○衆議院議員(枝野幸男君) むしろブリッジバンクの方が明確でございまして、ブリッジバンクの場合は逆にある意味では預金保険法における破綻をしていふ場合と限定されていると理解していただいでよろしいかと思ひます。

○木村仁君 そこで、もう一つお尋ねいたしますけれども、これはある新聞に、ちよつと私探しまして出てこないものから申しわけないんですけども、この今回のスキームでは、特別公的整理は大手金融機関に妥当し、ブリッジバンクの方は中小金融機関に援用されるようであるというふうな説明されておりましたけれども、これは正しいのでしょうか、間違ひでしょうか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 大手と中小という分け方が厳格な意味でいいのかどうかということはいろいろあるかと思ひますが、特別公的整理の方は、いわゆる破綻の認定をしてしまつて、そしてその状況で放置をいたして清算手続に入りますと、例えば国際業務などを大きく行つているところにデフォルトが生じる、あるいは金融整理管財人からブリッジバンクなどというルートの場合ですと、健全な融資先に対する融資を短期的につな

いでいくということについてもなかなか難しい部分があるが特別公的整理の場合よりもあるということなことをかみまして、影響の非常に大きな場合については特別公的整理で国の信用で一種のオーブバンク方式で整理、清算をしていく、影響がそれほど大きくない金融機関については金融整理管財人あるいはそこからブリッジバンクというルートを通じて、もちろんこれによつても影響を小さくするための手当てはできておりますが、そういった形で処理をしていくということ、一般的には確かに大手、中小ということになるかもしれないが、むしろ影響の大きさとこの部分で分けられるという理解をしていただいでよろしいかと思ひます。

○木村仁君 破綻前に公的資金の注入を断行して破綻を防ぐ、それによつて我が国の金融システム全体の再生を図っていくというのが公的資金注入の考え方だと思ひますが、今一連の御答弁をいただいでつくりたいと思ひます。現在私どもが審議しております金融機能再生法という法律は破綻を来した金融機関の整理をスムーズにやっていくための法律である。したがって、やはりそこに破綻前の金融機関が申し出をすることによつて手続が始まるという面があり、またかなり大規模な金融機関もそのような手続をとるといふことができるというところではありますけれども、この法律だけで金融システムの再生が図られるということではなくて、やはりいろいろな御議論をいただきましたように、車の両輪、もう一つの法律がどうしても必要であるかと私は考えております。

したがって、今の法案が成立することをしっかりと希望することは確かでございますけれども、二月におつくりいただいた法律を廃止するという部分は大変残念に思つております。二月の時点におきましても、衆議院は自民党多数でございますけれども、参議院は非常に微妙な構成になつていたわけでございます。その中でつくられた法律、これが七カ月後には廃止されるという

ことは、やはりどうも朝令暮改という評価を後で受けそうな気がして仕方がないんです。したがって、G7でも問題になりましたような大胆な、いわゆる兵力の逐次注入とか漸次注入、少しづつ兵力を注入してついで結局負けるということではなくて、大胆に公的資金を注入するから注入するということができればいいと思ひます。ぜひそういうシステムをおつくりいただきたい。これは今衆議院の方、参議院も含めて思ひますけれども、与野党で議論されておりますので、けさの新聞等の記事にございすけれども、まだ協議が続いておると思ひますので、できれば御協力をいただきたい、こういうことを念願いたす次第でございす。

次に、整理回収機構の問題について簡単な質問をさせていただきます。

現在、住宅金融債権管理機構及び整理回収銀行、この二つがあり、その後また買取機構のCPCですが、これは民間のものでありますけれども、そういう機構があつて、劣化した債権を引き受け、そしてその回収に当たつていふこととでございす。

現在どうなつていふかということはお聞きする必要もないと思ひますけれども、例えば住宅金融債権管理機構、これは千七十五人の職員がおります。そして中坊社長のもとに整理を行つておられる。職員の大部分は金融機関関係から出向し、あるいはその経験のおありになる方が働いておられるようございす。また整理回収銀行も約七百三十人ほどの職員がおられまして、そして回収に当たつておられます。その資本も非常に大きな金額でございまして、住宅金融債権管理機構が約二千億、それから整理回収銀行の方が千六百億、非常に大きな資金になつております。

今度の法律が成立しますと、この二つの機関が合併してさらに大きな機関になつていくわけでございますけれども、現在の組織、規模、そういうものがどんなものになつていくだろうか、それについてどなたか、金融監督庁でよろしくござい

ますか、お答えいただけますか。失礼しました。提案者、どんな規模のものをお考えになっておられるかということでございます。

○衆議院議員(枝野幸男君) この新しいいわゆる日本版R.T.Cの組織、規模等でございますが、例えば金融機関の不良債権の状況、それがどのくらい日本版R.T.Cに移っていくかということの状況によって必要とされる規模あるいはその専門スタッフのレベル等についても非常に幅があるのかなというふうに考えております。

そうした点を考慮いたしまして、当初の野党三会派の提案ではこれを公益法人として、認可法人として設立しようというお話でありました。中坊住宅債権管理機構の社長さんなどの御意見なども踏まえまして、むしろ柔軟性を持った組織の方がいいだろうということで、あえて株式会社形式、民間の形の方が人の採用その他についても柔軟性を持つというところがあつて、実は株式会社方式に修正で変更をいたしました。

基本的には、新しい日本版R.T.Cの執行部、これは与野党間の覚書で現在の住管機構の皆さんを中心に、中坊社長にそのまま引き継いでいただきたいというふうに私も理解をいたしておりますが、そこでこれまでの経験などを踏まえて柔軟にやっつけていきたい。

ただ、当然のことながら、従来の住管機構の規模よりも整理回収銀行が吸収する分、さらには新たに不良債権を取得して回収に当たっていく分ということであるというふうに考えております。ただ、整理回収銀行の現在のスタッフが、専従の方、正規職員の方の数が非常に少なく、破綻した金融機関からある意味では雇用対策的に一時雇用していらっしゃる方がいて、そういった方のモラル、つまり勤労意欲の部分のところはどうなのだろうか、いろんなさまざまな問題点があるようにございます。これは民間企業の経営者として新しい日本版R.T.Cの中坊社長以下の経営判断の中でどれくらい引き継いでいただくか、そう

いったことを柔軟に対応していただきたいというふうに考えております。

○木村仁君 ありがとうございます。

五千二百億の日本リースに対する債権を放棄するという話が出ておりましたときに、やはり民間の金融機関の、そういった危機的な状況の中で行われる金融の世界では常識的なことであるかもしれないけれども、一般国民の気持ちには到底そぐわない。したがって、長銀自身がそれを償却あるいは放棄するのはいいけれども、その後はちゃんとやっぱり回収すべきものは回収して公的部分に返ってくる、そういうことが必要ではないかというのが多々の人々の考え方であつたと思つて、あるいは破綻していない金融機関に対しても公的資金が注入され、非常に劣化した債権がそちらの方で引き受けられていくとすれば、その機構自身が非常に効率性の高い、そして回収能力の高い機関でなければいけないであらう、そういうふうに思います。

現在、両機構がこれまでに回収した比率でいきますと大体二〇％ぐらい、これが非常に効率的なものであるかどうかということは私には判断がつかえません。一生懸命やつていただいていると思つて、しかし、今後ますます新しいシステムのことでこれが効果的な効率的な会社となるように、これはもう立法者の仕事ではないのかもしれないけれども、注目していかなければいけないと考えております。

次に、金融再生委員会のことでございますが、これは時限的な委員会、そしてそれが終了した後は金融庁というものがこの分野を統括していく、こういうことになるようにございますが、この規模としては、現在の金融監督庁の組織に、委員会の総務部門でありますとか、新たに加わってまいります金融システムに関する企画部門、こういうものを加えた程度というふうな比較的コンパクトな姿になるというふうに考えてよろしゅうございますでしょうか。

○衆議院議員(池田元久君) お答えをいたしました。金融再生委員会設置法第十四条に、「事務局を置く。」ということになっております。その規模、人員を決めるのはこれからです。ただし、二〇〇一年三月までに不良債権問題の解決に集中的に取り組むというのであれば、現在の金融監督庁に多少の人員を加えた程度では明らかに不足すると思つて、経済、法律に詳しい職員を思い切つて多数集めるべきであると思つております。

○木村仁君 金融システムの危機の問題、これは今世紀二度目の問題であらう。一度は一九二九年の大恐慌以降の金融恐慌、そして今回の大失敗、こういうことであらうと思つております。そして、それが幸いにして二〇〇一年までに、あるいは片づかないかもしれませんが、鋭意努力をして片づけるとして、それからまた平常の金融システムとして機能していくわけでございますが、この何年かの傾向を見ておられますと、あるいは証券会社の不祥事の問題、そして金融システムの危機の問題、こういうものを通じてこれを監督、指導する機構がだんだん私は大きくなつていくというふうな危機をいたしております。平時であれば、金融機関の良識あるいはその経営能力に任せていくべき問題が多いはずでございますから、危機的な状況の中をしっかりと監督、管理することは別として、それが肥大化したまま将来にわたつて進んでいくというふうなことがないようにしなければいけないと私は存じております。

そして、これは恐らく反響をいただくから御答弁はいたさない方がよいと思つてございまして、けれども、私は、大蔵省の皆さんにしっかりと反省していただき、その構造的な欠陥を直しながら、大蔵省が一元的に金融の問題は財政とともに運営していくのがよろしいと思つております。これは別として、やはり今後、この数年間、委員会ができて、これは内閣からかなり独立した機能を営んでいくとすれば、例えば大蔵大臣が国際的な会議に出ていかれるときに、日本の大蔵大臣

は、現在の官澤大蔵大臣はもう何度もそういう御経験がおありになり世界的に有名でありますからよろしいのでありますが、必ずしもそうでない方が大蔵大臣になられることもあり得ます。能力があつても世界的には知られていない。

そうすると、やはりG7等においての比重が軽くなつてきます。そこへもつてきて、いや、私は財政のことばかりですが金融のことばかりではありませんよと、こういうことではやはり日本の世界一流国としての面目が立たない、こういうこともあらうかと思つて、何とかこれは、分けられるけれども、そういった場ではきちつと整合性のある発言ができるような形を持つていかなければいけない、こういうふうな考えを申し上げます。大蔵大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(官澤一君) いろいろその問題は各党の協議でも御議論になりましたし、将来に属していることでもございまして、ちよつと私から申し上げることはこの際御遠慮させていただきます。

○衆議院議員(池田元久君) 木村議員に申し上げますが、別に反撃するつもりはございません。政権にいらつしやる立場ですから、ぜひこの金融監督体制の強化について協力していただきたいという立場からお答え申し上げたいと思つて、御存じのように、金融行政はビッグバン時代に入りまして、これまでの密室業者行政から市場中心の行政への転換が迫られています。別の言葉で言えば、事前指導型行政から事後チェック型行政へ転換しなければならぬ。最近のように銀行検査を強化充実していけば多くの人員が必要となるわけです。米国の例をとれば、銀行監督は通貨監督など四機関で八千人、またいわゆるSEC、証券取引委員会は一九九五年の定員で三千三十九人となつておられますが、我が日本の金融監督は、これに比べて、証券取引等監視委員会の九十八人を合わせて四百三人となつておられます。私も行政のスリム化というのは必要だと思つて、行政需要の多いところ、ないところ

ろ、めり張りをつけてやるべきだと考えておられます。

それから、もう一言申し上げますと、検査をしつかりやれば公的資金の投入は少なくなるわけでありまして、私は日本の金融監督体制は抜本的に強めるべきであると思えます。ぜひ木村議員の御協力もいただきたいと思えます。

また、G7の問題でございますが、これはよく私も金融監督庁の対案のときも答弁をいたしました。が、要するに、先進七カ国大蔵大臣・中央銀行総裁会議というこのG7では、財政や国際金融を担当する大蔵大臣と金融政策を担当する日銀総裁が出席することになりますから、不都合はないと思えます。

以上です。

○木村仁君 時間が迫つてまいりますので、次に進ませていただきます。

債権回収業、サービサーの問題でございますけれども、これは大変時宜を得た立法ではないかと考えております。ただ、資本金が五億円以上という非常に大きな基礎を持った会社になっておりますし、恐らく弁護士の世界の皆さんの協力をいただけるのではないかとと思えますから安心でございますけれども、問題が問題でありますから、よほどしつかり最初から議論しておかないと、債権者にとつても債務者にとつても大変都合な組織になるといふものもまた出てくるおそれもあります。

そこで、まずお尋ねをしたいんですけれども、私どものもとにも弁護士会から、これは反対であるという意見が届いておりますけれども、もちろん明治以来ずっと弁護士の仕事であったことを、時間に限られておられるのかもしれないけれども、とつていくわけでありまして、反対があるのは当然だと思えます。

この間の協議は行われ、そしてうまく決着がついてこの法律ができていますのでありませうか、発議者にお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(杉浦正健君) 木村委員の御質問に

お答え申し上げます。

まず、私どもの金融再生トータルプランに深い御理解を賜つておることに対して敬意を表する次第でございます。

御指摘の点であります。この法律は、御承知のとおり、弁護士法七十二条、七十三条によりまして明治維新以来弁護士が業として債権回収を行う業を独占してきたというのを緩和するわけでありまして、一種の規制緩和であります。そして、いろいろ聞いておりますが、かなり多くの会社が誕生するのではないか。新しい業種が誕生するわけ、雇用も生まれますが、そういう結果になると思われるわけでございます。

そういうことにかんがみまして、私どもは当初から弁護士会と御協議をいたしながらやってまいつております。宮澤先生のもとで本部ができて、このプロジェクトチームが発足した当初から、日弁連にはオブザーバーとして私どものプロジェクトチームに参加をしていただいて議論をいたしてまいつております。

御意見は十分に承つてまいりましたし、資本金を五億円以上にするというのも弁護士会の御意見であります。それから、常務に係る取締役を一名以上会社に入れる、これも弁護士会の御提言でございます。暴力団の関係者を徹底的に排除するとか行為規制を厳しくするとかいう点につきましては、弁護士会の御意見を十分に承り、弁護士会としてもPTを発足させて現状調査もアメリカに行つてなされたものであります。そういう事情をよく承つて十分な御議論をさせていただいてつくとつてまいりましたので、御理解は十分いただけておると。

日弁連はああいう大きい組織ですから、一、二反対の方がいらつしやるのは当然であります。日弁連としての御理解はいただいた上でここまで来ていると御理解いただいてよろしいと思えます。

○木村仁君 多分、弁護士会、弁護士の皆様方の全面的な理解と協力が得られて初めてこの会社は

うまく機能していくと存じますので、そういうことを期待しておきたいと思えます。

それから、いわゆるサラ金に係る債権の回収といたすのは本法の適用外だといふふう聞いておりますが、もしそうだといたしますと、これはサラリーマン金融、このサービサーというのは債権者に対するサービサーをする会社であると同時に、やっぱり債務者に対してもソフトを取り立てを行うという意味ではサービサーをするもので、恐らく大手のサラ金業でも、このサービサーを使えば経費もアウトソーシングで安くなるし、そして対債務者との接触面でもソフトになるのではないかと

思うから、私はこれを除外するというのは大変残念に思ふんです。

これは議論に議論を重ねた結果そういうことになったのでしようから、この時点で文句を言うつもりはないのでございますが、将来また機会があるならば、そういうことをお考えいただければどうか。これも運用を見てもうまいきそうならばサラ金の分野にも入れていただいた方がいいのではないかとと思えますが、いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(上田勇君) お答えいたします。

今先生御指摘のとおり、今回の法案におきましては貸金業者につきましては銀行系ノンバンクに限らせていただいているものでありまして、またそれも、ここでは法案の第二項第一項で貸金業者の有する貸付債権につきましては不動産担保つき事業者向けのものに限定するというところでござい

ますので、個人向け融資が中心となりますサラ金等は除外されているところでございます。

これは原案におきましても、本法案の目的が金融機関が有する不良債権の実質的な処理の促進を図るといふことが目的とされているわけでございます。まして、原案の提出者の意図としてもいわゆるサラ金等の貸金業者の個人向け債権は主たる対象とはしてはなかつたところでございまして、与野党協議の中でそれを一層明確にしたというところで

ございます。

なお、協議をいたしましたして、修正案におきましては、この法案の運用の実態を見まして、五年後には見直すというような規定を設けていただいております。

ぜひとも、当初限定的な出発になります。この制度が円滑に進むことを期待いたしまして、それが本場に円滑に進むようでありませうれば、五年後にその見直しにおいて債権対象の拡大等もその中に含まれて検討すべきものだといふふうに理解している次第でございます。

○木村仁君 御一緒に考えてまいりたいと思っております。

時間が尽きそうでございますので、一つだけ簡単に御質問をいたします。

それは、貸し渋り対策と不動産権利調整委員会法案の行方の問題でございます。いわゆる貸し渋り対策につきましては、八月二十八日に極めて大胆な対策が閣議決定され、そして中小企業向けの信用保証協会の保証の枠の拡大あるいはその一部無担保化等の充実、それから政府系の金融機関の四十兆に及ぶ貸付額の拡大、こういうことがなされたわけでございます。

ただ、この場合、善良なる債務者であればこの制度に乗つてどんどん行くわけでございますが、現在でも地方に参りましても本場に善良なる債務者で経営状態も非常にいいところはあるけれども貸し渋りの被害は受けていない。貸し渋りの被害を受けるのはむしろベンチャー系のビジネス等であろうと思えますけれども、むしろやっぱり善良なる債務者かどうかというのがちょっと疑わしい、一遍履行遅滞を来しておるとか、あるいは経営内容が非常に悪化しているとか、そういうところをございまして、そういうところになりますと、やっぱり銀行は、これは貸し渋りではございませぬ、銀行としては貸せない状態でございますと、こういう説明になりますし、保証協会の方も、私どもは保証をするものであつて、銀行にそれでも、少しきずものであつても貸せとは言えないんです、こういうことになりますから、今

本当に苦しんでいる中小零細の企業がそういう意味で運転資金に詰まってつぶれていくということが多々ございます。

それは経営者の方にも責任があるわけでございますから一概には言えないのでありますけれども、やはり金融機関について破綻処理をスムーズにやっていくことが必要のように、中小零細の企業にとつても破綻に瀕したときに何かもう少し簡便な駆け込み寺があるということは非常に心強いことで、この不動産権利調整委員会法案というものがどこにねらいを置いているのか、もう時間がありませんから議論しませんが、少なくともその法律の目的の中には、そういう企業破綻状態になって破産したときの再建にも資すると書いてあります。

そういうものでありますから、昨日の御議論の中で調停あるいは仲裁であれば裁判所の方が上手だ、力もある、こういうお話がございました。なるほど、考えてみれば調停と仲裁だけやっつて、あつせんとかそういう事前の行政らしい行政の世界へ持ち込んでくることのメリットが少ない法律かと思えますけれども、そういうことはまた協議の上、修正でもして、ぜひこれは今国会で通していただければと思いますが、そういう全体的な面について、大蔵大臣、いかがお考えでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) このたび諸法案をめぐりましてこうやって両院で御議論がござります。その中で、金融機関に厳しくなければならぬというところは、従来のあり方あるいは行政のあり方から見ても、私はそういう御指摘があることは当然だと思っておりますけれども、他方で、預金者が保護されておりますために、金融機関の倒産ということについては、比較的借りている立場というものが問題に出てこない。これはまた声なき声のようなものでございまして、借りている中小企業が金融機関を批判することはほとんど致命的になりますので、その声が出てこない。したがって、御議論がどうしても金融機関に厳しくなつて、借

りている立場というものはなかなか出てこない嫌いがござります。

これは、しかし我が国全体にとつて非常に大事なことでありうと思つておりまして、今御指摘のようなことはそういう観点からいろいろお考えをちょうだいしたいと思つておられるところでござります。

○木村仁君 通産省の局長さん、お見えいただきたいと思つたので、最後に、貸し渋りの問題、充実した内容の対策を講じながら、実際は末端では中小企業は余り変わらなかつたという苦情が出てこないように一生懸命PR等やっつていらつしゃいますけれども、例えばネガティブリスト、これも見ると、やっぱりああ本当に善良な債権者しか救えないのかなという気がして心配でなりません。

そういう点について、これは激励の意味も兼ねてございしますが、どういうお考えを持つていらつしゃるか、お聞きしておきたいと思つた。

○政府委員(殿岡茂樹君) 先生御指摘のように、この十月から新しい特別の貸し渋り対応の保証とこの十月の実施しております。この制度の中では、保証要件を緩和することととも、適切な基準を設けることによりまして円滑な資金供給を図りつつも、無制限に保証がなされるということもないようにという工夫をしていくわけでございます。その一環としてネガティブリストというものを設けさせていただいております。

具体的に申し上げますと、例えば破産と議あるいは会社更生の申し立てなど、事業継続の見通しが立たないような場合、あるいは粉飾決算を行っている場合等々、こういったものをネガティブリストの中身にいたしまして、これらに該当する場合を除いては原則として保証を承諾するんだという扱いにしているところでございまして、保証協会における迅速な処理とあわせまして、その保証引き受けの要件の緩和を図つておられるところでござります。

私どもとしては、この保証の万全な実行という

のを今後とも努力してまいりたいというふうに思つております。

○木村仁君 同僚議員が待つていらつしゃいます。ちょっと話し合ひがございましたので五分延長いたしました。大変失礼をいたしました。あしき慣習となりませんようにお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○委員長(坂野重信君) 関連質疑を許します。岩城光英君。

○岩城光英君 木村議員の関連で質問をいたしました。自由民主党の岩城光英と申します。私も一年生になつたばかりでありますので、皆様の御指導をよろしく願ひしたいと存じます。

また、金融の分野につきましてももちろん素人でありましても、これまで例えば選挙戦を通じてまして寄せられた国民と申しますよりは地方の住民の声をもとに質問をさせていただきます。

さて、衆議院におきまして各党の皆様が熱心に議論を展開されましたことに敬意を表したいと存じますが、その間に、例えば株価の問題あるいは失業率の問題を倒産の問題と、よりひどい状況になってしまったこともまた事実であります。とにかく早く道筋を示してくれというのが国民の声であるようにも受けとめておりますし、金融再生はまさに待たなした状況にある、こう思っております。こうした中、昨日のこの特別委員会におきましても熱心な議論が展開された場面もありましたし、私自身は前向きな議論をさらに重ねていく姿勢が大事だ、こんなふうに感じたわけでありまして。

ところで、国会でのいろいろな論戦は、もちろん専門的な用語等も入るからでありますけれども、やはり一般の国民にとりましてはわかりにくい部分もあるのかな、こういうふうには正直言つて感じました。極力わかりやすい言葉で説明することも必要だろつと思つております。私自身、七年間いわき市というところの市長を務めさせていだ

員の皆様から時折、議会で答弁に横文字が多過ぎるとかそういう指摘を受けたことも事実であります。その私が国会に参りましたことも感じていたわけでありまして、国会と国民との間にまだまだ隔たりがあるんだな、そんなふうにお感じいたします。

ところで、地方自治体がそれぞれの持つ特性、そして置かれてある環境、こういったものを十分に生かして個性と魅力あふれる町づくり、地域づくりを行うことが今求められているものと思つております。その地域の歴史、伝統そういったものを大切にしながら新たな地域の文化を創造していく、全国どこにでも同じような地域づくりをするのではなく、個性あふれる地域づくりが求められていると思つております。全国に三千二百三十二の市町村がありますが、その市町村がそれぞれ元氣を出すことが日本の国土の発展につながると私は常々思つておりました。

さて、質問に入らせていただきます。

去る四月二十四日に取りまとめられました総合経済対策であります。総事業規模十六兆円というところで、過去最大の規模だったわけでありまして。公共事業や減税措置など、財政出動を伴ういわゆる真水部分は十二兆円程度でありました。このうち地方単独事業一兆五千億円を除く減税等の財政措置はこれまで随時執行されてきたわけでありまして、依然として景気の回復が見られないなど、厳しい状況にあることは御承知のとおりであります。私も現在、週末に地元に戻つていろいろ話をお伺いするわけでありまして、特に地方に住む住民の感覚としましては、底をついていくというよりも、もっともつとこれから悪くなつていくのではないかと、そういう不安の方が多いためにも思つております。

そうした中、地域経済に直接反映することになる地方単独事業はそれぞれの地方議会において議決、執行されることになっておりますが、大方の自治体は九月議会において決定されることになると思つております。

そこで、まずお伺いいたしますが、地方単独事業につきまして、住民に身近な生活関連施設の整備ということで、地域の事情に即して実施され、地域の経済を下支えする事業として重要なものであると考えておられますが、国が地方に要請しております一兆五千億円規模の事業は確保されます見通しがあるかどうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま政府委員から具体的には申し上げますが、ここに来まして地方財政の実情が非常に悪いということも私も心配しております。

せんだつても、公共事業の契約率は比較的いいにもかかわらず支払いがほとんど進んでいない。それは地方の金融失速によるもので、国がある程度それは肩がわりをしなければならぬという決定をいたしましたところでございますし、これからまた減税を考えますときにも、減税分の負担を地方に余り大きくかけるといふことにはいろいろ問題があるといふような問題意識も持っております。今おっしゃいましたようなことを実は非常に心配いたしております。

ただいま具体的に政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(二橋正弘君) 総合経済対策を踏まえました単独事業の予算計上の状況でございますが、地方公共団体におきましては、十六兆円の経済対策を受けまして六月補正で既にかなりの予算額を計上しておられまして、私どもの方で調べておりますところでは、六月補正におきます都道府県と政令指定市の追加計上額、これは公共事業関係で約一兆八千億であります。単独事業も約三千四百億円をもう既に計上されておられまして、これは県と指定市でございますが、相当前倒しの予算計上になっております。それから、一般の市町村におきましてもかなりの前倒し計上をしておられるという状況でございます。

現在、九月補正予算の対応状況というのを聞かせていただいております。ほぼ把握できるような状況になりつつございますが、今のところでござ

ざいますと、九月補正におきましても、非常に厳しい財政状況の中ではございますが、片方でまた地域の経済状況が大変厳しいということも踏まえて、地方団体でかなり積極的な予算計上がされておる状況でございます。私どもの方で今おおよそつかんだ数字でございます。何とか要請をいたしましたお一兆五千億という額は計上が達成できるのではないかというふうな見込みを持ってるところでございます。

○岩城光英君 次に、県単独事業の場合でありますけれども、この事業の場合はそれぞれ七月から八月までの臨時議会ではほぼ対応されていると思っております。

そして、この効果は二カ月あるいは三カ月というふうな短い期間で反映されるという即効性が強いと思われませんが、この県単独事業の効果はどのように見ていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○政府委員(二橋正弘君) 県の単独事業につきましては、国の直轄事業や補助事業と同じような公共投資としての経済に対します浮揚効果を持つものでございますが、特に単独事業につきましては、先ほど委員が御指摘になりましたように、それぞれ地域の事情に即して創意工夫を生かした事業を実施するといふものでございまして、住民に身近な社会資本を機動的に整備する、それから地域経済を下支えする、そういう重要な役割があるものと私も認識をいたしております。

この県単独事業の計上の状況につきましては、先ほど申しましたとおりであります。六月補正あるいは臨時議会等で前倒し的な計上がかなり行われておりますし、九月でも先ほど申しましたようにに相当積極的な予算計上がされて、これは県、市町村を通じて全体として先ほど言いましたような目標額が達成できそうなそういう状況にあるというところでございまして、小回りのきく事業が多いものでございますから、そういう意味では発注すればかなり即効性が出てくる、そういう性格の事業であるというふうな思っているところでござい

ます。

○岩城光英君 先ほど宮澤大臣からもお話がありましたように、地方自治体の財政状況は非常に厳しい状況にあります。こうした中、地方にとりましては地方単独事業に対する国の財政支援が大きなポイントとなっております。

今年度は地方負担額見込み約二兆円の二〇%を目途とした四千億円の地方交付税の増額措置を行ったわけですが、この措置の波及効果につきましてはどのようによりに受けとめていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○政府委員(二橋正弘君) 年度の中で経済対策を行いまして、公共事業あるいは単独事業の追加をかなり地方団体に要請をいたしましたところでございます。

これまででございますと、通常は、年度中途の予算の追加でありますので、地方負担額というの原則として全部地方債を発行いたしました後年度その元利償還を財政措置するというやり方をしておいたところでございますが、昨今のように非常に借入金の残高がふえて地方団体が借金の圧力というのを非常に痛感するような状況でございまして、そういうやり方ではなかなか予定した事業が消化できないのではないかとということから、さきの経済対策に関連いたしましたことは、そういう状況も踏まえまして、公共事業だけではなく単独事業の円滑な執行にも資するという観点から、御指摘のように地方交付税の増額四千億円という異例の措置でございますが、そういう措置を講じたところでございます。

こういう措置を講ずるに当たりましては、地方団体の代表の方々と自治大臣との意見交換をしていただきますとか、私もなりにまたいろいろな機会を通じて地方の意見あるいは実情を把握いたしまして、そういう措置をとったところでござい

ます。

非常に厳しい状況の中でございましたけれども、こういう異例の措置をとるといふことが地方におきまして、先ほど申しましたような形で予算

計上はほぼ目標を達成できそうな状況になってい、そういうことの一つの大きなポイントになっているものというふうな考えております。

○岩城光英君 ありがとうございます。今後とも地方の実情等を十分に反映した施策の展開をお願いしたいと存じます。

次に、大臣にお伺いをいたします。

政府は昨日、今年度の実質経済成長率の政府見通しをマイナス一・八%に下方修正したことを受けまして、景気の早期回復を目指した緊急経済対策の策定に着手したということでありまして、事業規模で十兆円を超える今年度第二次補正予算案に盛り込む追加的な景気対策を早急にまとめる方針だということでもあります。

現在の経済状況を考えますと、この内容をどのように組み立てるかが重要である、こんなふうな思っておりますので、この対処される方針、内容等についてお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨日、本年度の経済見通しを下方修正いたしましたことに関しまして、そのような経済情勢に改めてどう対処するかということについて閣議で関係閣僚からいろいろ発言がございました。

私としては、いい考えがあれば何でも私は受けとめます、財政がネックになるようなことはいいたしませんといふことをきのう申し上げたわけでございます。かねて、来年度の予算編成方針につきまして、例年と異なりまして緊急枠というものを別途設けておられまして、それは公共事業、非公共事業合わせて四兆円でございますが、それにつきましては八月の概算要求ではなくて十月に、こういう状況に照らして即効性のある、今までの継続でなくともよろしいから、スクラップ・アンド・ビルドでなくともよろしいから、スクラップ・アンド・ビルドであればひとつ十月までに各省庁出してほしいといふことを、要求枠はその一・五倍とか一・七五倍とか設けてお願いをしております。これは十月末と考えておりましたのですが、そのことは八月の出来事でございまして、各省庁か

九

なりいろいろ考えておられるだろうと思ひますので、さしずめそこらあたりが今度の一つの中心の課題になるのではないかと思つております。

現実の問題といたしまして、この臨時国会が恐らく会期の延長をなさるのでないかというふうにも思われますので、その時期のところのとり方をどういうふうにするかということとはちよつと決まっておりますが、さしずめ、しかしそういう基本方針に沿つて一遍関係閣僚の自由討議をしよう、できるだけ早くいたさなきやならぬと思つておりますが、その中でどういうことを各省庁が考へておられるかをもう少し自由に議論してみたいと思つております。その後、多少輪郭が出てくるのではないかと、こう考へておるところでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

こんなふうに思ひますけれども、それだけに七十年前より現在の方が非常に恐ろしい危機にある、そう言われるゆゑんかと思つております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

ただ、今日もそういう意味ではやっぱり大きな信用膨張があつて、プラザ合意以後のことでございますが、その後パブルがはじけたという点では、非常に大きくなった金融が支えておつた経済が、金融が縮小することによって支え切れなくなつておるという点では、私は共通の問題があるだろうと思つております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○岩城光英君 ありがたうございました。そこで、こういった指摘もございまして。今の日本は、一九三〇年代の米国、アメリカの銀行改革と不良債権処理方法を参考にすべきであるとちよつと論文の一端を讀ませていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和初期の恐慌は、その前に第一次大戦がございまして、我が国が非常に躍進をした。またちよつとその裏目が出た時期でございますけれども、たまたまその間に関東大震災がございまして、この震災手形というものが起つたというふうにか考へておるわけでございます。

○岩城光英君 さらに英知を結集されまして、効果のある方策等について取り組みをお願いしたいと存じます。

結局、第一次大戦後に知らないうちに大きくなつてしまつたアメリカという国をもう一遍自意識のもとに新しい国につくり直すとしたのがあのルーズベルトであつたというふうに思うのでございます。それで今日のアメリカの基礎が確かに築けたというふうに思ふわけでございます。

我が国にとつてもやはり直接のきっかけは一九八五年のプラザ合意であると思ひます。それは、あのときに二百四十二円であつた円が急上昇して、いろいろ消長はございましたけれども、いつととき七十九円まで行きました。今日また、きょうはちよつと円がいいようですが百三十円前後、それでもこれはもう大変な変動でございますから、国全体が変わつていく過程を我々は今通つていゝんだらうと思ひます。

そういう意味では、こういう金融危機の後の日本、これをうまく解決できましたら我が国はある意味で違う国になるのではないかと、そういう意味で、ルーズベルトがアメリカに対して行つたこととの基本的な認識は、私はそこは一致しているのではないかと、いふふうに考へておられます。

○岩城光英君 ありがとうございます。
次の質問に移させていただきます。

経済戦略会議が去る八月二十四日でしたか、設立されました。これは総理大臣の諮問会議として設置されたわけでありませうけれども、我が国経済の再生と二十一世紀における豊かな経済社会の構築のための構想について調査、審議をし、意見の具申を行うと、こうされております。これまで既に四回の会議があつたとお伺いしておりますが、昨日ですか、総理の指示を受けて十四日まで緊急提言をまとめるという報道に接しておりますが、この会議の現在までの取り組み状況とその成果についてお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) この会議は、総理大臣が今の日本の直面する問題、しかしその中でも毎日毎日の行政の課題はこれは行政がいたしますが、それをちよつと離れて、二十一世紀を展望して、もう少し基本的な問題、二十一世紀における豊

かな経済社会を築くために考へておかなければならない問題について、企業経営の方あるいは学者から総理大臣が意見を聞かれるというところで、今朝までに五回あつたようでございます。

幾つかのテーマを設けて議論しておられまして、ここでは毎日の行政と重ならないように、しかし余り迂遠なことでなく、二十一世紀に向かつてしなければならぬことは何か、そういう提言を求めするために何回かの会議を開いておられるように存じております。幾つかのテーマを設けられておりまして、それにつきましてもの提言を得たい、こういう努力が行われておると承知しております。

○岩城光英君 時間の関係もありますので、次の質問に移させていただきます。

金融システムの安定化というのが喫緊の課題であることはもう先ほどお話を申し上げております。国際的にも日本の不良債権問題の迅速な処理が望まれているわけでありませう。そうした中、先般ですか、十月の二日から四日に行われましたNHKの世論調査におきましても、景気対策で今最も重要なものとして金融システムの安定化を挙げることが四一・三％の割合に至つております。

こうしたことを受けまして、今後、金融システムの維持、再生というシステム、枠組みの中で大手銀行の位置づけ、あり方をどのようにお考へになつていらつしやいますか、御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) かつて日本のいわゆるマネーセンターバンクスは、世界の金融界の一番から十番までほとんど独占した時代がございました。そのときは、アメリカの例えはナショナルシティ銀行が一株八ドルまで落ちおれた時代でございます。その形勢はまことに逆転をいたしました。その中で今、日本の大手金融機関としてはやはり二つのことを考へておられるかと思ひます。一つは、もう金融のビッグバンによりまして外国からの競争も入つてまいりました。したがつて、できるだけ力を団結する必要があると思ひます。

よつて結果として、このビッグバンの時代を勝ち抜くための体制をつくるということが一つの命題だと思ひます。

同時に、しかし銀行によつては、今まである意味で人もするからといってやつておつたような海外活動を、むしろ自分の銀行は体力からいってやめると、そういう動きを示している金融機関もござりますから、対外的にはより少ない数の銀行が競争場裏に臨むということではないかと思つております。同時に、対内的にはおのおの銀行がいわゆるユニバーサルバンキングは別といたしまして自分の得意の分野で残ろうと、そういう努力がまた行われているように思われます。

押しなべて、今、日本のマネーセンターバンクスにありません問題は、不良債権の処理というのにつきましても問題とビッグバンという国際的な競争力の問題が二つ一緒に起つてまいりましたので、問題の処理がそれだけ複雑になつておると見えておりますが、そういう中で、しかし同時に、先ほどお尋ねがございました地方の銀行は独自の力を明らかに発揮しつつありまして、地方によりましては非常に大きな力に地方銀行がなりつつあるように見受けられております。

○岩城光英君 実は大方の国民は、金融の問題につきましても用語の専門的なこともありましてなかなかわかりにくい、理解しにくいというのが事実であろうと思つております。なぜ国民の税金で銀行だけを救うのか、中小企業が銀行の貸し渋りに遭つて非常に危機に直面しているのに、どうして銀行だけなんだという素朴な声ももちろん多いわけでありませう。

そうした中で、地方の住民の中でも、例えば大手銀行を再生させないと我が国の経済がますます悪化してしまふ、だから破綻前の処理が大事だといふふうな意見や、資本注入しても、銀行が回復すればその資金は回収できるけれども破綻してしまふともう何も戻らないんだと、こういうふうな理解している方もいることはあるんですが、まだほんの一部のようでありませう。

私は、やつぱりもつとわかりやすく国民に説明する必要があるのではないかとと思つております。大きな銀行がつぶれるということが、その結果どういふことが起きるんだということが、例えば公的資金を導入することは善良な借り手の保護であるいは個人消費への悪影響を防ぐという意味があること、さらには破綻の連鎖を防ぐ、こういうことを具体的な例を挙げながら、例えば破綻した場合に失業者がこれだけ出るとか、そういうシミュレーション等を取り上げながら説明する手法も今後政府として考へていく必要があると思つております。

昨日もこの委員会でもパネルを使つての質疑等もございました。テレビ等で国民に直接訴へる必要もあるかと思つておりますが、そういう点につきましてもどのようにお考へになつていらつしやいますか、お伺いさせていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国のような市場経済の国では、よく言われますように、金融が正常に動いておるといふことは、どなたかもけさおっしゃいましたが、血液が順調に流れているようなものである。血液が順調に流れております限りは、そのことはほとんどの人が気がつかないわけでございますので、そういう意味では流れておる限り知らぬでもないこととございませうと思ひますが、故障が出つたときにこういう御議論が起る。

ただ、我が国では預金者が一〇〇％保護を受けておりますために、給料生活者のほとんどの方々は銀行というものについての関心を持っておられません。自分の預金が危なくなるのでしたら関心を持たれるのですけれども、絶対それが大丈夫なものですから、銀行なんかどうなつても知つたこつちやない。ちよつと給料は高いし、お高くとまつていゝし、場合によつてはつぶれるのもしないんじやないのといふような考へ方は殊に都会の給料生活者の間には多いと思ひます。

他方で、地方では中小企業の方々は実はもう支店長さんの靴でも磨きたいようなそういう心理で

ございますから、一言でも悪口を言えばもう命にかかわる、死ぬときまで一遍言いたいといったような心理でございますから、自分たちが困っているところをうっかり言えない。訴えて出るところがないんです。わずかにお互いのように、地方と接触のある者が政治の場にはほとんど大変になっているのだというように、初めて借り手の立場というのが言えるんで、これはどうしてもマスコミコミュニケーションにも出てまいりません。ですから、銀行が健全であることについての国民的な関心というのは実際は高くございませんとというのがよくも悪くも現状だと思っております。

そこで、先ほどおっしゃいましたように、中央の銀行に仮に事が起こりましたときに、それは今東京でもちよつとありかかったことがございませけれども、例えば長銀の話が出ますと、そうすると、この次はどうか、どこへ行くんだろうというようなことは、殊に直接被害を受けない立場からいいますと大変に興味のある話題でございますし、それはまた、そういう風説が流布されますと、実際事実になることがないとは言えない。またその風説を利用する人も当然おるように思いますが、先般の株式市場などには明らかにそういうことがあったと思えます、銀行株につきまして。そういうことから来る一種の風説あるいは伝播と申しますか伝染と申しますか、そういう「一大虚を吹ゆれば万大実を伝う」というようなことは実際にしばしば起こることでございます。そういう危険が一つ。

それから、そういうことを海外が見ておりますから、日本の信用についての非常な疑いを持つ。それは具体的にはジャパン・プレミアムというように海外から外貨がとれなくなる。これは昨年、ことしも、現に今もあることでございます。そこからまたデリバティブズというようにもいろいろなふう言われる。これはアメリカでこの間ヘッジファンドの失敗がございまして、お互いが見ておられますけれども。

そういうことに加えまして、大銀行ですから、そんなに国民に關係はないといましても大きな銀行は比較的大きな企業に金を貸しておりますので、その金が出なくなりまして企業の倒産、それは下請に当然影響するということも申し上げざるまでもないことでございますから、そういうことで、銀行がつぶれても自分に關係ないというわけにはなかなかまいらない。

それは、政府關係の機関も一生懸命保証したり貸し出しをしたりいたしますけれども、市場経済が基本の我が国では政府關係機関がやられることにはもう限りがございます。やはり市場の金融機関が血液が正常に流れていかなければ日本の経済活動というのは難しい。それがやがては一人一人の生活に關係してくる問題だというふうに考えております。

○岩城光英君 今、国民は、公的な資金あるいは税金といったものにつきまして非常にその使われ方に敏感になってきております。それだけに納得する説明が必要でありまして、そういうことによつて初めてコンセンサスを得ることができるとも思っておりますので、今後とも創意工夫を重ねていただければと思っております。

次に、發議者の先生方に質問させていただきます。きのうも石川先生から御指摘があったことなどは思いますが、金融再生関連法案の共同修正案についての評価でございますけれども、先ほど申し上げましたNHKの世論調査で、評価するが三三・七％、評価しないが三三・六％、わからない、無回答が三三・七％という数字が出ております。ほぼ三分に分かれたわけでありまして、このNHKの世論調査につきましてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○衆議院議員(池田元久君) NHKの世論調査というところでございまして、私としてはちよつと懐かしく思いました。そういうえば、かつて選挙班の事務局長というようなこともやって、世論調査を随分取り扱いました。今選挙をやる立場になつて、また世論調査について非常に関心を持つております。

私は専門家ではございませんが、まず決定率といえますか態度を決めた人の数、割合、これが大事で、選挙の場合は非常に決定率が低いにもかかわらず大きく優劣が報道されるという問題がございまして。それともう一つは、やはり設問の仕方によつて随分違うと思うんです。

ですから、古果のNHKがどのような設問をしたか私はわかりませんが、この世論調査の評価に對する評価を申し上げますと、まず、実務者ではこの金融再生法案については九月半ばに合意していたわけですから、それから、党首会談までやりながら合意に反する政府・自民党の幹部の発言が相次ぎまして、前進と後退を繰り返した。残念ながら、中身の問題ではなく折衝がごたごたした印象を与えたのではないかと思っています。このことが世論調査の評価に残念なものがあつたのではないかと感じがいいたします。

私としては、この金融再生法案に対する考え方、評価についてはもつともつと評価していただきたい。きのうも申し上げましたが、まず政治主導で行われたこと、そしてプリッジバンク法案にない危機に對症できる本格的、包括的なスキームを用意したこと、さらに金融行政の一元化へ向かつて大きく前進したこと。もう一つ、きのうは申し上げませんが、不透明な長銀の処理策を事実上撤回させることができたこと、少なくとも四点において私はもつと高く評価をしていただきたいと思います。

○岩城光英君 もつと高く評価してほしいというところでありますが、この世論調査でなく、例えば経済界とか、それからもつと地方の銀行あるいは信用金庫、信用組合、こういったところの評価についてはどのようだとお思いでしょうか。

○衆議院議員(池田元久君) ちよつとお尋ねの趣旨がよくわからないんですが、そういった中小金融機関の方々の反応ですか。

○岩城光英君 はい。反応というか評価ですね、この修正案に對する。

○衆議院議員(池田元久君) 中小金融機関の方の反応はダイレクトに聞いたことはございません。しかし、メディア等で拝見する限りにおいて、とにかくこの金融危機に際してしっかりとした危機管理策を立ててほしいという声はよく目についたもので、私はそれに対する回答になつていないのではないと思つてます。

それから、海外のメディアの評価も決して低くありません。フィナンシャル・タイムズとかその他いづばい、挙げれば切りがないですが、高く評価をしております。

○岩城光英君 時間の關係で次の質問に移らせていただきます。

国民に公的資金の導入等を理解してもらつたためには、その前提として、これも昨日から言われていたことでありませけれども、銀行の自己改革、これに積極的に取り組む姿勢が求められておられるというところは言うまでもないことだと思っております。

例えば、金融機関の責任のあり方について、今後具体的に取り組むこととなつておりますが、厳しい対応が不可欠だと思つておりますけれども、しかし、それにより貸し渋りなどの融資の選別が強化されることのないよう配慮すべきだと思つてます。

また、金融機関の公的性格から見ましても情報公開の徹底が必要であります。しかしその内容によつては、先ほどもちよつと大臣からも触れられましたけれども、いたずらに混乱を招き、不測の事態になることも予想されますので、その基準も必要だと思つてます。

そうした中で、金融機関のリストラを強化する。例えば製造業と比べて二〇%以上高い給料の是正の問題、あるいは頭取経験者に引き続き顧問という名目で高い報酬を払つていることは是非、そして多店舗型経営、いわゆる店舗の整理とそれに伴う人員の整理、こういったリストラを強化し

ていくことが必要ではないか、こんなふうには思っています。時間関係で取りまどめて申し上げましたけれども、これらについて御所見を伺いたいと存じます。

○国務大臣(宮澤善一君) これはむしろ金融監督庁からお答えがある方がいいのかと思ひますが、ともかく、かつて世界のすべてのナンバーワンからテンまで独占していたようないわば大変に調子のいい時代から、今日のように厳しくいろいろなことを問われるようになった。これはやはりその方々も大変深く反省をしておられるように思ひます。思ひも寄らない、世の中から、今まで黙っておっただけに、気がつかなかったようなことをさんざん言われる。それは関係の方々、皆さんかなり深刻に考えておられるようでございますし、またそうでなければ困ると思っております。

○委員長(坂野重信君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午前十一時二十九分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として高嶋良充君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○小宮山洋子君 私は、消費者、納税者の立場から、これから先のこと重点を置きまして大蔵大臣に伺いたいと思ひます。

今回の金融問題全般につきまして、消費者、納税者である国民への説明が不十分なものではないかというふうに思ひます。私も議員になつたばかり

ですけれども、私の周囲の人に聞きましても、今回の金融問題については何が問題で何が起つていのかさっぱりわからない、そういう声が多いわけですね。特に、公的資金、税金を使うのですから、そういう部分については特に納得がいくような十分な説明が必要だと思ひます。

○国務大臣(宮澤善一君) 問題が大変複雑でございますので、国民の皆さんにわかっていたらどうかというのには確かに相当の努力をいたさなければならぬと思ひます。

ただ、今のお尋ねの関連で申しますと、消費者とおっしゃいましたが、預金者である国民は自分の預金が一〇〇%保護されているということを知つておられますから、そういう立場からこの問題について自然に関心が少ない。都会等の勤労者の方々はそういう意味で御自分の問題としては幸いにして心配をされない。しかし、地方の中小企業の方々は銀行から金を借りて仕事をしていたら、しゃいますから、そういう意味では関心を持っておられる、そういう違いがあると思ひます。

ですから、そういうことを知りながら国民にどのようにして関心を持っていただくかということになりますと、この問題の持つている国の経済における意義とかあるいは世界経済との関係とか、どうしてもそういうことになってまいりますので、多少難しいことは覚悟の上でそういう説明をしなければならぬというふうに思っております。

○小宮山洋子君 国民が関心が余りないというふうな今おっしゃり方だつたと思ひますけれども、関心を持つておられる、それだけの情報、材料が提供されていないというところが私は問題なのではないかというふうに思ひます。

そういう意味では、やはり国民の納得を得ようとする政府としての姿勢、その表現の方法をどう

いうふうにしたらわかりやすく説明ができるか。また、説明するためのメディア、媒体の選び方とか、繰り返しの頻度を多くするとか、もっとわかっているための努力が政府としても一層必要なのではないかと思ひます。

○国務大臣(宮澤善一君) その点は、仰せのとおりと思っております。

○小宮山洋子君 次に、そのもとにもなりませんが、消費者である国民が情報を判断できるようなためには第三者の評価というものが必ず必要なのではないか。そのためには、格付会社というの国際的には幾つかございますけれども、いろいろ国民がわかるような評価をして提示するための評価機関のようなものが日本でも必要なのではないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤善一君) そのとおりと思ひますけれども、まずその前に、実は金融機関自身が自分に関する情報をもっと明らかにしなければならぬんだと私は思ひます。

従来、いわゆる護送船団方式のもとでは、どうやっても結果は同じというのが護送船団の効果でございますから、それは努力を怠りがちでもあつた、自分についてのパブリシティもいなくして済む、そういう仕組みになっております。それはやっぱりいけないので、競争の世界になって、自分のところはよくやっているとPRをすること、自分の利益になることになりませんか、なかなか情報というものは出てこない。これからそういうふうな好むと好まざるにかかわらずなまいます点が一つ。

それからもう一つは、金融監督庁が初めて一つのかなり厳しい決まったスタンダードでマネージャーバンクスのなどの検査をしておられますから、そうしますと、今度は一つの基準に基づいて、おのおの自分の勝手の基準ではなくて、そういう評価がどうしても結果としては生まれてくる、明らかに生まれてまいりますので、そこからまたおのおの自分のために情報を開示しなければならぬ。開示された情報はばらばらのスタンダードではなくて、金融監督庁の検査官の持つておられるマニュアルぐらいな、そういう一つの基準の上での情報開示になりましたら、そうしたら情報というものが信じられるものになる、その段階が大事だと思ひます。

おっしゃいますように、そういうものをこなし、そして何と申しますか、業としての情報提供、それも大変私に大事なことだと思つておられますけれども、その前に今まさに進行しつつある条件が早く整備されなければならぬと思つております。

○小宮山洋子君 今おっしゃいました金融監督庁が一つの基準をというのですけれども、今金融監督庁ができていろいろやっていますけれども、そのいろいろの速度がやはり消費者、国民の目から見ると遅いわけですね。ですから、その一つの基準ができるということでもそれは早急にやっていたらかなければいけないというふうに思ひます。

特に、これからビッグバンによって金融商品もますます多くなつてまいります。そうすると、消費者の方が判断をするためのやはりそこに比較評価ができるような基準が必要なのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤善一君) 金融監督庁が仕事を始められたのは六月二十二日でございますから、遅いと私は申すのはちよつと酷だと思ひます、十九行やつておられるんですから。非常に一生懸命やつておられるし、人員も実は多くはない。しかし、間もなくそういう情報のもとができるということになると思ひます。

ます。ローリスク・ローリターンとかハイリスク・ハイリターンとか、いろいろできてまいりますから、それは商品が異なることによつて消費者としては選択の自由が与えられる。ただ、おっしゃいますように、どこの商品がいいとか悪いとか、また業としてのそういう情報の評価があることも大事だと思います。

○小宮山洋子君 それから、これは金融のことだけにどまりませぬけれども、アメリカなどでは政府の政策に対する評価ということがいろいろな形で行われるようになっていっていると思います。日本でもこれから二十一世紀に向けて、もっと政府がやることに對して国民が評価する、そういう仕組みが必要なのではないかと思うのです。先日来報道を見ていますと、国の行政機関などの政令などにつままして規制にかかわるものについて国民の意見を聞くパブリックコメント制度というのを総務庁の方で考えていると聞きました。これも一つだと思つておられますが、政策評価の機能というのがほとんど日本では今生かされていないのではないかと、そういう仕組みが必要なのではないかと思つておられますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) お尋ねを十分理解していませんけれども、日本のマスコミコミュニケーションというのは政府に對してたつぷり批判的だと私は思つておりますが、それは国民に情報を提供することになつていないでしょうか。

○小宮山洋子君 マスコミというのは、それこそ今政府と市民、G OとN G Oがパートナーシップをとつてやるというのはもう国際的な流れだと思つておられますが、マスコミというのは政府が政府がどうとされている政策に對してその評価をするということなんです。ですから、このパブリックコメント制度を言われておりますのも、政府が例えば規制をする案を考へる、あるいはその規制の見直しをするとき、その情報をいろいろな形で国民に提示しまして、それについて国民の意見を聞いてそのことを

政策に反映するということだと思つておられますが、そういうような形のことから一層必要になるのではないかと質問なのですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) どういう形をとるか、ちよつと急にわかりかねますけれども、そういう仕組みは、そういうコミュニケーションは少なくとも必要だと、それは確かです。

○小宮山洋子君 私が申し上げたかったのは、これまで、お上と言つておられますけれども、政府がみんな決められて、そのことに国民は黙つて従つていく、そういう時代ではないのではないかと思つておられます。ですから、今回のようないろいろ国民が政治に對して不信を持っているのも、やはりそこが一方通行であることが問題なのではないかと思つておられます。

そういう意味では、金融政策ももちろんですが、政策について、これをどういうふうにして、どう思つておられるか、私たちが国民の暮らしに特に密接にかかわりあるものにつきましては必ず国民の意見がある形で反映されるように、こういうふうにして、どう思つておられるか、この面ではどうだということな仕組みがいろいろある必要なのではないかと思つておられます。

○国務大臣(宮澤喜一君) さように思つておられます。○小宮山洋子君 今回の金融再生法案は、銀行に自己責任、自助努力を促すものだというふうにして、声がかさつたり聞かされておられないか、これはどういふことなのかという疑問を持ちます。

このことについては、金融監督庁の管轄だと思つておられますが、先日来の質疑を聞いておられます。政府委員からの答弁ではとても私たちが期待するような答えは返つておられないかと思つておられます。これは政治家としての大蔵大臣の御意見を伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 当然のことですけれども、銀行の経営者にとつては環境は非常に激変を

しておりまして、将来も不安ですけれども、余りに環境が激変しておりますので何となく黙つておられる、物を言うことはちよつと差しさわりのあるということから、多少消極的なのだと思いますが、かなりこの現状には、おびえているという言葉を使つてはいけませんのでどう申し上げたいでしょうか、非常に消極的な雰囲気でございます。

これは、このままでも私はいけないと思つておられますけれども、少なくともかなり大きな衝撃を受けておられるということがよろしいでしょうか、そういう感じがしております。

○小宮山洋子君 消極的という表現をなさいますけれども、これだけ国としての大きな問題で、銀行業界がいろいろパブルの時代にやつてきたことのツケが国民の方に回つてこようとしておられるという言い方もできると思つておられます。そういう意味ではやはり消極的とか大きな変化の中で戸惑つておられるということでは私は済まない問題なのではないか、もつと銀行業界としての責任のあり方、そのほかについて気概がある発言が聞かされてくるべきだと思つておられますが、重ねて、大蔵大臣はどのようにすれば銀行業界からのそういう声が聞かされてくるようになると思つておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう反省感がありますから非常に今発言がない、そういう感じを私は持つておられます。○小宮山洋子君 その反省感があればそれなりの反省の言葉が伝わらないと、反省をしていないのか、していないのか国民の側はわからないということだと思つておられます。これは本当は全銀協の会長そのほか銀行業界に向かつて言わなければいけないことかもしれません。今政治家としての大蔵大臣の御意見を伺つたわけですから、これについてはぜひ銀行業界からのしつかりした意見、物言いが聞かされてくるべきだと思つておられます。

次に、地域金融のことについて伺いたいと思つておられますが、大きな銀行の問題については今法案を

審議したりいろいろ検討しておりますけれども、各地域で信用金庫、信用組合といったような協同組織系の金融機関が赤字の中小零細企業などに資金を提供しまして、大銀行がとらないリスクを負つているという現状がございます。

中小零細企業の七割ぐらいが赤字だというふうにも聞いておりますけれども、そういう中で貸し流し対策の一つとして、こうした地域の中でそういうリスクをとつて仕事をしている金融機関を支援するというのを考えてもいいのではないかと思つておられます。その点はいかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 考えられる施策として、信用補完制度というのがやはり一番有効であると思つておられます。そのことはもう既に政府としてもかなり新しい金も用意いたしましたしてしております。

○小宮山洋子君 けさの朝刊でも、東面のアンケートで、資金が一億円以下の中小企業でもう今の貸し流しの状況で限界だといふところが一七％あるという記事が出ておりました。政府としてやることはやつておられるとおっしゃるんですが、なかなか地域の現状としては、このままではやはり、やることをやつておられると、言われてもそれがちゃんと形になつていない、きちんと貸し流しを防ぐような形になつていない、ということがあるのではないかと思つておられますが、さらにそのことについて有効な手段がもしありましたらお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 経営のリストラをやりたいといふことは経営内容をよくしなさいといふことではございませぬから、もういじりなさい、直接的な反応は、なるべく貸し金を回収しよう、貸し流しにございませぬ。そんなことをしなくてもいいから、もつと貸しなさい、余り経営のことは今言わなからといふなら別ですが、それは厳しくやれといふならば勢い貸し流しになります。そこで、それならば信用補完をしてあげますと、そうしますとある程度危険が回避されますから、それが一番現

実的にはいい方法で、これが一番地域的にはどうか、そういう中小企業の方々なんかには一番喜ばれる、歓迎される方法のようでございます。

○小宮山洋子君 今、地方の時代、地方分権ということも言われておりますけれども、その地域の中では、金融機関にしまして、体力の弱いというのでしようか、急に自己資本をふやそうと思ってもできないようなそういう仕組みの地域の金融機関もあるわけです。そうした機関が先日来お話のある血液としての資金をうまく回しながらやっていくこと、今、日本全体あるいは世界全体で流れとっておりますビッグバンとの関係については、ここはなかなか難しい問題があるのではないかと思いますが、その地方の時代の中での金融機関とビッグバンが展開されていくこと、そのことについては宮澤大蔵大臣はどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は、地方銀行との関係は私は余り心配しておりません。

ただ、お尋ねがあつて、これは私が個人として感じることでございますけれども、地方の金融機関のかなりの方々がいわゆる八〇銀行を志向しているという問題がございます。これは、だれもかれも国際的な業務をしなければならぬわけではございませんで、かなりステータスシンボルでやられたところがあつて、今としてはもう実益もない競争も激しいわけでございますから、その点の競争力を、その力の力をむしろ国内の金融に移していただくことができますと、そこから貸し出し余力が出てくるということでは確かにございます。

そういう行政指導をなさるかどうか、これは私の所管でございせんから申し上げられませんが、傾向としては、地方の銀行でもはや国際競争力というのは非常に厳しゅうございせんから、そこは分けて考えるような動きがだんだん出てくるのではないかと。そのことに期待するということも、先ほど申しました信用補完、あるいはどうしても資本が足りないわけでございますから資本

の導入、こういったようなことが効果があるように思ひます。

○小宮山洋子君 これから中央から地方へいろいろなことが動いていく、その中でビッグバン、競争といふとどうしようも強いところが一層強くなつていくというところがあると思ひますので、これは金融機関と消費者ということもございせんし、中央と地方、大銀行と小さな銀行ということもあると思ひますけれども、ビッグバンが展開される中でこれからやはり地域のいろいろな金融の問題についていろいろな配慮がなされるべきではないかというふうには私に考えております。

次に、融資のあり方についてちよつと伺ひたいと思ひますけれども、パブルを招きましたのは、これまで不動産担保融資に傾斜してきた、不動産を担保にとつての融資、そういう大型のものに傾斜してきたことがパブルを招いたということにもなると思ひます。その反省ということも踏まえて、これからの融資のあり方についてはどういうふうにあるべきかとお考えになるでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これも私の所管のことでありませんで、一般の銀行についての監督、所管は金融監督庁でございますから、そういうことを前提にお話しておまへはどうかと思ひます。申し上げられますけれども、やはりなかなか一言で申し上げられませんが、各金融機関が自分の得意な分野を持つということが一つ大事なことでありと思ひます。それで、消費者の希望されるような金融商品を提供する、金融サービスを提供することが一つだろつと思ひます。

それかもう一つ、今おっしゃつたこととの関連で申し上げますと、金を貸すのに土地を担保にして、たつぱり担保をとつて金を動かすというだけなら、それは時計をとつて質屋が金を貸すのと余り違ひませんで、その企業が今後社会的に有用なものとして伸びていく、それを伸ばしてやろうというふうなそういう目と、それから、そういう熱意をやつぱり金融側が持つということが社会的

に大事なことでないかというふうには私は感じております。

○小宮山洋子君 企業につきましてももちろんそれでございせんけれども、そういう企業だけではなくて、これから、企業ではなくて起業しようとする個人ですとか、特に女性の場合などは、なかなか融資を受けようと思ひます。夫の職業が何だとかその了解が得られれていないとか、非常に女性で何か業を起そうとする人たちが融資を受けられないで困つていられるという現状がございせん。そういう意味では、やはり大きな担保をとつて安全なところだけ貸すというのではなくて、今おっしゃいましたお話の延長線上として、そういう個人や女性に対してもこれからは融資というののもつとスミーズに行われるような必要があるのではないかとと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、それは非常に強く感じて一人でございますけれども、衆議院の委員会における御議論も、また当委員会も、大変に債権の分類を厳しくし、これはそれなりに理由のあることなのですが、分類と引き当てを厳しくし、殊に第Ⅱ分類においてそうであるといふが、それはそれから見ればそれとおりなのです、銀行の実情を見ますと、例えばベンチャービジネスなんていうのは長い取引はございせん。きのうかおととい来たんですから大した担保もありません。これは分類すれば必ずだめな方に分類いたします。銀行としてはきつとそうします。そういう融資はとりたくない。

ですから、ベンチャービジネスの立場から見ますと、何と申しますか、今までの銀行のスタンダードでいけば必ず落第になりますから、そうならないようにひとつぱりそこは考えることが大事なので、どういふふうにしたらいいか。ただ、これは銀行検査の問題に思ひますので、ございせんが、銀行検査のときに外形的なことが満足されているかどうかと同時に、貸している企業の将来というものを、なかなかそこまで無理かもしませんが、しかしそういうことまでいかないと

なかなかベンチャービジネスなんか金が回らない、女性がおやりになることにも金が回らないという、その何か一つかぎが要るように私は思つております。

○小宮山洋子君 そういう意味では、おっしゃつていふことと私も同感する部分はかなりあるんですけども、ベンチャーというだけではなくて、これから少子・高齢社会の中で介護の問題、育児の問題を含めまして市民がいろいろ、NPOが活動していかなければ成り立たない部分がたくさんあります。ベンチャーということだけではなくて、NPOが福祉のことで何か業を起そう、あるいは何かをしようというとき、ここへもやはり今のスタンダードからするとなかなかお金は回つてこないわけですね。

このことはもう本当に早急にやらないと、幾ら仕組みだけをつくつても必要な手だてがとれないということにもなりかねませんので、重ねて伺ひたいというふうには思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それも今実は申し上げようとしていたことの一つで、まさにNPOなんというものの社会的意義はもちろんですから認めて、その上で銀行の立場からも決して危険な貸し出しではないと、何かそういう信用補完になるんではないかと、何かを制度としても考える必要があるのかもしれせんね。信用保証協会といったようなものにNPOを今すぐ保証しろといつても無理があるかもしれないのですが、何かそういうやつぱりだれかが入つて保証をする、証明をするといったような仕組みを一つ入れましたらうまいいかも思ひます。

○小宮山洋子君 私もそういうことが必要だと思ひます。例えば途上国などでも、そこで女性とか市民が何かをしようとしたときに、日本で政府がやるのがいいかどうかはわかりませんで、政府とか国際機関とかが信用を保証する形で何も担保になるものを持つていない市民に対して貸し出す、そのことで業を起こしてその人も自立できるし社会

のためにいろいろ活動もできる、そういうことをとっている国は途上国などもたくさんあるわけです。ですから、この日本ではできないはずはないというふうに思います。

ですから、先ほどから申し上げているように、これまでの不動産などの大きな担保をとって銀行の方がその担保の上に乗って安心して殿様商売をするというのではなくて、多少リスクもあるかもしれないけれども、これから個人とかNPOとかがすることに対しては社会的責任としてある程度やっていくということが必要ではないか。ただ、そこは社会的責任といってもそれは業をなさなきゃいけないわけですから、今おっしゃったように何か保証する仕組みを間に付けたらいいと思うんですけれども、今おっしゃったアイデアだけではなくて、これからそれやっていくというお気持ちがあれば聞かせていただきたいと思えます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府機関が何かせよというのでございます、これはすぐにでも考えようがあると思えますけれども、民間の金融機関、信用金庫とかそういうことになっていきますと、やはり私企業ということになっていきますから、一つは哲学の問題として貸し出し総額のある部分はそういう社会的な有用な活動に対して一定部分は分けておこうというような物の考え方ができると、そうしますと信用補完があれば自然にそこへ流れる、何もないとやっぱりいけませんので。そういうことはやはり民間の、小さいといいますが、地方の金融機関が一致して考えるようになるというのとはそんなに遠くないかもしれませんね。金融機関の社会的な使命というのはそんなにわからせるのに手間のかかることではないと思えますから、みんなが一定の枠だけはそっちへ留保しておこうというような信用補完があれば、そういうことは生まれてくる機運は私はあるのではないかなと思えます。

○小宮山洋子君 これはやはり国民のサイド、N

P Oのサイドからもそういう声を上げていく必要があるかとは思いますが、政府の方としても、そういう形でこれまでの仕組みとは違うスタンダードでもって有用なものにお金が回るような信用保証の仕組みですとか、今おっしゃったような一定割合のものはそういうふうに戻るようにかいいうことをぜひお考えいただきたいというふうに思っています。

最後にもう一点だけ伺いますけれども、二〇〇一年の四月からペイオフが実施されるわけですが、そのときになって、後は自己責任だと言われましても一般の国民は困ってしまうと思えます。そのためには、それまでの間に最初にも申し上げましたような十分な説明と情報の提供、それから判断できるための力をつける消費者教育、そういうことがあわせて必要なのではないかと思えます、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのように考えております。そういうものがそろいまして消費者が十分でなくてもかなりの程度の知識を持って自分が防衛できる、そういうことがあつて初めてペイオフということが意味を持つわけでございますから、そういうことはあれこれいさなければならぬと思えます。またそういうふうに向かっていくでございます。各金融機関も自分のところへお客さんを集めたいのはもう当然でございますから、そういう意味でのディスクロージャーもするようになると思えます。そういうことは確かに大事な前提と思えます。ただ、二〇〇一年は私は動かさないといいというふうに思っております。○小宮山洋子君 今、金融界全体の中でビッグバン、これも規制緩和の二つだと思えますけれども、そういう規制緩和がされていきますと、もちろん競争原理、市場原理でよく働いていく部分もあると思えますが、国民、市民のサイドというのは、情報量からいっても、今までの中でそういう力を培ってこなかった部分もあると思うんですけれども、やはり同列にはなかなか得ない。競争原理というのは両方が同じ力を持つてい

て初めていい仕組みで流れていくのだと思えますので、競争原理を働かせる一方で必ず金融の面でも私はセーフティネットというのが国民のためには必要なのではないか。そのためには、最初から申し上げている十分な説明、情報それからそのための力を蓄えること、そういうことがセーフティネットになり得るのではないかと思っています。

今、各省庁を見ましても、業界を保護する省庁というのは、大蔵省にしましても通産省にしましても非常に多くありますが、消費者を守る省庁というのがきちんと私は位置づけられていないように思えます。経済企画庁が一部やっていらつしやますが、あそこも省庁の力の差からいいますとなかなか、いろいろ集めてホッチキスだなどという悪口を言う人もいろいろ感じでございます。これを言っただけで済ませたいという感じが、そういうビッグバンを含めた競争原理、規制緩和の中の消費者を守る、あるいは消費者の立場に立つていろいろ行政をしていく、そういう位置づけが行政の中でもぜひ必要だと思えますが、最後にその点はいかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは同感いたしました。つまり、プロダクトライアビリティ、製造物責任とかあるいは環境とかいろいろな基準の設定だとか消費者のためのいろいろな情報、あるいは保護と申しますか、安全確保のための立法、そういうことは大変必要だと思えます。殊にディレクションというのは、役人は業界に干渉するな、消費者が選択するんだということでございますから、消費者にも余り役人に頼っていただいては困るという面がこれは当然なければなりません。それをやりますと役人が今度業界を抑えにかかりますから、ですからそれはいけないのでございますが、一般の消費者に対しての情報なり教育なりあるいは安全等々の基準等々、それは十分満たさないと、消費者にあなたの責任ですとお願

い。同感いたします。
○小宮山洋子君 終わります。(拍手)
○委員長(坂野重信君) 関連質疑を許します。小川敏夫君。

○小川敏夫君 私、参議院議員になりました本日初めての間でございまして、ふなれでございまして、言葉の使い方も、失礼な面がありましたら御容赦ください。

大蔵大臣に最初にお話ししたいんですが、大蔵大臣の今の危機的な状況にある金融システムを健全化したいという御熱意はまことに私もとてございまして、私も何とかこの金融システムを健全化したいという思いでいっぱいでございます。

ただ、健全化ということを考えます場合、普通ですと、健全化しなくてはならないようなそういう体質を招いたその原因を初めに除去することが本来の健全化であるというふうに思っております。ですから、今、金融システムに信用補完をしなくてはならない、あるいは公的資金で資本注入をしなければならぬという大蔵大臣の思いをお伺いしましたが、健全化というためには、資本注入をするということを先に考えるよりも、なぜ資本注入をしなくてはならないことになったのか、その原因を明らかにして、そしてその原因に対処する、そのことの方が本来の健全化の意味ではないかというふうに思っています。

ですから、資本注入イコール健全化である、つまり健全化というのは、何かあつかも公的資金で資本注入することが健全化であるようにちよとひとり歩きしているような面があると思うんですが、私はそういう意味で大蔵大臣にお伺いしたいのは、今のこのような公的資金で資本注入をしなればならないようになったその原因がまず一体どこにあるのかという御認識をお伺いしたいのでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはもう端的に申しまして、一九八五年プラザ合意以後、ここまでの十年の間に日本経済が非常に膨張し、またパブル

がはじけるといふ、その間における金融機関の貸し出しの態度、不動産等々、あるいはノンバンクを設けてといったような、それにあることはもちろん問題がありません、議論の余地がないと思ひます。

しかし、そこで問題は、今不良債権と言われて処理されたもの等は、当時は優良債権だとみなが思つておつたわけでございます、それだけの総体の金額と日本経済とがバランスしておつたわけでございますから、その不良債権をどんどん切つていきますと、日本経済には、当時の資金量とはもうはるかに与えられるものが小さくなつてまいります。

日本経済はそれに従つて一部は土地や家屋の値段が下がることによつてアジャストしましたけれども、生産設備とかなんとかいふものはそんなに急にアジャストできませんから、不良債権が処理された分だけ日本経済の資金不足が生じておるといふのがこれが事実でございますから、そういう貸し出し態度をとつた金融機関はあらゆる責任を負わなければなりません、それと同時に、今のアンバランス、それが貸し流しということになると思ひますが、資本不足、資金不足はどうかして埋めなければならぬ。

どこから金を持つてくるかということになつて、外国から持つてくるにしても限りがございますから、やはりこれは日本の自分の中で残念ながら片づけなければならぬ。ただ、その金はしばしば公的な金であるかもしれませんが、これは渡し切りにするつもりはございません。金融機関がやがて正常になればそれは返してもらわなきゃならない金であると思つております。

○小川敏夫君 今の状態を招いた現象面としての説明はよくわかりましたが、ただ、今日の危機的状況を招いた中で、例えば大蔵大臣が午前中にお話しされたように、護送船団方式が間違ひであつて、情報開示をもつて徹底しなければならぬといふような御議論もありました。ですから、やはり銀行の情報開示が不徹底であつた、あるいはこ

れまでの不良債権の引き当て、償却等の処理が十分で棚上げにされてきた、このような原因もあつて今のような現象面の状態が起きたのではないのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 長年の経過の中で私は確かにそうだと思ひます。つまり、銀行としては大変に土地が下がり始めた、不動産が不況であるという状況の中で、やがてそれはとまるだろう、いつかまた上がり始めるということをずっと考え続けていた、そういう形跡がございます。今でもまだ何となくそういう期待があるのではないかと。

それで、かつてアメリカのこういう状況を処理しました一人は今の連銀議長のグリーンズパンでございますけれども、グリーンズパンが私に申しますのに、自分の経験では、こういう状況の中で不動産を処分するといふときに、こんな安いはずはない、こんなに安くやつたら国が損するといふたようなときでもあつて自分はやつたことがあつた。後になつて買った人はほらもうけをした。しかし、それで初めて底値ができて、初めてマーケットができたといふことが自分の経験の中であつて、日本の場合にも、そのままいいかどうかはわからないけれども、そういうことはやつぱり考へる必要があるといふことを言つたことがございまして、何となくまだこんなに安売りはできない、もう少しよくなるんじゃないかといふ部分があることはもう確かと思ひます。

○小川敏夫君 今のお話の御趣旨として、こういうふうな聞いてよろしいのでしょうか。金融システムなり銀行の経営を健全化するためには情報開示は当然必要である、それから不良債権の適正な処理も当然必要であるといふことでよろしいのたございませうか。

あと、銀行の健全化のためには、より経営なり組織の合理化を進める、あるいは経営者の責任をはつきりさせる、こういうことも銀行の健全化のためには必要であると私は考へておりますが、

大蔵大臣はいかがでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのように考へております。

○小川敏夫君 そうすると、私が思うには、銀行の健全化をするためには、資本注入をするということよりも、まず先に、その健全化のために必要な、体質改善のために必要な情報開示とか不良債権の適正な処理、合理化、経営責任の明確化、こういったものを先にさせて、同じ過ちを繰り返さないといふ状態をつくり上げてから公的資金を投入するのが本来の筋ではないかと思つております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど小宮山委員にも申し上げましたように、銀行側の中にそういう反省がかなりもう深刻に生まれておりますし、銀行検査がきつくなりまして自然にそうせざるを得ないといふことになつてまいりました。それはもう今なりつたことといふふうに私は思つておるのでございしますが、と同時に、しかし資金投入をこれもよく行つて行つては行かないほど緊急性がございまして、また投入に際して条件をつけるということももう一つございまして、両方相まつていふふうに考へております。

○小川敏夫君 そのところ私の認識とちよつと異なるのでございしますが、私の考へとしましては、やはり情報開示等、先ほど申し述べた健全化のために必要な体質改善といふものがただ単に銀行の経営者の反省だけでは十分とは言えない状態ではないか。

むしろ、そのことをよりはつきりと、銀行の経営者のやろうといふ意思とはまた離れてそういうことをしなければならぬんだといふようなルールを法律なり規則なり確立する、あるいはそこまでが難しいのであれば、やはり資本注入をするに当たつてはそういう健全化の経営体質の具体的な方法が実現されなければならぬと思つておるんです。そこら辺の経営健全化のための情報開示等の体質改善の具体的な方策に關しては、銀行の経営者の反省だけでは私は足りないと思つておる

が、くどいようですが、具体的な方法はいかがでございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御審議中の法律案にもそういうことはたくさん出てまいりますし、また廃案になりました政府の案でもそういうことをたくさん条件としてつけております。これは、今回の一連のこういう出来事に対する私どもの反省もあるわけでございますけれども、かなり厳しくしておりますので、金融機関の人々はかなりそれはきつく感じておりました、かなり雰囲気は違つております。

ただ、私なんか一つ思つておりますのは、それは絶対に必要なことなのですが、その結果がすぐに大きな貸し流しにつながらないようなことも政策的にはある程度考へておかなきゃいけないといふ点をお願い申し上げておるわけでございます。

○小川敏夫君 今のところは余り押し問答してと思ひますが、大蔵大臣のお気持ちの中で、とにかく信用補完をしてでも銀行の破綻を防止したいといふお気持ちをお伺いしました。現在大きな問題となつております長銀でございますが、この長銀につきましても信用補完、すなわち公的資金による資本注入だと思つておりますが、これをなされる考へは今の時点でございますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 当初、六月、七月、それから八月初めごろでございしますが、長銀がもう、理由はいろいろございしましたが、風評が高まつて自立は困難であると思つて、そして経営者が責任を負ひ、また海外の活動もやめる、過去のポナナスも取り返すといふようなことでリストラ案をつくりまして、住友信託銀行と合併、提携を相談して、そしてシナリオを添えて金融監督庁に支援を求めてこられたその段階では、私もそれはいい解決であらうと思つておりました。長銀の自己保存ではなくて、長銀といふものは現実になくなるということを覚悟でございしますから、破綻した場合の内外への反響を考へますと、

これは賢明な方策であろうというふうに考えましたし、またそのために必要な公的支援をする価値がある、こういうふうな判断をいたしましたわけでございます。

それが当初の段階でございますが、しかし、今度の金融関連の法案がまず衆議院で御審議が始まりましたときに、長銀の合併計画、それに国がある段階で公的支援をするということについて大変強い批判がございまして、結果といたしましては、党首会議もあって、長銀の処理にはたいた御審議中の法案のような方法があるではないかというふうに思っています。

したがって、当初私も考えておりましたようないわゆる公的資金を導入して合併案を援助しようという考えは、今現在新しい法律のもとでの処理ということに変わってまいりましたというふうに思っております。

○小川敏夫君 今のお話をお伺いしまして、長銀に公的資金の資本注入をしないという大体の大きな流れになってきたという御説明だったのですが、ちょっとそこが不明確でございます。私としてお尋ねしたいのは、要するに、長銀について今審議している再生法のスキームが、特別公的管理で処理するのか、それともそうでなく、やがてできるかもしれない金融健全化スキーム、この適用をして資本注入をするということもあり得るのか、そこを、二者択一のような質問でございますが、お答えいただけますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは監督庁長官にお答えいただくのが筋だと思っております。私の理解では、今御審議中の法案の第三十七条に沿って処理されていくのであろうと考えております。しかし、それはいろいろな条件の変化等がございまして、現実に事態になっておりましたら、そういうこととしてはお答えできませんけれども、現状と法案とを考えると、私には行政の責任者でございまして、私は行政の責任者でございまして、

ざいせんが思っています。したがって、今、後で早期健全化スキームに乗ることがあるかとおっしゃったと思っております。そういうことには私には思いません。

○小川敏夫君 では、これは金融監督庁長官の方にお尋ねしますが、これまでのお答えの中で、現在大手行に対する立入検査が終わって精査中であるというふうにお答えいただきましたが、精査中のその精査の具体的なあり方について御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(日野正晴君) 精査の前に立入検査を行うわけでございますが、立入検査におきましては、実際にその貸出債権の内容、これを中心にチェックしてまいります。大手行、メガバンクと言われるような銀行になりますと、一行当たり何と百二十万件ぐらいに達するような貸出件数がある金融機関もございまして、百二十万件すべては全部見ることができませんというふうになります。これはもう物理的に、わずか十人か十数人の検査官が参りまして二カ月ぐらいかかったところで到底これは計算上もどうも計算することもできないくらい不可能なことは自明でございます。焦点を絞りました検査を一つ一つの貸出債権についてするわけでございますが、それを持ち帰ってくるというのが立入検査の終了になるわけでございます。

持ち帰ってきた後、その検査官は、精査といいますが、A銀行に行きました検査官は例えば特定債権につきまして、すなわち甲という債務者につきましてある分類がなされていることを知ると。しかし、違う金融機関に行きましたら同じ甲という債務者に対しては別な分類になっているかもしれません。そこはつまり特定の銀行だけを中心と考えていたのではその分類が果たして正しいかどうかということがわかりません。そういう意味では他行との資産の内容の比較検討も必要になります。

それから、いわゆるラインシートを全部引き揚げてくるわけにいきませんけれども、かなりの物量になるラインシートを引き揚げた後、それ

を縦横数字を計算していろいろな表をつくったりすることによって精査をするわけでございます。もうもろもろの精査の内容がございまして、そういう意味で時間が多少かかっているということをお察ししたいと思います。

○小川敏夫君 そうしますと、同一債務者に対して複数の金融機関が貸し出ししている不良債権の扱いとバランスをとらなくてはいけないというふうな御趣旨だとすると、ある意味では全銀行が一斉に検査が終わるといような状態になるんでしょうか。

○政府委員(日野正晴君) 重複しているのは必ずしも全銀行とは限りませんが、今十九行に一斉に入っておりますのはそういう意味も込めましてやっておりますわけでございます。ただ、十九行全部が同じ債務者に対して債権を持っているということとはございませんけれども、今例え話としてそれを精査の一つの例として申し上げたわけでございますが、少なくとも検査の結果というものはできるだけ全部まとめた段階で通知するものが望ましいかなど。通知した後、これは、私どもがいろいろな観点からまたそれを総合的に集計いたしました取りまとめの上で御報告できるものは御報告したいというふうに今考えております。

○小川敏夫君 今回の検査の一番の中心はやはり不良債権の実質的な中身だと思っております。基本的な点でございますが、金融監督庁においても不良債権は第I分類から第IV分類までの一般的な言われておる分類で仕分けしているのではありませんか。

○政府委員(日野正晴君) II分類以下がいわゆる分類債権と呼ばれているものでございますが、各金融機関が資産を査定いたします。これは自己査定と呼びますが、この自己査定が果たして、公認会計士協会が決めた査定基準というののございまして、これは公認会計士がこれを認めた上でその決算を行っているわけでございますので、この査定基準などに基づいて適正な債権の償却あるいは引き当てがなされているかどうかというこ

とを中心にチェックするというのが検査の主眼でございます。

○小川敏夫君 ちょっと抽象的だったのでございますが、金融監督庁が多数の銀行の検査をするに当たっては、各銀行間に関してやはり公平に同じ基準で検査しなければならぬわけでございます。

そういう意味で、まず不良債権につきまして分類はどのようになっているのかという点を、物差しとしてどうなっているのかをお尋ねしたいわけでございます。

○政府委員(日野正晴君) おっしゃるとおり、同じ物差しで分類債権がそのとおりそれが正しいかどうかということを押しはかっているということになります。

○小川敏夫君 分類した不良債権について、金融監督庁はどの程度の割合による引き当てが適正な引当率であると考えておられるのでしょうか。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。それは分類された債権によってそれぞれ異なっておりますので、一概にその引当率が幾らというのを今ここで申し上げることはできません。ことを御了承いただきたいと思っております。

○小川敏夫君 いや、ちょっと今答えになっていないと思っております。

検査した結果は公表できない、銀行の信用に関することであるという御趣旨はこれまでたびたび伺っているんですが、私がお伺いしているのは、検査に当たっての物差しで、どういう基準で検査をするのかと聞いていたわけですから、これはやはり客観的に説明していただくかなくてはならないことだと思っております。ですから、債権を分類した、その分類の区分けとそれから区分けした分類について適正な引当率はどのくらいかということを明確に説明していただきたいのでござい

○政府委員(日野正晴君) 引き当て、償却につきましては、それぞれの銀行がよるべき基準として公認会計士協会が設定した基準がございまして、

で、それを用いて適正に行っているかどうかというところを調査することになるわけでございます。

○小川敏夫君 公認会計士協会の分類ということ はわかりましたが、では、その公認会計士協会の 分類方法に従った分類によって金融監督庁が求め る適正な引当率は何%なのかを説明していただき たいと思っております。

○政府委員(五味廣文君) 公認会計士協会の実務 指針では、例えば要注意先債権につきましては債 権額で貸借対照表に計上し、貸し倒れ実績率に基 づき貸倒引当金を計上する、こういうことになっ ております。

したがって、こうした例えは要注意先債権 でございます。この貸し倒れ実績率というものを どういう考え方で積算しているのか、そして それに基づいて恣意性を排除した引き当てが行わ れているかどうか、こういったことをチェックし てまいります。

したがって、何%であればよいのか何%以 上でなければいけないといったような定め方がこ の実務指針で行われているわけでございます。こ の、こういった意味での適正性を一つ一つチェッ クしてまいります、こういうやり方で行われている わけでございます。

なお、破綻懸念先債権につきましては、担保の 処分可能見込み額や保証による回収可能と認めら れる額を減算した残額のうち必要額を計上するとい うことでございます。一本一本の債権につきては、どの程度の引き当てをしておけばよい かと、回収の危険度に応じた引き当ての仕方とい うものが各銀行ごとに公認会計士と相談をしてつく られておりますので、そういったことで恣意性を 排除したことが行われているかどうか、あるいは 破綻先であれば基本的に担保で保全された部分以 外は全額を引き当てるは償却するという、こうい う基準でございまして、そのように行われている かどうか、こういった形でチェックをしてま いるわけでございます。

○小川敏夫君 私が懸念しておることは、金融監 督庁の適正な引き当ての問題について、被検査行 が客観的に同一の基準ではなくてさじかげんで検 査されるんではないかということ懸念しておる わけですが、各銀行の実績率に従って勘案するとい うと、当然各銀行ごとの実績率は違うわけ でしょうから、そうすると各銀行によって引当率も 異なってくる、こういう理解でよろしいんでしょ うか。

○政府委員(五味廣文君) 例えは、今お話にあり ました貸し倒れ実績率に基づく要注意先債権の引 き当てということになりますと、この貸し倒れ実 績率と申しますのは各銀行の要注意先債権の貸し 倒れ発生が一定の期間でどの程度出ているかとい うことになりまして、銀行によってその率とい うものは違っております。

大事なのは、違つてはまいりますけれども、貸 し倒れ実績率を算定するに当たつて恣意的にこれ を低く算定するような操作が行われていないかど うか、こういうところをきちんと見るということ が大切であろうと思っております。

○小川敏夫君 どうも抽象論に終始してしまつ て、余りすっきりと議論にならないんですが、例 えば、昨日、江田五月委員が示しましたように、 今の大手行は自己資本比率が日本経済新聞の発表 だと、三月も九月も八%を超えて、数字づらだ け見れば健全な状態になっておるわけですが、す べから、これは見方によれば、幾ら金融監督庁が検 査しても数字づらだけ健全に見せるということ は非常に可能なことだと思つておるわけですか。

ですから、金融監督庁の検査が本当に正しくて 国民が納得できるようなためには、その物差しも やはり国民にわかるような客観的な基準がなく てはいけません。そういった場合、各銀行 の実績率を勘案して各銀行ごとに違つた、ただ適正 にやっているんだと言われましてもなかなかわか りにくいわけでございます。これは金融監督庁 が独自にそうした適正な引当率というものをつく る、それも一つの数字でできないのなら幅で引当

率を定める、そういったような方法はとれないん でしょうか。

○政府委員(五味廣文君) 今回の十九行の集中検 査におきまして、II分類の債権、いわゆるII分類 債権でございますが、これにつきましてその実態 把握に努めるといふことから、このII分類債権を 債務者ごとの区分を行いました上で、いわゆる要 注意先II分類債権、これにつきましては担保保全 が行われているかどうか、あるいは統一開示基準 に該当する債権であるかどうか、こういった切り 口を入れますと、このII分類債権を四等分してみる というところで、この四つの区分についての詳細な 実態把握ということを行つております。

そういうことをいたします心といたしまして は、私どもの今年度の検査の基本的な考え方とい ました。中長期的にはII分類債権をより精緻 に実態把握するための基準を策定する、またII分 類債権を含めまして、分類債権の引き当ての適切 性について判断するための基準をつくつていきたく い、こういう試みとしてこういったデータ把握を しておるところでございますが、まことに残念な がら今現在におきましては何%というような客観 的な基準はございません。ただ、公認会計士協会が つくられたガイドラインにつきましては、これ はもろく大規模なものであるものでございまして、こ れが適正に行われているかどうかということでは厳 正に見ている、こういうことでございます。

○小川敏夫君 監督庁長官にお尋ねします。 質問が先ほどの大蔵大臣に質問した点に少し戻 るのでございますが、長銀の今後の取り扱ひでござい ます。大蔵大臣のお話ですと、公的資金を資本 注入することはないだろうということでした が、監督行政の責任者としての監督庁長官の見解 はいかがでしょうか。

○政府委員(日野正晴君) まだ法律が通つていな い段階で何か申し上げるということは大変遺憾か と思つておりますが、少なくとも現在参議院でこうや つて審議されている法律案はしっかりと勉強させてい ただいております。それから、健全化法案の方も

しっかりと勉強させていただいております。

金融監督庁が今参議院で御審議いただいている この法案の中でどうなるかといふことは金融監督 庁と、特別公的管理の決定といふのは金融監督 庁はなしに金融再生委員会がなされることになつてお りますので、私から今の法案について長銀が適用 されるかどうか、それが適用されるかどうかとい うことは、これは借越といふますか越権になると 思つていたので、これを申し上げることは差し控え させていただきますと存じます。

○小川敏夫君 この法案の提出にしましては、 与野党間の協議があつていろいろな成立に至る事 情があつたと思つておりますが、この点、法案提出者の 枝野議員はどのようにお考えでございませうか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私どもは、今回の法 案提出に当たつて、長銀という特定金融機関 の問題というものは国会でダイレクトにやる問題と は必ずしも思つておりません。しかし、長銀の問題 がちよほど提出前後のところで大変大きな問題 になっておりました。そして、今年の三月にいわ ゆる安定化法に基づいて公的資金を導入したその やり方が失敗であつたという反省に基づいて、そ うではないしっかりと法律をつくらうとい うことで法律を提出いたしました。

当然のことながら、三月に資本注入をし、そし て私どもの法案が通るまでの間は有効に存続をして いる安定化法、これが再び使われるようなこと になりますと、税金のむだ遣ひということも含め て非常に矛盾が生じてくるということで、長銀に 従来の安定化法を使わない、使えないという担保 をとりながら進めていかなければならないとい うことで進んでまいりました。

この間、党首会議等で特別公的管理等で処理す るというふうな合意がございましたが、その合意 の解釈をめぐつて、私どもは明確だといふふうな 理解をしておりますが、その合意の趣旨と違つて いるとがその合意をなされた翌日から与野の幹部から 出てくるというふうな経緯でございました。

そうした中で、実は本日、衆議院の方に金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案が与党の方から提出をされております。提出をされた直後でございますので詳細まで全部精査をしておりますませんが、一通り目を通させていただきますところ、今回この参議院で御審議をいただいております法案で廃止することになっております従来の金融安定化法とは同趣旨の内容になっております。しかも、施行期日も公布後十日間ということ、今参議院で審議をいただいている再生法と一緒であります。

そうしますと、場合によってこの両案が同時に成立をいたしますと、参議院で御審議をいただいている再生法によって安定化法が廃止されると同時に、ほぼ同趣旨の健全化のための緊急措置法が成立をすることになります。先ほど大蔵大臣の御答弁など、私も隣で聞かせていただいておりますが、条件に変化がなければ云々とか、いろいろな留保をつけておられます。

法律のスキームといたしまして、廃止になります安定化法と今回衆議院に提出されました健全化のための緊急措置法はほぼ同じスキームでございますので、法律論といたしましては、従来の安定化法で長銀を処理できるということの解釈論であれば、当然のことながら衆議院に提出された健全化のための緊急措置法というものが長銀に適用できるといふ解釈になります。この健全化のための緊急措置法、きょう衆議院に提出された法律を明確に使わないということを政治的に総理大臣でも担保をされない限りは、これは長銀の処理が健全化のための緊急措置法で、つまりいわゆる十三兆円スキームからの資本注入が行われる可能性は高い。それは、現在参議院で御審議をいただいているこの法案とは明確に矛盾をすること、特に野党各会派の皆さんに御理解をいただきたいというふうな思っております。

○小川敏夫君 終わります。
○浅尾慶一郎君 民主党の浅尾慶一郎でございます。

小宮山議員の質問に関連させていただきます。まず初めに、現在の金融のいろいろな問題につきまして、歴史的経緯も含めまして若干質問させていただきます。

九五年の九月に大和銀行のニューヨーク支店での不正事件が発生しました。実際にはもっと前から起こっていたんだと思っておりますけれども、不正事件が発覚したのは八月から九月と言われております。その前に、実は日本の銀行局に大和銀行さんから報告がなされていたようでありますけれども、銀行局から米国の当局には報告が行かなかつたという報道もなされております。

私は、この点につきまして、今言われております、先ほど宮澤大蔵大臣が答弁されました、ジャパン・プレミアムが1%を超えているというきっかけをつくつたのではないかと、言いかえしますと、日本の銀行もあるいは金融当局も余り信頼ができないきっかけをつくつた事件だつたのではないかと思っております。その当時の銀行局の対応について、大蔵大臣並びに金融監督庁になるんだと思っておりますけれども、御質問させていただきます。

○政府委員(日野正晴君) 当時の銀行局の事務は、個別行の監督につきましては金融監督庁が引き継いでおりますので、金融監督庁からお答え申し上げます。

御指摘の大和銀行事件といえますのは、同行のニューヨーク支店において、有価証券の売買ディーラーが約十一年間にわたり不正な売買を行いまして約一千億円の損失を発生させた。さらに、同行がこのディーラーからの告白によって不正を認識した後もその事実を隠ぺいするなど違法行為を行ったというものであつたかと思つております。

この事件におきます当時の大蔵省銀行局の対応につきましては、平成七年九月二十六日、本事件が公表になりましたが、この公表に先立つ同年八月八日に大和銀行から、この事故者からの私信として、プライベートなレターとして、米国債の取引により約十億ドル以上の損失を生じさせたとの

告白が大和銀行の頭取あてに届いたという報告を受けていたにもかかわらず、直ちに米国の監督当局に知らせるような指示をせず、大蔵省みずからも直ちに知らせることはしなかつたといった点につきまして、内外からの厳しい批判を受けたものであると承知しております。

金融監督庁といたしましては、こういった事件は過去のものではございますが、やはりこれから金融監督のあり方として、他山の石とどうにかよそごとのようになりませんが、要するに教訓としてこれを生かして、これからはルールに基づいた透明な金融行政の推進と、それから特に海外当局との間の緊密な連携をこれから図ってまいりたいというふうな考えているところでございます。

○浅尾慶一郎君 大和銀行ニューヨーク支店については、時間関係もありますので、次に進めさせていただきます。

その次に、昨年の十一月に三洋証券、あるいは北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行と、四社ほど倒産、破綻をしております。その中で、本日お忙しい中、日銀総裁にもお越しいただいたわけでございますが、三洋証券の会社更生法の申請について若干御質問させていただきます。

この三洋証券はコール市場でデフォルトを起こしてしまいました。コール市場というのは、御存じのように銀行間の信用取引が行われる、あるいは金融機関同士の信用取引が行われる市場でございます。その前日まで、巷間言われているところでは、インターバンクではデフォルトは起こさないと日銀当局は話をされていたと言われておりますけれども、残念ながらデフォルトが起きてしまった。デフォルトが起きた後現在に至るまで、三洋証券に短期資金を出していた信用金庫に対して返済が滞っている。

これは会社更生法ですから金額が確定しないと部分もあるんでしようけれども、私が問題にして質問させていただいておりますのは、前日までデフォルトは起こさないと聞いていたその言葉と、現在まで返済がされていない、その結果として

大きな信用取崩がインターバンク市場で起きているのではないかと。この点について大蔵大臣並びに日銀総裁に所感を求めます。

○参考人(遠水優君) 日本銀行は、これまで金融システム全体の安定が損なわれることのないように、中央銀行の立場から最大限の努力を払ってまいっております。こうした対応についてはこの間いささかの変化もございません。

三洋証券のケースにつきましては、同社による会社更生法の適用申請という法的枠組みによって対応となったことから生じたものでございます。三洋証券の経営破綻後、昨年十一月末には談話を発表しまして、日本銀行、大蔵省は、預金等の全額を保護するとともに、インターバンク取引等の安全を確保することに万全を期す所存であるということを示明いたしました。

また、私どもは、御承知のように最近、九月九日に金融緩和措置をとりまして、日々の金融調節におきましても市場に対して潤沢な資金供給を行い、円滑な取引の確保と安定的な市場金利の形成に努めてまいっております。日本銀行としましては、今後とも断固として潤沢な資金供給を続けることによりまして、金融市場の安定に万全を期していくと考えております。また、個別金融機関の資金繰りにつきましても、不測の事態が起こることのないように十分注意深くウォッチしてまいり考えてございます。

このように、マクロ、ミクロの両面から金融システムの安定確保に万全を期すことにより、中央銀行としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

○浅尾慶一郎君 私が質問させていただいた趣旨は、具体的な名前前は申し上げませんが、多分その信用金庫さんは、金融当局がインターバンク市場では破綻を起こさせませんと言った言葉を信用して三洋証券に対して短期の資金を出したところが、破綻してしまつた後、きょうに至るまで返してもらっていない。その言葉の責任をどう考えておられるんですかという趣旨でございます。

て、それは確かに法律上そこに公的資金を入れるとかどうかという事はなかなか難しいということなのかもしれません、今の御答弁ですと、今後とも一生懸命やっていますけれども、破綻した場合にそれは責任をとれませんかというふうな聞かせるわけでございます。そういった場合に、今行われていきます信用取崩が、拍車がかかるという言い過ぎかもしれませんけれども、改善をしないのではないか。そういう意味で、何かそれに対する対策はないかという趣旨の質問でございます。

お答えを求めます。

○参考人(遠水優君) 三洋証券のケースは、御承知のように、更生法の適用というのが先に手続がとられてしまいましたために、コールの出し手の方はそれを請求することができないという事態になってしまったわけでございます。

そういうケースでございますが、先ほどの大蔵大臣、日本銀行総裁の談話というのは十一月二十六日に出されたもので、「インターバンク取引等の安全を確保すること等について申し述べたところであるが、ここに改めて我々の決意を表明したい。」ということ、そのことをさらに注意深く見ていくということをもう一度申ししております。その線で、なるだけそういうことのないようにしてまいりたいと思っております。

○浅尾慶一郎君 若干ストレートにお答えいただいているいかなと思っておりますけれども、時間の関係もありますので次に進ませていただきます。

今、更生法ということの日銀総裁おっしゃいましたけれども、ことしの三月に日本長期信用銀行に対して整理回収銀行から劣後ローンが四百六十六億円投入されております。この劣後ローン契約には、劣後ローンは普通は返さなければいけないけれども、劣後事由が発生した場合は返さなくていいですよという指摘がなされております。その劣後事由の一つは、今総裁が指摘されました更生法でございまして、もう一つは破産というこ

とでございますけれども、そうしますと、この劣後ローンというものは更生法が破産の状況でない限りは返していただけるものだという考え方でよろしいでしょうか。

この質問は、多分預金保険機構さんが整理回収銀行の上部団体でありますから、預金保険機構さんに對して行います。

○参考人(松田君) お答えいたします。

劣後事由の発生の問題でございますが、そうしますと一般債権者と同じになりますので、御指摘のとおりだと思います。

○浅尾慶一郎君 そこで、具体的なケースで申し上げた方がいいかと思っておりますけれども、今議論をされております長銀の問題で御質問をさせていただきます。

長銀の場合は、先ほど宮澤大蔵大臣は、恐らく特別公的管理で今のままのスキームでいくのだからというふうな御答弁なされました。その後、枝野議員からその点について、本日本議院に提案がなされました早期健全化スキームとの関連について明らかではないというような御答弁があったと思っております。私のこれからの質問の前に、まず宮澤大蔵大臣にこの点、先ほどの枝野議員の答弁についての所感を求めたいと思っております。

○国務大臣(宮澤一君) 答弁を伺っておりますけれども、ちょっと私にはわかりかねるところがありまして、御質問がじゃなくて御答弁がです。

私がこういふことだろうと申しましたのは、今までの、衆議院もそうでございますが、その委員会における提案者の御説明を伺ったり、それから私が知っております限りの党首会談とか各党のいろいろな段階の協議がありましたけれども、から長銀は今御審議中の法案によつて、三十六条か三十七条かそれはわかりかねますけれども、そういう御処理の方向が大体出てきていますと私は自分なりに理解しております。

いろいろ条件をつけたものではありませんで、事態が法律が成立してございませぬし、まだ長銀が何を言っておらないのでございませぬから、それを私

がいろいろ申すのはちょっと出過ぎでございますけれども、お尋ねでしたから、私の自分なりのそうじゃないかと思つて申すことを申し上げたにすぎません。

○浅尾慶一郎君 わかりました。

それでは、もう一度確認のために枝野議員に、簡潔で結構でございますので、先ほどの答弁、もう一度同じ趣旨で求めさせていただきます。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私が申し上げましたのは、法律をどう読めるのかという話の一つでございます。

今御議論をいただいている再生法案には、十三兆円スキームの安定化法の廃止という規定が書いてありますが、きょう衆議院に出されました早期健全化のための緊急措置法案では、この廃止になります十三兆円スキームとほぼ同じ内容の法律案が提出をいたされております。

したがって、衆議院にきょう出された法律がもし成立するようなことがございますと、今参議院で御議論をいただいている法律で安定化法を廃止いたしましたとしても、十三兆円スキームを使って長銀にお金を入れるという、従来政府が考えていたことがまず法律上可能になるというふうな解釈ができます。

そうした中で、これまでの経緯の中では、私も党首会談の合意で、明確に長銀には十三兆円スキームは使わないという確認がとれているというふうな理解をいたしておりますが、その合意に反したような御発言がその後もいろいろなところに出てきたというふうな経緯から考えますと、私も、現在参議院で御審議いただいている再生法案の提案者といつたしましては、きょう衆議院に出されたような法案が万が一にも成立をするようなことがあれば、ここで議論をいたします法案とは矛盾をするということになるというふうな理解をいたしております。

○浅尾慶一郎君 今の枝野議員の答弁につきまして宮澤大蔵大臣に御質問させていただきますが、今の答弁を要約いたしますと、法律上は恐らく本

日提案された新しいスキームでも対応は可能である、しかし一方で、党首会談その他で十三兆円に類したものは使わないという合意があるということだと思つております。

ここでイエス、ノーでできればお答えいただきたいんですが、今回の長銀処理に関して、今現在参議院で審議しているもので確実に取り組むということについて、御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤一君) いろいろ各党間のお話があったこの段階であるのかもしれませんが、どうも私はそれがつまびらかでございませぬから、ちゃんとお答えできません。ただ、私が今まで考えてきたことは、大変常識的なことで、法律上の可能性なんという話はこれはいろいろあるのだからでございます。しかし普通のこととして、私はそんなふうな考えでまいりませんでした。

今おっしゃいました早期健全化、その法案の努力は各党がおののけしていらつしやいましたけれども、それは長銀を救うための努力だと私は今まで思つたことはありませんでしたので、法律上の可能性とかいう話はちょっと私にはわかりかねます。

○浅尾慶一郎君 それでは、先ほどの更生法に関する件で質問させていただきます。

今度の日本長期信用銀行に關しましては特別公的管理銀行に移行するというところでございませぬが、この場合は先ほどの会社更生法でも破産の事由にも当たりませぬ。したがって、政府が引き受けました劣後債務あるいは民間で出ております劣後債務について、これは劣後事由に該当しないというふうには私の場合では読めると思つておりますけれども、その点について大蔵大臣に所感を求めます。

○国務大臣(宮澤一君) それは恐れ入りますが、提案者にお尋ねいただきたいと思つております。

○浅尾慶一郎君 それでは、提案者のどちらでも結構でございます。

○衆議院議員(枝野幸男君) 法律上の劣後事由に

明記されておりませんので、劣後しないということと解釈されるというふうに判断しております。
○浅尾慶一郎君 ところで、今劣後債のお話をさせていただきましたので、関連させていただいて、実は整理回収銀行は日本長期信用銀行の優先株を引き受けさせていただいておるようでございます。その臨時報告書によりますと、一千三百億円分の優先株を引き受けているんですけれども、このうちの六百五十億円がいわゆる資本金になっておりまして、六百五十億円は資本準備金に入っているのではないかと思います。

ここで問題なのは、資本金については、御承知のように、それを減額する場合には減資の手続が必要であります。資本準備金の場合は取締役の任意によってこれを変えることができます。したがって、三月の時点で税金、公的資金を投入した段階で一千三百億円うちの半分は余り守られていないのではないかと認識なんです。この点について、これは預金保険機構の方に御答弁をお願いいたします。

○参考人(松田君) 先生御案内のとおり、優先株でございますが、株式でございますので半分は資本準備金に、半分は資本金に入ります。

それで、資本準備金は御案内のとおりで、利益準備金取り崩しの関係で崩せることになっておりますけれども、あれはいろいろと制約がございます。外部の監査も必要だと思っております。そういうような取り決めがあるのではないかと思っています。具体的な内容は、私も検査権限を持っておりませんのでそれ以上詳細はわかりません。

○浅尾慶一郎君 今の御答弁に関連してでありまして、質問させていただきますと、通常、普通株式と優先株式がある場合には、それぞれ権利義務関係が別にあるわけでございます。優先株式の方が優先されるのではないかと。言葉とおり優先と書いてありますから優先されるはずだと私は思うわけでございますが、残念ながら三月の時点で投入されました優先株について、普通株式との間の権利義務関係の規定が一切明記されてお

りません。

言いかえますと、長期信用銀行は、当初の予定では七千五百億円ぐらい債権償却をする予定でありましたけれども、資本金は三千八百億円しかなかったということでありまして、準備金その他合わせて七千八百億円あるのはいんですけれども、本来であれば普通株式で出した資本金が最初になくなる規定を事前に設けておくべきだったのではないかと。国民の税金あるいは公的資金ということ考えた場合には、普通株式との間の規定を厳しくしておく必要があったのではないかと。いかがお考えになりますでしょうか。

○参考人(松田君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、現在の金融安定化法では、株式は普通株式の取得が認められておられますので、優先株式ということになっておりますが、それを、優先株式の中でも、商法の二百二十二条にある種類の株式の中でも、法律の中で自己資本を充実させるという目的でございますから、それに見合うように、発行時に議決権を持たない株式であるということが一つ。それからその他、利益配当や残余財産の分配でということ、はつきり普通株式と分かれた形になっておりました。その趣旨のつとって発行条件その他を決めて引き受けをした、こういう経緯でございます。

○浅尾慶一郎君 私が指摘させていただいているのは、その中で、普通株式と優先株式との関係において優先株式の方が有利な取り扱い、換言いたしますと、減資その他の場合において最初に普通株式が減資されますよという規定を設けるべきだったのではないかと。この点でございます。

ないものを今指摘しても、それは指摘するだけでございますけれども、今後優先株式を政府あるいは何らかの機関が取得する場合にはそういう規定を設けるべきだと思います。現在金融再生委員会ができておられますので、できるまでの間その業務をあるいは代行する可能性があります大蔵大

臣に、その点についての所感を求めさせていただきます。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。

今先生が言われましたのは、何らかの形で契約等で明示しろということかと思いますが、この点につきましては、ちょっと急な御質問でございますので、また私もいろいろ勉強してみたいと思っております。

○浅尾慶一郎君 そんなに難しい話を私はさせていただきます。後から入るお金、優先株ということで議決権がないわけですから、会社のコントロールは当然持てないわけですね。そうだとするならば、普通の会社のコントロールを持っていて、経営を持っていく人たちが、何らかの形で減資その他の責任は先に普通株式を持つている人がとるべきなのではないかと。この点について、御意見を再度お願いいたします。

○政府委員(伏屋和彦君) 優先株につきましては、今までの考え方は先ほど預金保険機構の理事長がお答えになられたとおりで、また、先生が言われるそのときの条件というようにございまして、また勉強させていただきます。

○浅尾慶一郎君 そんなに難しいことを質問しているつもりはないんですけれども、時間の関係で次に移らせていただきます。

本日、日銀の速水総裁にお越しいただいておりますので、せっかくの機会でございますので、ニューヨーク・タイムズが報じました記事の件について若干質問させていただきます。日銀当局が、きょうの毎日新聞によりまして、日銀当局は、総裁は自己資本比率には言及しておらず、資本勘定について述べたもので、報道は正確ではないという指摘がありますが、この点はそういう理解でよろしいでしょうか。

○参考人(速水君) 御指摘のとおりでございます。資本勘定と申しますのは、御承知のように、三月末時点で十九行、約十五兆円、これは全部バ

ランスシートに出ている数字でございますが、これは資本金、資本準備金、利益準備金、任意積立金、未処分利益金、償却に使うことのできる資本勘定というふうな考え方をしております。

自己資本といえますと、それにティア1の一部とティア2が入りまして、これを入れますと八%になるかもしれませんけれども、資本勘定だけで十九行、六月末の貸出残高三百七十二兆円に對して約十五兆円でございますから、約四%ということでございます。

○浅尾慶一郎君 どうも報道とその後のお話が違ふようでございますけれども、今のお話を伺っておりますと、四%あつてティア2が倍、同額だけ組み入れられるから十分だということな御答弁のように聞こえます。この点についてこれ以上追及させていただきます。この点についてこれ以上追及させていただきます。この点についてこれ以上追及させていただきます。

続きまして、先ほど劣後債務についてあるいは優先株について質問をさせていただきましたけれども、その点に絡みまして、発議者の方に今回の金融再生機能について若干の質問をさせていただきます。

第七条におきまして、法律上自己査定の開示が義務づけられておりますけれども、二〇〇一年にはペイオフが、先ほどの小宮山議員の質問の中にもありましたけれども、実現されるわけですから、預金者に自己責任を求めるといことは、当然銀行側にも自己責任というか自己査定を開示していくことが必要なのではないかということだと思っております。この点につきましては、統一した基準について、大手十九行と地域銀行を分けるのかいろいろなあれがあると思っております。この点について、ただ二〇〇一年にはすべて自己査定基準も含めてガイドラインとして統一したものができるといふ理解でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 今の条項につきましては、衆議院の修正の段階で修正に係りました三党で覚書などを交わしておりますので、金融機関

それぞれの事情に応じた柔軟な対応をとるような趣旨の覚書を交わさせていただいております。

これは、今も御指摘ありましたとおり、大手十行あるいは国際業務を行っている金融機関あるいは地域に密着した中小の金融機関とでは異なる事情が違つてであろうと。国際業務を行うようなところについては、当然のことながら国際マーケットにさらされておりますので急いでやつていただかなければならないと思つておりますが、地域に密着をした国際業務などを行つていないところについては、準備等に対する時間もある程度必要であろうということで、一定の幅を持つた対応をこれは金融再生委員会の規則で決めていただくというふうにご考慮しております。

ただ、当然のことながら、二〇〇一年のペイオフということも目前に迫つております。それまでにとりより、それよりも早い段階で、消費者、ユーザの皆さんとの関係を考えれば、それよりも一年とか半年とか前ぐらいの段階ではきちんとか公表、査定ができていないといけないのではないかなというふうにご考慮しております。

○浅尾慶一郎君 多分、時間の関係で最後の質問になると思いますが、金融再生法案の中で、株価算定委員会というのが株価を算定するということが決められております。その中で、先ほどの質問の趣旨と関連いたしますが、優先株というものも株価を算定していかなければいけないのではないかと。言いかえすと、長銀の例をとりますと千三百億円の資金が入つておられるわけでございますが、これについては普通株式よりも当然優先的な取り扱いをしていかなければいけない。

○衆議院議員(枝野幸男君) まさに優先株式は、そういう場合に普通株式に優先をして配当を受

けられるということの趣旨の契約内容で株を発行しているわけでありまして、純資産が残るようなケースは余り想定しにくいかもしれませんが、そういう場合には優先株式から配当を受けられるというふうにご考慮しております。

○海野義孝君 公明の海野でございます。今回は、金融再生関連の法案の審議が一日前から参議院の方では始まつておられるわけでございますけれども、長い間衆議院の方におきましては発議者の方々初め各会派共同でこの法案の作成について大変な御努力をされたということに対して、まづもって敬意を表したい、こう思う次第でございます。

先ほどから、午前中、委員の方々の質問の中でもございましたけれども、今回の法案につきましては、さらに現在自民党さんがお出しになつておられるというふうにご伺つておられますけれども、いわゆる破綻前の金融早期健全化の枠組みといひますかスキーム、こういったこととの絡みでお話を伺つておられると、大変複雑な感じが、大変わかりにくい、そういった面がいろいろあるように思つております。

そういうことで、実は私は今回の法案につきまして、従来の政府・与党のお出しになつた法律案が結局は野党中心のそういった対案といひますか、これを中心に共同修正案、こういったものが今具体的に目の見えるかどうかという状況に來ておられると思つておられます。そういうことで、従来に比べてまして今回の金融に絡む問題の点では大変画期的といひますか、そういった状況であるということとを私は認識するわけでありまして。

このことは、つまり、問題は一昨年の住専の問題に端を発しまして、あれ以来金融システムの問題、国際的に大変信頼を失墜した問題、あるいは国内における金融機関のいろいろな破綻の問題等々、具体的な現実味を帯びていろいろな問題がここ相次いで出てきたということに対応して、早期是正措置であるとか、あるいはことし二月の金融安定化のための二法であるとか、いろいろなものを重ねてきたわけでありまして。そういった中で、またここへ來ての日本長期信用銀行の経営不安の問題等々が出てきたということの中で起こつてきた問題である、こういうふうにご理解するわけでございます。

そういう点で、政府のお出しになつた法案が成立しないで野党中心のそういった案がどうかと、私はやはり大きな変化だろつたというふうな感じがするわけでありまして。

このことは、これまでの、いわゆるパブルが発生して以後今日に至る、パブルは八五、六年からだと思つておられますけれども、その後、一九九二年ごろのパブル崩壊以来の今日に至る長期不況、そういった中で大蔵省の金融行政というものが問題の先送りをしてきたということが、年々そういった問題が大きくなり膨らんできて今日どうにもならなかつた今回の法案が出されてきた段階で、こういうふうにご考慮を願つておられます。

これは、参議院が今回の選挙で過半数以上を制したということ等が一つの問題というふうに言われておりますけれども、一昨年来の金融行政あるいは経済問題等に対する一連の政府の取り組み、こういったいろいろな問題が結果的には今日の参議院における自民党の議席を大きく後退させる。そういった中で、今回のこの金融関連の法案についても厳しい対応がされるというふうなことで、やはりこれまでの我が国がそういう行政のいろいろな問題が、そのツケが今日回つてきて、こういう状況にあるのではないかと、このように私は感じているわけでありまして。

そこで、大蔵大臣はもう長い間ずつと携わつてこられたし、御専門ですから、私が申し上げることは事前にお知らせしてない部分もあるかと思つておられますけれども、率直なところをお答えいただきたいと思つておられます。とりあえず、金融再生関連法案が今参議院に回つてきた、この段階で大蔵大臣としてどのような御所見という御感想をお持ちか、まづその辺をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、お述べになりました御批判は概してそのとおりの思つておられますので、甘んじて受けなければならぬと思つておられます。それが第一でございます。

それから第二に、そういう背景の中で我が国の金融のシステムが非常に信頼を内外ともに失うに至りましたし、また貸し渋りも起つておつて我が国の不況に一段の拍車をかけておられるという事態の中で、政府としてもこの国会に政府案並びに与党の立法の御審議をお願いいたしました。参議院におきます各党御協議の結果として、ただいま一日も早くこれを成立させていただいて事態に對処したいと思つておられます。

同時に、もう一つの、問題の半分である金融の早期健全化のためのスキーム、今日衆議院に提案されたと思つておられますけれども、両院におきまして一日も早く速やかに成立をさせていただくことを心から願つておられます。

○海野義孝君 引き続き大蔵大臣にお聞きしたいと思います。私にはかねてより、こういうことを言うのはなにかと思つておられますけれども、いろいろな法案をつくりましてやはり運用という問題が大変重要なこととありまして、そういう意味からもこの法案といひますものについてはよりクリーンな、透明な、そういうものでなくてはならない、こういうふうに思つておられます。

そういう点で、先ほどの御審議の中でも、ちよつとさつきも申し上げましたけれども、今回の金融再生法案につきまして、これが大変わかりにくいというか、そういう部分があるし、いろいろと判断ができるというふうな感じがするわけでございます。これは後でまた発議者の方にもお教えいただきたいと思つておられますけれども、その点については大蔵大臣はどのような御感想をお持ちでしょうか。○国務大臣(宮澤喜一君) 衆議院において各党各派が長い間協議を積み重ねられて、その結果

として一つの法案ができ上がったので、そういういろいろな御協議の経緯をいろんな形で法案が反映しているということは私は事実と思えます。

したがって、海野委員の御指摘のように、一人の人がすつと書いちゃったというような簡単なもの、わかりにくさがあると言われますのは、私は恐らくそのとおりであろうと思えます。

政府としては、この法案が成立したす過程における国会の御議論を承りながら、法になりましたときに、どのように解釈しどのように行政をやっていくかということはこの御審議の過程を注意深く承りながら決めていかなければならない、こういうふうな思っております。

○海野義孝君 次に、今回の参議院の方に来ました共同修正案、これについて具体的に夜を徹して審議をされ、おまとめになった発議者の方々からお聞きしたいと思っております。この金融再生関連法案の共同修正案について、どのような評価といたしますか御感想とどうか、御所見をお持ちか、その点ちょっとお願いいたします。

○衆議院議員(石井啓一君) 答えを申し上げます。先日、本会議におきまして森本先生の御質問にお答えをいたしました。そのときは、長銀処理が明確化できる、あるいは金融危機管理が一元化できる、情報開示が進む、処理のスピードが上がる、また政治主導でできる、こういう五点をお答え申し上げましたけれども、別の点できょうは申し上げます。

まず、金融破綻処理に多様な選択肢を提供できた、こういうことをごさいます。従来、金融破綻処理に当たってその処理の手法が十分でなかったわけでごさいますけれども、この法案によりまして、金融整理管財人による処理、そして公的ブリッジバンク、また特別公的管理、こういう多様な手法をそろえ、セーフティネットを整えた、こういうことによりまして、今後検討されます早期健全化システムとあわせまし

て金融システムの安定化へ大きく寄与することができ、このように考えております。次に、破綻金融機関の経営者の責任追及を厳格化いたしました。

金融再生法案の十八条と五十条におきまして、金融整理管財人あるいは特別公的管理銀行に對しまして、破綻した金融機関の経営者の民事、刑事上の責任追及を厳格に義務づけておりまして、これによりまして経営者の破綻の責任が明確にされる、このように考えます。

最後に、不良債権償却が進むということでごさいます。この委員会でも御質疑がございまして、破綻金融機関から預金保険機構が不良債権を買取るということになっておりましたけれども、今回あわせて二〇〇一年三月末までと期限を区切りまして、一般金融機関からの不良債権買取りも、これは適正な価格ということで二次ロスを出さないという前提でございまして、そういうことを可能にいたしましたので、不良債権の償却に進むことができる、進めることができる、以上の点は評価できると存じます。

○海野義孝君 では、枝野さんに別の面をちょっとお聞きしたいと思っております。今の共同修正案についての評価につきましては、御一緒におやりになって、ですから特にあれかと思っております。別の面、いわゆる早期健全化スキームのことです。野党三会派をベースとして与野党が共同修正の協議を行う中で、今回の法案の協議を行う中で合意されたということだと思っております。いわゆる破綻前のそういう早期健全化ですね。ということであるならば、当然その合意事項の中にある文言でありまして、具体的にこれについて御党の場合、どのような内容を持っていると思われるか、その辺をお聞かせいただければと思っております。

○衆議院議員(枝野幸男君) お答えをさせていただきます。私どもは、今回、参議院でこうやって御審議を

いただいたりあります再生法案によりまして、金融機関が破綻あるいは破綻に限りなく近い状態に陥ってしまった場合に、混乱を起こすことなく整理、清算をしていく、そのセーフティネットがつくられるということ、この金融の危機に對する対応としては大きな前進があるというふうに考えております。

ただ、確かに現在の金融、経済を取り巻く状況を考えますと、それだけでいいのかといえればそれだけでは決して十分ではないというふうにも考えておりました。不良債権を抱えて非常に困難な経営状況に陥っているというふうな推測される日本の金融機関の状況を一刻も早く立ち直らせるというための別途の手段も必要であるというふうに考えております。

一部には誤解もあるようでごさいます。私どもはそういうところから公的資金を使うこと一般について否定的であるかというふうな理解もあるようでごさいます。その点は全く違います。今の金融の状況をしっかりと立ち直らせることは、国民経済にとつて、ひいては日本国民それぞれにとつて大変重要なことである、必要なことであるというふうに思っております。ただ、そこで公的資金を使う以上は、それが有効に使われる、そして納税者の皆さんに納得していただけるような使われ方をするというようなことが必要であるというふうな私どもは考えております。

現在、きょう衆議院に提出されました自民党の早期健全化というスキームでございまして、ここには実は大きな矛盾があるというふうにごさいます。それは、これは八よりもあるいは四よりも大幅に下がります。それから、場合によっては非常に大きな公的資金を使わなければならないかもしれせん。

自民党のようなり方をした方が実は一回当たり使った金額は小さいかもしれせん。しかし、本当に金融を立ち直らせようとするのであるならば、しっかりと査定をして、四まではこまごま足りないんだ、八まではこまごま足りないんだ、その足りない分はほとんど一発で使わなければならない、兵力の小出し分散は、孫子なのかよく知りませんが、

ございまして。一〇%を超えているところが過少資本とは到底言い得ません。八%を超えている、国際的なBIS基準を超えている、それが過少資本ということとは実は本来矛盾する話であります。それにもかかわらず、過少資本状態を解消しなければならぬということをおっしゃっているということ、今金融機関が公表している八とか九とかという数字が実は実態をあらわしていないということ、これを内在した発言であると言わざるを得ません。本当に八あるのなら公的資金は要らないわけでありまして。

私どもも、実はしっかりと審査をした場合には、査定を行った場合には八はないであろう、過少資本状態の金融機関もあるであろうというふうな思っております。しかし、その査定をしっかりと行わないで、表向き実態と違う八とか九とかいう数字を片方で出して、そこへ公的資金を注入して資本増強をしましてと言つても、本当にそれで実質で八%を超えたのかあるいは四%を超えたのか、マーケットは判断のしようがございせん。しっかりとマーケットに信頼をさせる自己資本比率がおりますということを信頼していただかなければ、金融は信用でございまして効果は生じません。

したがって、公的資金を使わせていただく以上はきちんとした査定をする。査定をすることによって、実は自己資本比率が大きく下がるところがたくさん出るであらうでしょう。そこを放置しては国民経済上いけないという判断であるならば、それは八よりもあるいは四よりも大幅に下がりますから、場合によっては非常に大きな公的資金を使わなければならないかもしれせん。

自民党のようなり方をした方が実は一回当たり使った金額は小さいかもしれせん。しかし、本当に金融を立ち直らせようとするのであるならば、しっかりと査定をして、四まではこまごま足りないんだ、八まではこまごま足りないんだ、その足りない分はほとんど一発で使わなければならない、兵力の小出し分散は、孫子なのかよく知りませんが、

最悪の兵法である、まさにこの間日本の金融行政がやってきたことは小出し分散でありました。

一気に査定をして足りない分はどんと入れる。その金額がもしかすると自民党などが考えていることよりも一時的には大きいかもしれせん。

しかし、これはしっかりと査定をして、不良債権の部分をしっかりと引き当てた、その足りない部分を補う部分でございまして、これは従来のようなあまい形で小出し分散をして減価してしま

う、つまり価値が下がってしまふような公的資金の入れ方とは違ふ。そこからは少なくとも、日本経済全体が下がっていかばもちろん下がるとはあり得ますけれども、基本的にはその株価とい

ものは、投入した額というのは資本として維持され、景気が回復した段階では必ず、つまりしっかりと穴埋めができるお金である。

私どもはそのところをしっかりとやらないうであいまいな形で、今のように実態は四、三、二、ぐら

いらいなに八も九もあるというところにお金を小出し分散するやり方は最悪である、こんなふう

に考えているわけではございません。

○海野義孝君 大塚御丁率に重要な部分について御説明がありました。

そこで、石井議員にも一つお聞きしたいんですが、今のところにも関連しますけれども、この早期健全化スキームです。要するに、金融機関を破綻に至らしめないように早期診断、早期治療をするという意味とも私は理解するんですけれども、その場合に公的資金の投入については是非とい

うことをどのように、個人的にでも結構ですけれども、お考えになつてゐるか。これは条件次第なのか、どういふ場合ならよいのか。

私、どうもこの議論というのは、その先には金融再生、金融安定化という問題もありますけれども、やはりビッグパンとの絡みのこととも絡んだような感じにもとれるんですけれども、その辺を

含めてどんなお考えでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 私ども平和・改革ではまだ早期健全化スキームに対する対案と申しま

すか見解を取りまとめない状況でございまして、個人的な見解としてお答えを申し上げます。

私どもは、この公的資金をどういふ目的で投入するのか、単純な銀行救済でやつてはならない

システムとしての金融システムといひますか銀行界といひますが、それをやはり健全化させる、体

力を増強させる、そういうものでなければならぬといふふうな考えでございまして、そういう意味

ではやはり再編なり合併なり、そういう方向に誘導できるような、そういうものでなければならぬのではないかと。

これは、私が本間に個人的に考えているところ

でございましてけれども、ある意味で体力の強い銀行をつくるということもございまして、また体力の弱いところを少し合併していただいて

整理していくということもあるでしょうし、やはりもうどうしようもないところでは整理、清算の方に行つてしまふ、こういう大きな流れなの

ではないかな、こういうふうな考えでございまして、それで、前提といひましては、枝野議員から

ごいれましたように、私も、今の銀行の状態をきちんと正確に把握する、治療に当たつては正確な

診断が必要でございまして、銀行の経営状態を正確に把握するということがやはり前提ではないのか。

また、条件ということで申し上げれば、一般的には経営者や株主の責任を明確化する、またリス

トラをきちんとやる。モラルハザードを防ぐためにそういう条件が考えられますけれども、これは昨日も申し上げましたが、やはり国民の皆さん

が納得するようなそういう条件でなければならぬ、このように考えているところでございまして。

○海野義孝君 宮澤大蔵大臣にお聞きいたします。これは報道によつて私は承知してゐるんですが

れども、我が国の金融機関の中では国際業務をしている金融機関が七十六あると、このように聞いているわけでありまして、その問題と、現

在の大手十九行が言うなればそろつて八%以上をクリアして国際業務を継続できるということ等が

あります。今、石井議員もちよつとお触れになりましたけれども、私は、今回の金融再生という問

題は、一つは金融システムの安定化ということと同時に、戦略的にやはり日本の金融界をどう再編

していくかという面でのいろいろと現下の金融界といふのは問題が多い、こういうふう

に思うんで、例えば七十六の金融機関、これは恐らく八%以上をクリアして

いなくちゃいかぬでしょう。となると、大手十九行以外にも第一地銀あるいは第

二地銀等にもそういうものがあるかも知れませんけれども、そういうこと、それからもう一方

は、この金融健全化という中で、戦略的にどういふか、安定化させるという部分と、もつと強力に、

言うなればビッグパンの中で生き残る金融機関をつくつていく。そういうふうな面での大臣として

の金融行政というのに対してお考えというか、お取り組みというか、そういうことについてお聞

きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今金融行政は私の所管ではもうなくなつてしまつたので、一人の国

務大臣としてどう考えるかというふう

に申し上げなければならぬと、今の我が国の難しさは、ビッグパンといふ問題と一緒

に不良債権の処理をしなければならぬといふ、二つの方向の違つた問題が一緒

に処理されなやならないといふところ

で、殊によほど自信のある銀行でない限り、わざわざ八%銀行になつて海外へ出られる必要はないのではないかと

いうことをひそかに思つております。

それから、マネーセンターバンクスの大きな銀行につきましても、私はかつて、二、三年前でござ

いますけれども、ビッグパンになつて、国際的にチャンピオンとして競争できる銀行あるいは証

券会社はことごとこごういふかなといふようなことを半分自分なりに仮に考えてみたことがござ

いますけれども、残念ながらいろんな意味でほとんどが傷つきました。傷つくと

いふのは、大したげでないかも知れませんが社会的に少なくとも

いろんなことを言われたという意味合いでござい

ますけれども、ちよつとそういう元気がなかなか見えないようになり

ました。そういう段階があつて、しかし事態は進展いた

しますから、海外との提携であるとかあるいは国内における業務の一種の調整であるとか、いろん

なことが今行われつてございまして。願わくは、その中から国際的な競争能力のある金融機関が幾つ

かは欲しい、外国と提携でも構いませんけれども、と思つてお

りますが、やはり一番、デリバティブスなどは弱い方

でございましてけれども、いわゆるインベストメントバンクといふのは日本に

伝統がございせんから、提携をするしかないかないと思ひつ

つ、やはりそこは不良債権の問題とそれからいろいろ、詐欺事件と申すか総会屋と申します

か、そういうことからくるいろいろな手傷がやつぱりござい

ますので、なかなか出るまでにはまだ至つていない。いろいろ御努力が続いてお

りますけれども、現在のところまだ申せないので残念だといふ

ふうな思つてお

ります。○海野義孝君 大蔵大臣のこれから二十一世紀に向かつての日本の金融界のあるべき一つの姿とい

いますか、そういう方向がお話の中にも承れた、このように私は思つて

いるわけであり

もう一つ、大蔵大臣、先週G7にお行きになりました、そのときのこと、片や今この法案の問題を審議している中でいろいろと話題になったんですけれども、この点ちよつと確認をさせていた

G7の共同声明というのは、ある程度国際的な公約というが、我が国がそれに向かつてやはり必死に努力していかなくてはならないということかなと私なりに思いますけれども、その中で日本の金融システムの安定には存続可能な銀行への公的支援を含む支援措置の早期立法化が重要という

これは日本で今いろいろやっていると聞きますけれども、その場合に存続可能ではないと判断する場合の目安、基準、こういったものは一体何かと、これについては今情報開示が不十分でして、私なかなかわかりにくいんです。

私にとつて不思議なのは、例えばことしの三月本決算の段階での大手十八ないし十九行の自己資本比率、それとこの九月中間での自己資本比率、この中にはいわゆる当期利益等については確定されていない部分もあるわけですからある程度推測かと思えますけれども、この間、江田先生がたしかパネルでお出しになったのを拝見していたら、ほとんどの銀行が自己資本比率がよくなっていますね。こんな奇怪なことは考えられない。

ということは、要するに今不良債権の処理をしているのは、一つは土地の問題、それから株価の問題、こういったものはいずれも三月よりは下がっています。株価も下がっています。株価も下がっています。地価も下がっています。いわゆる業務純益、これにつきましても三年間ずっと超超低金利で銀行さんにそういう不良債権の処理のためにもやはり利ざやを取らせるような、ある面であらうというところでやってきましたけれども、この面でもだんだん最近では資金を取るのにコストがかかるようになってきたというように探算が悪くなっている。こういうようになってきますと、あと自己資本だけなんです。これは今だんだん取り

崩れていっている。

聞くところによれば、日本の大手十九行の中では実質的にいうとほとんど債務超過になっているのではないかと、いうふうなことを分析しているような連中もいる。これは別にそのことを信ずるわけでもなんでもないですけども、そういうこともまことしやかに書かれている。それをまた読んでいる。それで、みんなそうかなというふうな疑いのあれを持っている。

そういうような中で存続可能な、あるいはこれは存続させてはいけなと言つては問題あるかと思えますけれども、そういう面で大変今情報不足であるということなんです。だけれども、さっき大臣がおっしゃったように、今回の時間をかけてやってきたというこのいい面もかもわかりませうけれども、そういった中で大変日本の金融界もなれば合併の問題であるとか、いわゆるユニバーサルバンク的な方向に向かつての業務の提携的な動きがあるとか、いろんなことが出たということ、私ははかり前進したことではあるう、こう思います。

やはりこれから大事なことは、公的資金などを導入し、そういった戦略的な部門を強化する。大きな銀行が二つ、ただ一緒になつたつて、大きいだけがいいことじゃないわけです。日本の銀行はそれだけでなくも収益が低い。銀行の収益の中の大体三分の二ぐらいは貸し出し業務によつての収益である。いわゆる戦略的な金融商品とか、例えばデリバティブズであるとか、いろんな面で国際的に見ると、先端を行つていっている銀行なんかの場合には三分の一ぐらいいがそういう貸し出し業務による収益だということも承知しているんです。そういうような中で、これから存続させていくとか、あるいは公的資金を投下していくとか、いろいろそういった金融の健全化スキームと、いうことを考えた場合、これはいろいろ問題をばらんでいるということ、私は大変難しいことだと思つてます。

これは、発議者の方々はこれからまたそういった問題にも取り組んでいかれることかと思つても、大臣としてはそういう面について、本来的な金融の再生というものは私はまだ法案をつくることじゃないと思うんです。先ほどどなたか御指摘になっていましたけれども、もつと大きな問題だと。そのためには、セーフティネットをつくるのかそういうことをまずやるということの先に、二〇〇一年の春からはペイオフ、そういうことになっていったときに、それまでの間にとにかくすべてのことをやっつけていかなきゃならぬということからすると、この法案ができるという、つまりこれは始まりであるということだと思つてます。

そういつたことを含めて大蔵大臣、ちよつと長々と申し上げてわかりにくかつたと思つてますが、何か一言。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今お話しになりました、昨日でございませうか、江田委員がチャートにしてお示しになっておられました自己資本比率でございませう、この九月期の決算はまだ公になつていないはずでございませうから、それはまずその点はおもう推測であるといふ方がございませう。

全体として、私の受けました印象と海野委員のおっしゃいます印象と似ておまして、事態が改善されたと考える理由がどうも余り思い当たりません。極端に回収をしたということぐらひはありそうです、それだけではどうもああいふことになりそうもございませう。丸々うそだと思つて申しているわけでもありません。結局、各銀行が自分の、おのの物差しで債権を分類し、そして引き当てしている限りは、やっぱり余り客観的に信頼できる、うそをついているという意味じゃございませうが、今度初めて監督庁の検査がありまして、そしてやがては少なくとも検査のマニアルぐらひな一種のスタンダードができる。今度検査があつたことで初めて各行の実態がある

程度一つのスタンダードで判断できるものになるのではないかと、いわばこれが初めてなのではないかぐらひに極端に言うと思つておられます。

ですから、これから銀行のよしあしというものが客観的にわかるし、またディスクロージもされる、本当のことはこれからだなというふうには感じましたしております。その上で初めて競争が行われる。今までもいろいろ理由が、冒頭にもおっしゃいましたように理由がございましたけれども、残念ながら護送船団のもとでは本当の厳しい自由競争なり厳しい規律なりは十分でなかつたと申し上げざるを得ない。これからのことだといふふうに思つておられます。

○海野義孝君 大蔵大臣の本音の部分をおっしゃつたと思つてます。その面をひとつ今後は、護送船団方式から市場原理に基づくそういったビッグバンの中で、我が国もグローバルなそういう標準の中で競争していくという方向に向かつて、やはり大蔵省の行政としても、何となく最近大蔵省は弱腰というかや後ろ向きな感じが思つては来ても、私は、今こそ頑張つていただかなくてはならない、そういうようにまた国際的にも期待を日本はされている、こういうふうに思つておられます。

そこで次に、がらりと変わりますが、与謝野通産大臣、大変長い間お待ちいただいて申しわけありませんでした。

きょうここにおいで委員の各位も御案内かと思つておられます、私も昨日、公明としまして、公明・平和として、国民経済の活性化に資するための商品券の支給に関する緊急措置法案というものを参議院の方にお出しをさせていただきます。

これは、ことしの一月に私どもが、そう言つては借越すけれども、各党に先駆けて、十兆円の大規模の景気対策を早期に打つべきであるということの中で、六兆円の所得税及び法人税等の減税とあわせて商品券方式による四兆円の戻し金給付と、いうことを当時私どもは出させていた、そ

うという構想を発表させていただきました。

これにつきましては、大蔵本意ながら、その後、各党におかれましても大型の減税等の御発表があり、さらには四月に前総理が十六兆六千五百億円という総合的な経済対策を御発表になり、そしてそういった中で結果的には選挙で厳しい審判があった。これは、国民の皆様方のそういった審判を、どこの党がどうということよりも、我々も厳しく受けとめたわけでありませぬ。

そういうような中で、その後、小淵総理になられてから、この問題については本会議あるいは委員会等において折に触れて私どものそのことを申し上げてきました。

〔委員長退席、理事石川弘君着席〕

それに対しては、いろいろと勉強してみるとかあるいは研究してみるとかそういったお話がございました。

実は、つい十日ほど前になりますか、経済産業委員会におきまして私どもの同僚委員が、当時、与謝野通産大臣がお出ましになっておりましたけれども、そのときにも、かなりそういった御研究されている、検討されているということについて具体的にどうしようかというお話を申し上げたときに、これは直接はそのとき御同席の中小企業庁長官がおっしゃいましたけれども、今後、全国の地方自治体がそういう商品券方式による要するに景気浮揚のために具体的にどういうことをやっているかということ、その実態及びその効果等について、これは前向きにひとつ調査をしますということをおっしゃられた。

そのとき通産大臣も御同席されてお聞きになっていらつしたと思ふんですが、通産大臣もかねてからいろいろとそういったことについては、要するに景気をよくするために考えられるあらゆることをやっていくということが重要である。これは今閣僚の皆様方も異口同音にそのことをおっしゃっているし、大蔵大臣もそのことはおっしゃっていることを私も報道等で拝見した記憶があるので、これは間違いないと思ふ。

そこで、今回、こういった案を出したということに対して、通産大臣、どういうようにこれを受けとめられたかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(与謝野賢君) 公明の案を詳しく拝見したわけはございませんが、恐らく皆様方のお考えは、減税をやってもそれが貯蓄に回れば消費に対して全く効果がない、商品券で配付すればそれが換物行為につながる、また課税最低限以下の方、あるいは特別減税のときに課税最低限は一時ですが四百九十万近くまで上がった、それが、所得税減税を恒久的なものにしますときにまた課税最低限が三百六十一万まで下がる、そういうものもこのことをお考えになった上での私は御提案だということに実は受けとめております。

そこで、これが可能かどうかということ、実は実務上の問題がありまして、そういうものもそのことを少し研究をしなければなりません。それは、日本国内でこういうことを大規模にやった前例もございませんし、諸外国の例も多少少ないと思ふますので、そういう実務上のことは研究をする必要があると思っております。

ただ、私個人としては大変関心を持って御提案を見ております。

○海野義孝君 大蔵大臣もちょっと御感想とか御所見、この点につきまして、余りお詳しくはないかと思ふます。

今、通産大臣がおっしゃったおりのような考案で、私は広く、去年四月から消費税がアップした、それによって本来の所得税等の課税の対象にならないような多くの庶民の方々、そういった方々に対しても、要するに何らかの形で消費をしていただく。そして、確実にやはり消費していただくという意味で、一年間の期限つきでそういった商品券を戻し金給付というような形で国民の皆様方に差し上げる。それは、国内に居住されている外国人の登録されている方々も同じように国内で消費をされているわけですので、そういった方も含めてということで、これを景気対策の一つとして、昨日、院の方に下させていただいた。それに対しての景気対策として私どもとしては考えられる効果的なことを一つでも多く取り入れていこうというような考案で、今まさにそういうように景気の状態から見ましても来ているのではないかと、そういうような感じも持っておりますので、大蔵大臣の率直なお考えをお聞きしたいということ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 総理大臣がこれについては関心を持って検討すると言われておりますが、実は私自身はかなり立ち入って考えてみながら、きやならないと思っております。

それで、とにかく今の景気というのは、ちよつと、そんなじよそこのことではなかなか直らないわけでございますから、ふだんなら常識で考えられないことも考えなきやならぬのじやないかという思いがありまして、二つの点で今事務当局に検討を指示してございます。

一つは、これは実際可能な方法としては、住民台帳を持つておる地方団体、そこで実施をすることが恐らく一番ファイジブルであろう、可能であろう。ただしその場合、負担を地方団体に持つてもらうというわけではありませぬで、負担は、これは事務費もあわせて国が持たなきやならぬと思ふます。実施は地方団体が一番適当かな。

次の問題は、どのようなふうにするには絶えず、いかにどうするか。つまり、こういうことには絶えず、いかにどうするか。あるいはすぐそれを持つていつて金券として売ってしまふとか、そうすると何にもならないわけではございませぬから、そういうふうな思案の結果をどうやってあらかじめ防止するかとか、そういうふうな二つの面では実は検討を私は既に指示してございます。それで、一つは、現実に行うとすれば、地方に実施してもらわなければならないだろうということ、ただし、そのためのコストはこれは国が持たなければならない、それを中心に検討を実はさせておきます。

れども、自民党の税調の会長さんやほかいろいろな商品券減税問題というふうなことをたしかきょうでしたかの新聞でも何かちよつとコメントされているというふうなことで、景気対策というふうな面から大蔵前向きにこの点について多くの方々が政府におかれましてもお考えになってきたこと、必すこれを実現して、少しでも景気の浮揚の一つの引き金になるということをお聞きしたい次第でございます。

大蔵ありがとうございました。(拍手)

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。まず、金融機関の不良債権の処理の問題についてお伺いしたいと思います。

昨日、公的資金による不良債権の買い取りについて、整理回収機構は売れない可能性を勘案して買うので損は生じない、そういう趣旨の答弁があったと思ふます。私、実はこれを聞いて非常に驚いたわけですが、果たしてこんなことがあるのか。保岡先生は与党で土地や債権の流動化のことについていろいろ取り組まれてきたと聞いておりますけれども、こういう見解についてどう思われますか。

○衆議院議員(保岡興治君) 不良債権を金融機関から切り離して、そしてそこで塩漬けになっている土地を有効利用して日本の経済の活性化にたいしていくということは、今の金融再生、再編にとつて極めて重要な問題である。また、今厳しい経済環境をよくしていくためにも欠かせないことである。

〔理事石川弘君退席、理事岡利定君着席〕

そういった意味で、一つには金融機関の自助努力のCCPC、共同債権買取機構がいろいろ加盟金融機関から不良資産を集めて別で売却していく。またもう一つの方法は、個別の銀行が努力をしていろいろ売っていく。それからもう一つが、今度金融再生法で道がつけられました、今委員御指摘の日本版RTC、公的資金で不良債権を購入する。

〔理事岡利定君退席、委員長着席〕

いずれも不良資産あるいは不動産担保がついていて、こういったものを売却するときの価格でございますけれども、これはいわゆる適正価格手続というのでしょうか、デューデリジェンスによって回収可能性とかその他担保不動産の利用による収益とか、どれぐらいであれば売れるようになるのかとか、そういったいろいろな観点の要素を積み上げまして、それによってできるだけ正確に時価を算定して購入する、そういった仕組みをこの際つくろうというところで関係者が皆努力をしているところでございます。

恐らく、日本版R T Cにおける購入価格もそういった合理的な時価による買い取りということになるものと思います。

○緒方靖夫君 時価ということはお回収可能ということだと思っておりますけれども、そうすると、今言われたようにデューデリジェンスあるいは不動産の利用価値を勘案するというところで考えたときに、R T Cがゼロということをお勧めして買う、そして損が生じない、そうしたことは果たしてあるのかと私は思うんです。

それでは、ことし四月の総合経済対策では、不良債権処理の促進を図るために住都公団が新たに仕組みをつくりました。これを受けて六月に土地有効利用事業推進本部が設置された。現在、事業本部に持ち込まれた物件数、総面積、それが幾らか、そしてそのうち金融機関が持ち込んだ割合、これが幾つかわかるかと、建設省にお尋ねいたします。

○政府委員(小川忠男君) お答えいたします。住宅・都市整備公団が七月一日から九月末日までの三カ月間で受け付けた実績でございますが、仮受け付けというふうなことでございますが、件数にして合計二千三百二十五件、面積にいたしまして八百二ヘクタールというふうなことになるしております。

このうちのいわゆる金融機関関係分でございますが、例えば共同債権買取機構でございますとか銀行、信託銀行等々でございますが、件数で千九

百五十三件、全体の約八四％というふうな結果になっております。

○緒方靖夫君 多くの金融機関が物件を持ち込む、八四％という話がありましたけれども、それは住都公団の土地買い取り価格の基準が収益還元的な価値、これを基礎にしているからなんです。これは当たり前のお話です。したがって、整理回収機構が、答弁のとおり持ち込んだ物件を安い金額とかあるいはただ同然で買うとしたら、金融機関が物件を持ち込む必要はないわけですね。そうならば不良債権を金融機関が抱え込む、したがって迅速な処理ができない、そういうことになってくるわけですね。きのう、民都機構の話がありましたけれども、四年間頑張ったたつた一件しか売れなかった、これが厳しい現実なわけですね。

仮に、きのう民主党さんが言われたように、ゼロに近い価格で買ったとしましょう。その値引き分というのは銀行の負担になりますね。それから、それは利益を食う。したがって自己資本を食い、だから自己資本比率は下がる。不良債権の処理はしない、そして安く売りなさい、そういうことになっていったときに、それでは自己資本比率が下がる、こうなりますね。そう言われたらどうするんですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) まず最初に、きのう説明が足りなかつたとすればさらに説明させていただきますが、ただ同然という話、限りなくゼロに近いという話を申し上げました。

例えば、不良債権をある金融機関から日本版R T Cが買い取る時に、いろいろな売り買の仕方があって、あるいは、一個一個の債権ごとを売る、あるいは債権にとつては担保を執行してそれを売る、あるいは幾つかの債権をまとめてセットで売る、いろいろなケースがあり得るわけでございます。

特に、破綻金融機関からR T Cが買い取る場合には、不良債権部分をまとめてセットで買うというふうなケースの方がむしろ一般的なのかなというふうな想定をいたしております。そうした場合

には、例えば二十件、三十件という件数の債権のうち、あるものは今もある程度回ってはいらぬ、したがってある程度の回収はできるというものもあるでしょう、その担保権を行使しなくても。あるいは一番ひどいものは、実は担保をとっていただけでもその担保の物件はなかなか買手もつかないようなもので限りなくゼロに近いものもあるでしょう。そういったものをトータルして例えば三年間、五年間、利息分まで想定をしておいていこう。ああこれは限りなくゼロに近いものだな、これは例えば何％は回収できるものだなと、そのところをトータルして買い取り価格を決めるといふようなこと、それが可能です。初めからゼロのもの、ゼロで売るといふようなことは想定をいたしております。

その上で、今回資産の買い取りという規定を設けましたのは、金融機関に強制はいたしておりません。金融機関から申し出があつて、それで日本版R T Cが、適正な価格でもよいですねと、そういうことであるならばお買いしましょうという話であります。

したがって、それによって自己資本比率が下がるケースというのは当然出てまいります。しかし、日本版R T Cが買い取っても例えば第三者に売ってお金にかえることができないような資産であるならば、そもそも当該金融機関にあつたときからそれは自己資本の部分で償却をさせておかなければならなかつたものが、実は一種の粉飾決算的に回収できさうだというふうな部分、資産として計上されていっていることにほかならないわけでありまして。

むしろ、そういった実態は価値がないものをバランスシート上価値があるものとして載せている部分があるから、これを早く処理しないと実態としての各金融機関の体力がわからない、体力がわからぬのに水増しの数字だけマーケットに出ているという日本の金融機関に対する信用のなさを悪くしている。

したがって、これはできるだけ早く具体的な価値に相当した金額で金融機関も計上させるべきだし、金融機関で回収できない部分を日本版R T Cに中坊機関と同じような強制的な権限、強い権限を持たせて少しでも回収して、借り得を許さないようにしようというところの選択肢でつくったという趣旨でございます。

○緒方靖夫君 実際上、少し訂正されたようですが、けれども、しかし私は、今どういう形での回収するかと幾つかの例を挙げられましたが、いろいろなケースがあると思っております。

その中で、私は思うんですけれども、例えば、今言われたように、自己資本比率が下がってきたときにどうするか。そうすると、結局早期健全化スキーム、そういうことが出てきます。健全な銀行に対しては安い金額で売る。そうすると、それをどう補うかということ、結局は預金保険機構からの資本注入必要額が出るということになってくるわけですね、これが。

それから、破綻した銀行の場合にはただ同然で売ると、結局破綻処理での公的資金の分がその安く買いたたい分だけふえるということですね。結局変わらぬわけですね。一方のR T Cにつながる蛇口を細くすればほかの公的資金の処理の蛇口が広がると、それだけの話なんです。

だから、そうすると、きのう言われたR T Cは絶対損をしない、そういう話というのは、結局はR T Cだけ見ているからそういうふうになる。仮に、そういうことは現実にあり得ないけれども、あなたが言われたようなことを認めるとして、そういうことになるわけですよ。R T Cだけ見ればそうなるかもしれない。しかし、公的資金というのはいろいろなところに入るわけでしょう、健全銀行に対して、それから破綻した銀行についても、今言ったけれども。

ですから、そういうことで言うと、結局ただ同然なんということはあり得ない。そもそもこれだけの不良債権を処理するには相当額必要だ、こ

それが常識です。それをあなた方は、公的資金がこういう形で少なくて済む、自分たちがつくったスキームだからそう言われるのかもしれないんだけれども、やはりそこは非現実的、空想的だ、そう言わざるを得ないと思うんです。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私どもは、各金融機関が抱えております実質的な債務超過部分については、預金は保護するということが従来からの約束でございまして、債務超過部分についてはこれを公的資金で埋めざるを得ないということは従来から一貫して主張をいたしております。

したがって、各金融機関が例えば破綻をした場合において、債務超過部分に限りなく限定をしてそこに上乗せされる部分ができるだけ少ない形で公的資金が使われるということではいけないというふうに考えております。したがって、債務超過が大きければ、不良債権が大きければ大きいほど公的資金が使われる額がそれだけ大きくなるのは当然のことだというふうに理解しております。

ただ、そのところで、例えばしっかりとした資産査定もなく従来の十三兆円スキームのような形でじゃぶじゃぶお金を入れますと、片方から水を入れて片方から水が抜けているというふうな形になりますし、それからわけのわからない経営者の九億円だなんていう退職金のところへ行ったりとか、それから本来返済力がある債務者が返さないうような形でそこでロスになったりというように出てきますので、そういうことをできるだけ防ぐ、本当の実際の債務超過部分についてだけ埋めるようにしていきたいです。

そのための一つのスキームとして、中坊さんの機関は国民的な信頼もありますし、こういうところには不良債権を移すという形で、借り得を許さないというところでその道はふさぎましよう、必ず債務超過の部分にしか国有化された金融機関についてはお金を入れませんということもルールできちんととめていくわけです。そういう形の中で、債務超過以上の部分はお金をできるだけ使

われないという部分で、抜け道は限りなくふさいだつもりでおります。

それで、金額が大きくなるか小さくなるかは実際の債務超過がどれだけのものかというきちんとした査定の結果によって決まりますので、これは正直言っても、巷間言われているよりもしかならずともっと大きなお金がかかるのかもしれない、しかしこれは預金者保護のためにはやむを得ない決断であるというふうに思っております。

○緒方靖夫君 不良債権を処理する際に、その額が非常に大きくなる可能性もあるということをご認められた。そうすると、きのう言われたケース、長銀の場合とそれからまた健全銀行の場合、両方あったと思うけれども、あなたはただ同然であるいは非常に安く買い取ることができると、そういうことを言われたかと思う。今實際上非常に大きな額の公的資金が投入される可能性があるということをご認められた。ですから、やはりきのうのあの発言は余りにも空想的で非現実的だった、私はそのことに驚いたのでこのことを改めて問うたわけです。

私は、はつきり言ってこの問題については実際はどうか、このことを考えていくと、今一括、迅速な処理ということが叫ばれているけれども、相当額の公的資金を使つて強力でして迅速に処理をしていくということが今の実際の考えだと思っております。そうすると、やっぱり相当な額の公的資金が投入される。それが結果として金融機関からそこにあつた不良債権をRTCが買い上げて、そしてそれが結局RTC、国に積もり積もつて大量にたまっていく。したがって、言つてしまえば銀行の、金融機関の不良債権を解放してRTC、国の方に移してやる、結果としてそういう役割があるかと私は思ふんです。どうなるかわからない、しかしそのときに使われるのは結局国民の税金なんです。

私は、だからその点で、きのうあなたがただ同然とかそういうことを盛んに言われたけれども、それが余りにも誇張され、というよりも空想

的だ、そういう話だということを描いたわけです。ですから、その点で、こういう国会の場ですから、ただ同然とかそういう形の答弁というのにはやはり私には非常におかしなものだということと率直に指摘しておきたいと思ふんです。

○衆議院議員(枝野幸男君) ちょっと今のお話は不思議な気がするんですが、

日本版RTCが本来客観的に回収可能な金額よりも高い値段で買えば、これは不良債権を日本版RTCに移しかえたという話になります。それから、日本版RTCが本来回収可能な金額よりも低い価格で買えば、これは本来ロスが生じない金融機関の方の債務超過額が膨らむということになります。いずれにしても、これは許されることではありません。

もちろん、これは価格の査定の問題ですので、神ならぬ身がびちつとした数字で一〇〇%正確にすることはできませんが、限りなく回収可能な金額よりも上にも下にも行かないように努力をするということであるならば、基本的には日本版RTCにおかしな不良債権がたまること、逆に金融機関の方におかしなロスが余計に生じること、これは理論的にあり得ません。もちろん、査定の問題ですから一〇〇%そのとおりにはなりませんけれども、そのところは法律でしっかりとそういうことをやりますということでありまして、

それから、昨日、ただ同然というお話を確かに申し上げましたが、御質問の中で、確かに土地の中には未来永劫買い手がつかないであろうと想定されるような不動産というものも存在はし得ます。これについてどうしても買ってくれどか、あるいはこれは破綻金融機関についてはきちんとして移さなければならぬというときには、ほかの債権とのトータルの査定の中で実際に限りなくゼロに近い査定をされてトータルとしての金額がつくことはあり得るでしょうということを申し上げた趣旨でありまして、まさに日本版RTCに不良債権をためないということをするためには、限りなく

売れる可能性のない土地については、そういう可能性は私には否定はできないというふうに思っています。

○緒方靖夫君 話がまたもとに戻るんですけども、そういうことが実際には起こり得ないというのが今の現実であるわけです。ですから、私はそのことをきちんとして述べておきたいと思ふんです。

それで、私はここで筆坂議員に伺いたいと思ふますけれども、日本共産党が不良債権問題についてどう考えているのか、その点いかがでしょうか。

○委員以外の議員(筆坂秀世君) 緒方議員にお答えいたします。

私、今不良債権処理問題でこの処理を急がなければならぬというの、これは当然のことだと思ふんです。問題は、何でこれがこんなにおくれてきたのかということだと思ふんです。今まで全く手を打つてこなかったわけじゃないんです。例えば、超低金利政策をとつてきました。あるいは無税償却、この適用をたびたび拡大してきました。それにもかかわらず不良債権の処理は一向に進まなかった。

なぜかといえ、私、一番の元凶は公的資金の投入にある、あるいは公的支援にある、事実上の。幾ら不良債権を抱えておつたついでに国が面倒を見てくれるということになるわけです。ですから、損切りしないで不良債権を持ち続けるということになってきた。もし超低金利政策であるとかあるいは無税償却の拡大であるとか、こうした事実上の公的資金の投入あるいは公的支援、こういうものがなければ、これはみずからの努力で当然のべきことなんです。それを怠らせたというのが私たちの考え方です。だからこそ私たちは公的資金の投入はやるべきじゃない。これは、今度もしやれば、例えば不良債権を買い取る、このために公的資金を使う、そして自己資本が低下すればそこへまた公的資金を入れる、資本注入するということになるわけで、ですからこう

いうやり方はやるべきじゃない。

いま一つは、やはり実体経済の問題があると思
うんです。例えば九七年三月期と九八年三月期を
見ましたら、銀行、金融機関の抱える不良債権は
約三兆円ふえています。減っていないんです。何で
かという、これは実体経済が悪くなった。だから
、バブルのときだけじゃない、新たな不良債権
も加わってきた。ですから、その点では昨年四月
からの消費税増税を初めとする九兆円負担増、こ
れが実体経済をうんと冷え込ませてしまった。い
わば不良債権をふやす路線だった。

私たち、先日、消費税三％への引き下げ法案を
他党派の皆さんとも力を合わせて出しましたけれ
ども、本当に実体経済をよくしていく、そのため
には、GDPの六割を占めている個人消費を拡大
していく、これはいわば不良債権をふやす経済政
策じゃなくて減らす政策だ、これもあわせて今不
良債権処理を進めていく上で非常に大事だとい
ふふうに考えています。

○緒方靖夫君 私、この問題に関連して、次に
長銀問題について伺いたいと思うんです。

修正案は長銀処理を念頭に置いたものだという
ことになりすけれども、ここに私は長銀のこと
し三月期の融資状況を示した内部資料を持ってま
いりました。これを見ると、上位五十社グルー
プへの融資総額は七兆五千八百億円、長銀全体の融
資額十六兆八千七百億円の四五％を占めていま
す。このうち、系列ノンバンクは日本リース
が一位、日本ランディックは四位、エヌイー
ディーは八位といずれも上位、三社の関係会社を
含め四十九社に一兆一千四百九十億円の巨額融資
をしているわけです。関係会社には多くの不良債
権を抱えたペーパーカンパニーも含まれていま
す。長銀が八月に示した五千二百億円の債権放棄
額を大きく上回るとは明らかです。

法案により、国が不良債権の処理の面倒を見る
ならこの点でも莫大な税金を投じることになって
しまう、そう思うんですけれども、その点いかが
ですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) この間の修正協議の
過程の中で、まさに当初の日本リース等関連ノン
バンク、ペーパーカンパニー等への長銀の債権を
放棄するというような話をやめさせるために、私
どもは日夜協議といひますか折衝を重ねてまいり
まして、私どもの強硬な姿勢の結果として、野中
官房長官が債権放棄をあきらめるといふ声明を出
さざるを得なくなったというふうに理解をいたし
ております。

逆方向から、民主党のせいで日本リースは倒産
したんじゃないかという御批判もいたしてい
るような状況でございます。まさに私ども
はそういった不透明な債権放棄によって公的資金
がおかしな使われ方をしたというためには、国民の
一カ月余り努力をしてきたということ、国民の
皆さんが一番御存じだということに理解をしてお
ります。

○緒方靖夫君 しかし、こういう実態、これが明
らかに非常のことが非常に大事。その点で情報開示
等々を強く要求されているということはよく知っ
ております。

しかし私は、この法案には、検査結果が明らか
になり、そして情報開示がされてからこの長銀処
理に入る仕組み、それははないと思うんです。あり
ますか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 長銀処理に入る前段
階での資産の査定、情報開示という問題につきま
しては、基本的に情報開示の規定ということで、
第三章六条以下で資産査定の報告、一般的に規定
を置かせていただいております。本来の法律の順
番からいえば、これに基づいた資産の査定、そし
て公表の過程の後に五十三条あるいは五十四条等
の規定に基づいて特別公的管理に入るといふこと
が、理論上はそういった段取りになると思いま
す。

ただ、御承知のとおり、日本で金融検査・監督
というものは既に存在しておりますので、この法
律が施行前から金融監督庁による監督・検査はな
されております。それに基づく情報は金融監督

庁、ある程度持っているでありましょう。その
データに基づきまして、例えば五十三条や五十四
条に基づき申請が、申請といひますか申し出がこ
れに該当するような状況がありまして、これは
危機管理でございますので、その段階で動き出さ
ざるを得ないというところは当然あり得るといふ
ふうに想定しております。

○緒方靖夫君 しかし、この法案の条項を見て
も、結局長銀が今のあいままで申し込みを
する、そしてそれが受理されるという可能性を否
定する担保はないわけですね。ですから私は、その
点をそういう条項のままでこの法律を通す、その
ことがやはり非常に大きな問題だということを指
摘しておきたいと思うんです。

それから、資料によると、長銀は日本リースな
ど三社以外に関連会社二十三社に一兆三千億円
の融資をしております。そのうち日比谷総合開
発、エル都市開発、日本ビルプロエクトは、決
算書によると既に大幅な超過債務になるわけ
です。そして、こうした経営実態が隠されたもと
で修正案の成立を先行させるということ、結局は
やはり長銀の乱脈経営を不問に付したまま、そし
てまた長銀を国の責任で処理するということが
なってしまう。私はこういう仕組みをつくってい
くことになるんじゃないかと思うんです。

○衆議院議員(枝野幸男君) 多分私がこれから申
し上げる点で御理解をいただけていないところで
そこが生じるのかなというふうに思っております
が、特別公的管理に入るといふことは、本来であ
れば金融機関ではしたくない、つまり破産を申し
立てるであるとか会社更生を申し立てるである
かといふことと並ぶような話であります。

つまり、特別公的管理に入るといふことは、公
平な第三者に、破産管財人のような立場の人間に
経営権を全部奪われます。資産査定をすれば長銀
の場合には債務超過と想定されますので、株主の権
利もゼロになります。その上で清算、整理、破産
の手続と同じような清算の整理が新しい経営陣に
よって行われてまいります。

したがって、特別公的管理に入る前の段階
で査定が行われていない、公表が行われていない
と、それはもちろん行われた方がいいと思いま
すが、当然のことながら今の体制のもとで公開をさ
せていくということには、例えばことしの九月の
中間決算をこれから査定をさせ公表をさせてとい
うことでは三カ月、四カ月という期間が当然必要
になるでありましょう。その間に何か起こってし
まうと、そのときには要するに金融機関を突然死
させますと、これは大変ハレーションが大きい
ということを我々考えておまして、そのところが
は何かしなきゃならないということ、そ
ういった段階でおかしなことになる場合でも特別
公的管理に入れるようにしております。

特別公的管理に入ると何か銀行が救われるとい
うようなイメージをお持ちのようでございます
が、経営者も株主も、それから従業員についても
一たん全員解雇をして必要な分だけ再雇用する
という想定で、当然の前提でこの法案は進んでおり
ます。株式会社三要素でございます株主も経営
者も従業員も、いずれもすべて事実上入れかえる
という権利をゼロにするということでございます
ので、これは銀行側としてはもう破産と同様の
処理をされるんだというふうな実態になるとい
ふふうに理解しております。

○緒方靖夫君 そういふ中身を私たちは今やれ
今やるべきだということを強く要求しているこ
ろなんです、もちろん今の全体の体制があります
けれども。

長銀のことについて言いますと、長銀の融資先
上位の五十社の中には、長銀の関係会社のほかに
も大量の不良債権を抱える企業が名を連ねてい
るわけです。例えば、長銀がメインバンクの不動産
会社エルカクエイというのがあります。歴代社長
は全員が長銀のOB、そのほか役員も十二人中五
人が長銀のOB、役員以外の部長、副部長クラス
にも長銀OBが就任するという、事実上長銀の丸
抱えの企業なわけです。長銀もエルカクエイを支
店がわりに利用して、投資有価証券として日本

リースや日本ランディックなどの株を四十五万株も持たせている。エルカクエイはパブル時代に不動産担保融資にのめり込んで、最盛期は売り上げの二五%も占めるといふ状況に陥らんだわけだ。この資金の大部分を融資したのが長銀。

ところが、パブルの崩壊で多くが焦げつく、巨額の不良債権を抱え込む、そして長銀を一時国有化し国が責任を持って管理することになる。そういうことになる、整理回収機構から出るかあるいは別から出るか、いずれにしても莫大な税金がかかる、こうなるわけです。そうすると、先ほどのお話にもなりますけれども、一円の公的資金も投入せずに長銀処理ができるわけがない、これははっきりするじゃないですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私の方は一円の公的資金も使わずに処理できるなどということは申し上げているつもりは一度もありません。債務超過に相当する部分は預金者保護のために必要だと申し上げております。

そうした中で必要なことは、今のような融資先についてまず厳しく取り立てる、取れるだけ取り立てる、これをひとつきちんとやらなければなりません。それはあらゆる融資先に対して、少なくとも企業として継続をして将来回収できるという見込みのない企業についてはすべてきちんと回収をする、一円でも多く取るといふことをしっかりとやる。それから、従来の経営について責任を負っていた関係者については、これは損害賠償請求訴訟になるのか、あるいは取締役としての契約上の責任になるのか、さまざまな形はあると思います。こうした関係者から一円でも多く回収をしてそれでロスを埋めていく。

従来、不正な融資があったとしても、そういった形で回収をしてそれを弁済に充てる以外にはロスを埋める方法はないと思います。そのロスを預金者に負担をさせていいのかわからない判断であるならば、それは一つの判断だろうと思いますが、二〇〇一年までは預金については全額政治の責任で守るといふ約束をしておりますので、そういった関

係者にすべて搾られるだけ搾り取った上で、足りない部分は税金を使わせていただく、このことについては私も一貫してそういった主張をさせていただいております。

○緒方靖夫君 いずれにしても、この処理に莫大な相当額の税金が投入されるということは非常に非常に大きな問題だということを指摘しておきたいと思っております。

この問題について、エルカクエイについてなんですけれども、新事業を手がけるたびに次々と関係会社をつくって来たわけですね。今や数は七社に上り、さらに延長線上で大規模なリゾート開発に手を伸ばす。千葉県ではエストレーレホテルアンドテニスクラブとか季美の森ゴルフ倶楽部とかを経営している。私は二つの所在地の土地の登記簿謄本を調べてみましたけれども、両施設とも全く無担保だ、そういう状況なわけですね。

さきにも述べましたけれども、エルカクエイは深刻な経営状況にあります。レジャー施設やあるいはその建設資金をすべて現金で賄ったとは到底考えられないわけですよ。一方、資料によると、長銀はエルカクエイに一千九百億円も融資している。これらの土地に担保権を一切設定していないわけですね。

私はこういう状況を見たときに、これは金融監督庁にお伺いしたいんですけれども、こうした実態を把握しているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。金融監督庁は検査の面ではいいますと、銀行法に基づきまして当該金融機関あるいは当該金融機関の子会社に対する検査権限を有しておりますので、当然それらの金融機関についての検査はしっかりとやっておりますし、それから当該金融機関が貸し出している債務者につきましても、その債務者の財務内容等についてはもう関連会社というところまでしっかりと調べております。

ただいま委員がいろいろよくお調べになってお

られますが、当然長銀の貸出先についてはどういふ関連会社であるかというようなことは私どもとしては鋭意把握しておりますし、また把握しなければならぬというふうな考えをしております。

○緒方靖夫君 今の私が述べた点についても把握されているわけですか。

○政府委員(日野正晴君) 具体的な貸出先との関係については、個別のごとでございますので答弁は差し控えていただきたいと思います。一般的に申し上げて、先ほど申し上げたような方法で長銀の貸出先についてはできるだけ調べているところでございます。

○緒方靖夫君 いつもそう答えるわけですか。私は、これは商法の特別背任罪に当たる、そういうふうな思いです。ですから、その点でやはり監督庁としてもしっかりと調査していただきたい。相手は東証一部上場企業なんです。そのことを述べておきたいと思っております。

次に、自民党の早期健全化スキームについてお伺いいたします。

これは二日に発表され、そして昨日修正案を出したというものですけれども、そこで私は、自民党案によると、自己資本比率が八%以上の健全銀行にも、銀行側の申し出により優先株等を引き受けることになっていくわけですね、その導入した理由、これをお尋ねいたします。

○衆議院議員(保岡興治君) きょう、金融機能の早期健全化の緊急措置法について、衆議院の方に自由民主党の議員立法として提案させていただきます。

その中には、自己資本比率八%以上の金融機関についても、デフレスパイラルとか金融危機回避、あるいは地域経済、雇用、こういったものに影響が大きく出てくる場合には、申請によって優先株式等の引き受けの対象とするということになっております。その際には、経営者の責任あるいはリストラ等、厳格な、明確な要件のもとにしなければなりません。これが要件になっておるところでございます。

○緒方靖夫君 破綻した金融機関の受け皿になる金融機関への優先株の引き受け、これは可能にするということですね、この案によって。さらに、経営の悪化した著しい過少銀行あるいは自己資本比率が八%以下、これでも普通株を引き受ける。公的資金の導入がこういう面でもできる仕組みをつくることになるわけですね、このスキームで対象とならない金融機関はありますか。

○衆議院議員(保岡興治君) これについては、要件に該当する金融機関は対象になるけれども、要件に該当しない金融機関は対象にならないということでございます。

○緒方靖夫君 それは当たり前じゃないですか、そんなことは。その辺ははっきりしてないんですか。(まじめに答える)と呼ぶ者あり

○衆議院議員(保岡興治君) しかし、最もまじめに答えての答弁でありまして、要件に該当する場合というのは、経済・金融情勢の変化によって、ある銀行については場合によってはその要件を満たせば対象になるし、そうでなければならぬ、こういうことです。

○緒方靖夫君 法案として提出されて、どこに適用されるのかということがはっきりしない。これは自民党の提案ですから、あなた自身どういふことになるかということについてやっぱり答える必要があるかと思うんですけれども、今の答えだけで終わりますか。要するに、どこに適用するかということについて全く案がないんですか。今当たり前のことを言われたわけですね。

○衆議院議員(保岡興治君) 優先株の引き受け等あるいは普通株の引き受け等、資本を金融機関に入れる際の要件がそれれ決まっております。その要件に沿って資本注入等を行う、こういうことになってございまして、金融再生のために、あるいは再編のために必要な場合もありますし、また信用収縮など非常に急激に起こった場合に対応する場合もありますし、また内外のシステムミックスの回避に対応する場合もあるということでございます。

○緒方靖夫君 信用収縮の対応なんということをして今言われたいけれども、十三兆円を使つて、この三月に一・八兆円注入した結果がどういうことだったかということとはもう非常にはつきりしているわけで、またここで貸し流し等々の問題を出すというのはおこがましいと思ひます。

今説明されたこともあわせて、結局今度の修正案というのは八%以上の銀行にも適用される。それから、過少資本の銀行にも、それから破綻の蓋然性が高い銀行にも資本の注入は可能になる。そうすると、十三兆円のスキームは廃止される。ところが、金融機関の体質強化、そういう新しい名のもとに、結局十三兆円のスキームをさらに幅を広げて使いやすくする、使い勝手をよくする、そういうものになるんじゃないか。

○衆議院議員(保岡興治君) 今度の新しい資本増強制度というのは、資本増強に当たってリストラとか経営責任とか、株主の責任について従来より厳格な、明確な条件をつけるのか、その他、合併等金融再編を十分視野に入れた仕組み、先ほども申し上げたような急激な、また重大な信用収縮につながるような場合、あるいはシステムリスクに対応するような場合など、要件を明確にして、またそのための金融機関の対応ぶりについても、きちっとした経営健全化の計画を出させたり、いろいろそれをフォローアップするなど、きちっとその目的を達成するように工夫がされているところがございます。

○緒方靖夫君 いろいろ言われたけれども、十三兆円のあるスキームの復活だけじゃなくて、さらにその枠を広げたものだということが皆指摘されているわけですよ、マスコミでも。一々挙げませんけれども。

それでは、私はお尋ねしたいんだけど、この規模、どのぐらいの額を予定しているのか、お尋ねいたします。きょうの修正案を読むと、政府負担の分が十兆とかいろいろ書かれておりますけれども、どのぐらいの予定ですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 法案の附則において

十兆円の枠ということでございます。

○緒方靖夫君 大蔵大臣にお尋ねします。大蔵大臣は、今のと教え方が少し違ふのかも知れないのだけれども、昨日、閣議の後に、十三兆円を下らないということをおっしゃっている。報道されております。あるいはまた、アメリカでもそういう話をしたということが報じられておりますけれども、大蔵大臣としてこの規模をどのぐらいに考えておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私が問いに答えて申しましたのは、今は健全化法案のことを言われたんだと思いますが、金融再生動向にも金が要るに違いありませんので、その両方を考えなきゃいけないということをおっしゃりました。

○緒方靖夫君 はつきりした形で幾らということも言いたくないのかもしれないけれども、私、もう時間も参りましたので、改めて、十三兆円のスキーム、これが廃止される。しかし、自民党が進めようとしているこの新しいスキーム、今修正案が示されておりますけれども、これは結局、これまでの健全銀行だけを対象としていたその枠を過少資本の銀行にも破綻の蓋然性が高い銀行にも全部広げていくという、そういう中身になるわけで、やはり私はその点が非常に重大であるということをはつきりと指摘しておきたいと思つております。

そして、特にこの会期末、きょう会期が延長されましたけれども、そうした中で十分な国会審議が行われたいまま、とりわけ参議院においては本当に不十分なままこの法案が通されるようなやり方、私はこれは本当に重大な問題だ、このことを指摘して、質問を終わります。(拍手)

○三重野栄子君 社会民主党の三重野栄子でございます。

債権管理回収業に関する特別措置法外十一案件に関する質問に先立ちまして、これらの課題は何よりもまず国民の理解を得ながら進めるべきでありまして、それには金融行政の透明性の確保にあると考へます。

そこで、現在、日本銀行及び金融監督庁のうち、証券取引等監視委員会については年次報告書が国会に提出されておりますが、それ以外は、過去及び現在の大蔵省の金融部局、証券取引等監視委員会を除く金融監督庁は報告書の作成がなく、預金保険機構も簡単な年報の作成しかしてありません。これでは金融行政に対する国民の理解を得ることが難しいところで、昨年十二月の総務庁の行政監察でも指摘されているところでございます。

行政監察による総務庁の勧告に対しまして、六月に金融監督庁へ業務が移る前の大蔵省は、金融検査の実施状況について定期的に取組みと公表する方向、あるいは破綻処理を行う際には検査により明らかにしたものを含め開示しており、拓銀の例がある、あるいはまた金融検査・監督に係る情報のより一層の公開に努めるべく公開内容、公開方法の実施を検討する等の回答をしております。

そこで、大蔵省及び大蔵省の業務を引き継いだ金融監督庁では、現在どのような情報公開を行い、その拡充についてどのような検討を行っておられるか、また拓銀以外の破綻処理ではどのような情報開示を行っておられるか、大蔵大臣並びに金融監督庁長官にお伺いをいたします。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。金融監督庁は、御案内のとおり、去る六月二十二日に発足したばかりでございます。まだ一年たっておりませんので、年次報告書といった立派なものを出さることは作成的な段階に至っていないということをまず御理解いただきたいと思ひます。

しかし、金融行政に關しましてその情報を国民の皆様方に適切に提供していくということは、これから金融監督庁が金融行政を開かれたものにしていくということから考えますと、大変重要なことであるというふうに考えております。

実はその都度、事あるごとにといたしますか、金融行政を遂行する上でいろいろ問題が起きたときなどには新聞発表あるいは長官の談話という形で

発表させていただいておりますが、インターネットでホームページを出させていたただいております。このホームページをごらんいただきますと、現在の金融監督庁、それから下の方に証券取引委員会のホームページも一緒にしております。それをインターネットでござらんたいだければ、少なくとも金融監督庁が現在どういったことをしているかということは御理解いただけるのではないかとと思ひます。

それから、破綻金融機関についての情報開示のあり方についての御質問がございましたが、これは実はきのうでございますが、拓銀につきましては清算検査をいたしましたので、私どもが検査いたしました拓銀の清算検査の結果を分類債権ごとに発表させていただいたところでございまして、これは新聞等でも公表されております。

そのほか拓銀以外の金融機関の破綻の際にどういった情報が開示されているかということでございますが、例えば、最近では、山一証券の場合は簿外債務の状況、顧客からの預かり資産の保全状況、それから北拓の場合には今申し上げましたように、破綻した際には受け皿銀行に対して業務を引き継ぐ際に総資産の査定状況などについても発表させていただいておるところでございますが、冒頭にも申し上げましたように、これから開かれた金融行政ということを目指するために、できるだけいろいろな形で国民の皆様方にこの情報を開示してまいりたいと思ひます。

○三重野栄子君 大蔵大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま監督庁長官の言われたとおりでございます。

○三重野栄子君 開かれた金融行政という方向を伺いまして、大変期待をいたします。インターネットのホームページが開かれたらということでございますが、私も開いておりますので、これから再々見せていただきたいというふうに思ひます。

次に、発議者のうちの民主党さんにお尋ねした

いわけでございますけれども、野党提案の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案第五条では、「政府は、おおむね六月に一回、又はその求めがあったときは直ちに、破綻した金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況を国会に報告しなければならぬ」と記載されておりますが、その具体的な内容として、どこがどのようなことをつくりとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○衆議院議員(池田元久君) 最近、片仮名でアカウンタビリテイという言葉がよく使われております。わざわざそういう言葉を用いるまでもなく、事金融行政については国民や議会への説明というのは大変重要だと考えております。そこで、金融機能再生法案の第五条では、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等について国会に報告することにしております。

報告事項としては、例えばこの法律による金融整理管財人による管理を命ずる処分、また承継銀行の設立、さらには特別公的管理の開始決定、資産の買い取り、預金保険法による資金援助等々、金融再生委員会が実施した措置、そして預金保険機構が行った措置の内容等が考えられます。

報告は政府が行うのでありますが、具体的には金融再生委員会が作成することになるかと考えております。

○三重野栄子君 それぞれのところでお開かれた金融行政が方向づけられていることを大変心強く思います。

そこで、具体的問題でございますが、中小企業金融貸し流り問題についてお尋ねしてまいりたいと思います。

広範かつ陰湿な貸し流り金融機関をやめさせ、中小企業向け融資や信用補完制度をさらに充実し、日本経済を支える中小零細企業の資金調達環境を改善すべきだと思っております。私たち社会民主党は、一般金融機関に対する公的資金投入が善良かつ健全な借り手保護や、あるいは地球経済、雇用対策に資するものであることを鮮明に規

定することが公的資金投入に対する国民の批判にもたえることになると考えまして、金融機関に対する明確な貸出実行計画の提出を義務づける。同時に、市場の正常な淘汰作用を通じて、我が国のオーバーバンキング体制の抜本的な再編合理化を断行する観点から、その吸収合併も含めまして、民間受け皿銀行等に対する自己資本充実策を公開制の原則のもとに適時適切に講じていくということを私も考えているのでございます。

そこで、貸し流りの問題でございますが、通商産業省は、昨年、民間金融機関の貸し流り及び中小企業資金調達状況について、「貸し流り」の現状と今後の見通しについて」という実態調査を行っておりますが、現在の状況はいかがでしょうか、通商産業大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 九月の段階での調査では、まだ中小企業者のうち三四四程度が貸し流りに悩んでおられるということですから、三分の一の中小企業は苦しんでおられる、そういう状況だと我々は認識しております。

○三重野栄子君 そこで、通産省の最新の調査結果、九八年七月時点でございますけれども、相当数の中小企業が金利引き上げや担保、保証条件の厳格化、あるいは審査期間の長期化といった民間金融機関の貸し流りに懸念、不安を示しております。今も三四四というのを伺ったところでございますが、そういう状況の中で、政府系金融機関は今こそ市場の補完性を発揮して中小企業に手厚い資金供給を行うべきであると考えてるのであります。

昨年十一月から緊急経済対策が実施されておりますが、中小企業金融公庫や信用保証協会などの貸出保証残高などに全く変化がありません。本来ならば増加に転じてよさそうですけれども、最近の貸出保証残高の推移はどのようになっているのでしょうか。

問題の一つとなっている多量の提出書類や長期にわたる審査期間を解消し、融資手続、審査の迅速化を図るべきではないかと思っておりますが、いかが

お考えでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 政府は、昨年秋季以降、累次の経済対策を講じてきたところでございますが、これらの対策に基づく中小企業向けの貸出保証実績を見ますと、昨年十二月から本年九月末までの間に、政府系中小企業金融三機関において融資実績が約六兆二千億、前年同期比約一八%の増加でございます。信用保証協会においては、保証実績が十三兆九千億、前年同期比約一〇%増となっております。

それから、前段の先生の御指摘のとおり、手続等々あらゆる面で政府系金融機関に対しては親切、親身に対応するようによく指示をしております。

○三重野栄子君 いろいろ御指導があつていらっしゃると思いますが、融資審査システムの転換についてもお尋ねしたいというふうに思っています。現在、政府系、民間を問わず、金融機関の融資審査は土地を中心とする物的担保によつて行われております。けれども、土地など不動産を有していませんと、担保価値が減少している中小零細企業や新規開業者にとっては極めて難しいのが現実であると考えます。

特許を初めとする知的財産を担保にした融資制度への転換、経営能力や技術開発力など総合的な評価に基づく審査システムに転換すべきではないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生のおっしゃっていることは同感するところが多いわけでございます。通産省といたしましても、融資の審査において中小企業に対する資金供給の円滑化という観点から、担保徴求のあり方を含めまして多面的に検討することは重要と考えております。

政府系中小企業金融機関においては、融資審査を行うに当たりまして貸付先からの情報に加えまして、当該企業の取引先、取引銀行、業界関係者等からも情報を収集し、その成長性、発展性とい

う長期的観点にも立つて融資を判断してまいります。

さらに、例えば中小企業金融公庫においては、民間金融機関が通常対象としない機械設備等の動産、ソフトウェアを担保の対象とするなど、担保の範囲のとり方、評価を弾力的に行つております。また、担保が不足しがちなベンチャー企業の育成を目的とした特別貸付制度において貸付額の二分の一まで担保徴求を免除する特例を設けております。

○三重野栄子君 システムの転換については大変努力をいただいているようでございますが、ここでもう一度中小企業金融対策について改めて伺いたいと思っております。

十月一日実施の中小企業金融対策に関連してでございますが、私たち社会民主党は、昨年の緊急経済対策を取りまとめた段階から中小企業者への低利な特別融資の拡大を主張してまいりました。とりわけ、信用保証協会は無担保・無保証人での保証枠を拡大し、無償限度枠を二ないし四割、現行の七百五十万円を九百万ないしは千五百万に増額するという提案を繰り返してまいりました。

今回、私たち社民党が主張してまいりました方向で信用補完制度の拡充、無担保保証の特別小口保険の限度額が一千万円に引き上げられたわけでございますが、そういう実施がされてきて貸し流りが一刻も早く解消されることを私もは期待をしております。

八月の閣議決定の貸し流り対策に基づきまして、今回一連の金融対策で中小企業に対する貸し流りがどの程度解消されるとお考えでしょうか、通産大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 政府が決定いたしました十月一日から実施しております中小企業の金融に関する施策というのは、次のようなことで成り立っております。

まず、政府系金融機関の持つておりますお金、いわゆる融資ができるお金というのはおおむね二

十兆ございます。そういうことですから、まずその二十兆は中小企業対策として三機関の窓口が親切、親身に中小企業の方の事情を聞いて融資を考える、審査を考えると、まずその量的な面での対策でございます。

次には、先生がおっしゃった保証ということですが、これは中小企業の方が一般の銀行に行くと、一般の金融機関に行つてお金を借りたいと、それで貸してあげましょう、あなたの保証人と担保はどうですかと言つても、なかなか保証人とか担保とかということがうまくいかないでお金が借りられない、こういう声が全国から大きく出てまいりまして、それではということで特別枠で二十兆円の保証を行えるようにいたしました。

この保証を行いますのは、全国の各県にございます保証協会が保証をすべきかどうかという審査をいたしました。保証料をいだけて従来から保証をしていたものですが、その保証料自体も中小企業の負担となりますから、この特別枠につきましては、従来の保証料を下げまして使いやすい保証制度にしたわけです。

それと同時に、従来どおり保証協会が業務をやつておりますとどうしても保証渋りというような御批判を受けるわけでございますので、全国の保証協会の方々に東京にお集まりいただき、保証に当たつては中小企業の現況に照らして弾力的な保証を行うようにということを徹底したわけでございます。

従来でございますと、お金を貸してそれが貸し倒れになるございますか、いわゆる代位弁済を行うというのとは大体貸し出したものに対して二％ぐらいでございますけれども、今回のリスクをとつてり方は大体一〇％ぐらいまではリスクをとつてもいいということですから、相当程度私は貸し出しがふえていくのと思っております。

何しろ十月一日にこの特別枠を充足したばかりでございますので、まだ実績の問題として先生には御報告できませんが、各県の保証協会に対する問い合わせ等を考えますと、中小企業の皆様方は

非常に大きな関心を持っておられるということはお察ししております。三重野栄子君、なかなかそういう細かいところまで存じませんでしたが、どこに行きましてもう貸し渋り貸し渋り、その声でいっぱいではないかと、今お答えいただきましたようなことをやはり私も広げる必要があるかと思っております。

ここで、事前にお願ひしてありませんでしたけれども、発議者としてお出になつておられる党で、通産省がお示しになつたわけじゃなくてそれがお考えになつております貸し渋り対策、これを一掃するにはどうすればいいかというお考えがございましたらお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 貸し渋りについてはさまざまな手段をとらなければいけないというふうに思っております。一つには、今も御議論がございました信用保証協会につきましては、衆議院の方で野党三会派の方から共同して、信用保証協会の融資が拡大されることも、特に第Ⅱ分類等に該当しているけれども本業自体では利益が上がつていっているような企業に対して、破綻処理の過程で連鎖倒産など生じないように、こういった趣旨の提案を既に国会に提出させていただいております。

それから、本質的な問題としてなぜ貸し渋りが今生じておるかといいますと、先ほど来の議論でも出ておりますように、各金融機関、名目上の自己資本比率は高いけれども、実態として本当に不良債権等の引き当てをしていきますと実は非常に過少資本の状態にあるという、このギャップが生じております。したがって、そのギャップを埋めるために貸し渋りあるいは資金の引き揚げとすることをせざるを得ないような状況になっていると思っております。

私どもは、このギャップをまず埋める、きちんと実態を明らかにする。そうすると過少資本状態になる金融機関が明白になってくることであろう

かと思ひます。そうしたことの实態が明らかになつた場合については、そしてなおかつ関係者の責任をきちんと問うという条件の上で公的資金を使つて自己資本を充実させる。これによつて実質的に、例えば国際業務を行っている金融機関であれば八％、国内行であれば四％を超える自己資本が実質的にも存在していれば貸し渋りあるわけ融資の引き揚げということには必要がなくなるわけでございますので、こういった抜本的な対策が必要であらう。

それから、きょうの議論の中で出てきておりますが、特に中小零細企業に対する対応といたしましては、実はここで主に議論されている大手十九行、都市銀行の問題以上に、地域に密着をした、例えば第二地銀でありますとかあるいはさらには信用金庫、信用組合、こういったところの融資機能を充実させる必要がある。

特に、土地を担保にした融資ではなくて、その企業としての成長性というものを担保としてお金を融資しようとしたら、地域に密着をして経営者の資質等をしつかりと判断できるのはむしろ信用金庫などの方がいいのではないだろうか。こういったところにお金をつけていく対策を私ども民主党としても提言をし始めておるところでありますし、可能であれば法案としても出していくようなことも考えていきたいというふうに思っております。

○国務大臣(与野野郎君) 私は、貸し渋りというのは現在まで続いておりますけれども、今後折るような気持ちで思つておりますのは、銀行が自己防衛的になつてさらに信用が取縮することのないように私は実は折つております。

しかしながら、世の中の風潮というのはそういう方向に進む危険性もあるわけでございます。その点は我々としては十分考えていかなければならない。国会でせつかくこういう金融安定化の法案を議論し成立させた後に、逆にそれが信用取縮につながるということでは国会の意図したものと全く別のことになりまして、そういう意味で

は我々は十分いろいろな面を心していかなければならぬ点があるのだからと思つております。

○三重野栄子君 ありがとうございます。今、民主党並びに通商産業大臣にお答えいただきましたが、自民党さんはいかがでございますか。大変失礼しました、今おいでになりましたから、事前にお願ひしておりましたが、貸し渋りについて解消対策を伺つておるのです。突然で恐縮でございます。

○衆議院議員(津島雄二君) 御質問への準備がないわけですが、私は委員会室へ参りまして、枝野委員がお答えになつていたあの点は全く同感でございます。早く金融機関の資本不足状態を是正しないとこの問題の解決にはならない、しかし、それを公的資金で是正していくについては国民の理解も得られなければならない。同感でございます。

○三重野栄子君 事前に御相談をしないまま御答弁いただきました、それぞれありがとうございます。次に、新規開業支援貸し付けの問題についてお伺ひしたいと思います。

地域から景気回復を実現していくためにも、特に環境や福祉関連の生活に密着した新規産業の育成あるいは地域住民や特に女性の開業支援など大胆に実行すべきであると考えます。高齢社会を目前にいたしまして、生活者としての視点やあるいは発想を生かした商品、サービスが社会に受け入れられておらず、みずから創業することを希望する女性や中小企業を起す、企業を経営する女性の数が急増しております。他方、初めて女性経営者に言及されました九七年度中小企業白書でも指摘されておりますとおり、女性が経営者として活動する際には、女性であるがために借り入れが困難だと信頼度が低いなど差別や偏見に基づくさまざまな障害も一方では山積しているところ

でございます。先ほど民主党の小宮山議員のお話もあつておりましたけれども、今回の新規開業者への貸し付け

に関する対象の拡充ではより積極的に女性、とりわけ子育てを終わらして何かやるかという既婚の女性の位置づけもしていただきたいと思うわけでございます。

こうした低利優遇融資のみならず、各種研修、相談、訓練体制の充実、優先的な債務保証、税制上の特例措置などトータル的な起業支援策を実施すべきである、ぜひそうしていただきたいのでございますが、通商産業大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(与謝野馨君) 本格的な高齢化社会の到来を目前にした日本の経済、この経済活力の維持向上を図り、また個人の自己実現を通じて豊かな経済社会を創設するためにも、女性の方々の起業支援は大変重要であると考えております。

今般の中小企業等貸し渡り対策大綱に基づきまして、小企業等経営改善資金、すなわちマル経と呼んでおりますが、この融資制度において経験を有する分野で新規開業を行う者向けの従前からの融資に加えまして、今回、職業訓練等で習得した技能等と密接に関連する業種で新規開業を行う者向けの融資を開始したところであります。

今後、女性とりわけ子育て後の女性の方々にこの制度がより積極的に活用されることを期待しております。

○三重野栄子君 大変期待をしているところでございますが、これは私どももこれから各地域で広げていかなくちやならない課題であろうというふうに思います。

最後に、金融機関からの政治献金についてお尋ねをいたします。

政治家が金融機関からの献金を受け続けているならば、金融システム安定のために必要な公的資金まで国民から不信の目で見られるおそれがあると思ひます。政治家と国民の乖離をなくすためにも、金融機関からの政治献金は禁止すべきであると考えます。

本日の東京新聞でしようか、「小淵恵三首相は六日、自民党の森喜朗幹事長に、同党が銀行業界から政治献金を受け取らないことを徹底するよう

指示した。」「首相の指示は、金融機関への公的資金投入をめぐって「税金を受け入れる側からの献金はおかしい」との批判が再び強まったのを配慮したためとみられ、森氏は記者団に「週内にも具体的にどうするか決めたい」ということが述べられていて新聞に出ておりました。

去る九月十六日の衆議院金融特において、濱田健一社民議員でございまして、同様の主張に對しまして大蔵大臣は、「御指摘の御趣旨は承っております」と答弁されておられますが、その後、党内ではどのような検討がなされているでしょうか。大蔵大臣にこの点をお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 党にわかりましてお答えすることはできませんけれども、党の中で、現状がどうなっているのか、そういう御指摘に對してどのように対処すべきかをかなり真剣に検討しております。

○三重野栄子君 ぜひ検討を進めていただきたいと思ひます。私は、けさの新聞にこのように書かれておりますので、これは積極的に前進すればいいなというふうに思ひます。

そこで、そこにおいでの方の発議者の方にも、金融機関から政治献金をいただくということについてのようにお考えかお伺いしたいと思ひます。突然で恐縮です。

○衆議院議員(枝野幸男君) そもそも、企業献金一般についてどういうふうにか考へるかということについても、私は個人的には消極的に考へるべきであるというふうにか考へております。とみに現在、金融機関は社会経済上の必要性として政治あるいは行政によるバックアップが必要な状況にあるというふうな中で、そうしたところから政治家が政治献金を受け取っている、あるいは癒着と疑われるような関係にあるということでは、国民の皆さんから到底信頼を受けることはできないというふうにか考へております。

この間のこの法案の修正の協議の過程におきましても、残念ながら、協議をしている過程の中で

は、一部の方は当該問題になつて金融機関との深い関係があるからおかしな抵抗をしているんじゃないかというふうなことをマスコミでも報じられましたし、私自身そう勤らざるを得ないような状況もありました。

そういったことのないような、外から清潔に見えるというところが清潔であることと同時に必要であるというふうにか考へておられますので、しっかりとしたけじめを私自身はつけておるつもりでございますし、民主党としてもそのあたりの仕分けはしっかりとできているというふうにか考へております。

○衆議院議員(津島雄三君) 私は、この件について党を代表して御答弁する立場ではございませぬが、個人的な立場として申し上げますと、政治資金規正法附則におきまして一定の期限までに政治資金のあり方について結論を得なければならぬということになつておられますので、党内で真剣に議論が行われていると受けとめております。

また、金融再生の問題については、そのような政治献金がいささかも私どもの仕事には関係がないというふうにか受けとめております。

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 突然の御質問をちようだいたいたしました。私も自由党は、かねてから政治改革の大変重要な柱として政治献金のあり方について意見を申し上げておるわけで、将来の方向として企業献金そのものを見直すということを申し上げております。

御指摘のように、今度のような長銀の処理をどうするか、あるいはより一般的に破綻金融機関をどうするかといった議論が出てきたときに、委員御質問のとおり疑問が当然国民の間にも出てくると思ひます。こういう破綻金融機関の処理の議論をしているときに銀行界から政治献金が来て、一体どういふことかと。特に公的資金、血税を入れるかもしれない話のときにどういふことかと。こういう疑問が出るということから早急にみんなで結論を出していかなければいけ

ないというふうにか我々自由党は考へております。

○三重野栄子君 それぞれ緊急にお尋ね申し上げまして、大変失礼いたしました。お二人にもお話をいただきましたけれども、朝日新聞の方にも、「借入金の返済用も、銀行献金一部自粛」「自民が検討着手」等々と新聞にも出ておりましたので、お答えをいただいたところでございまして。

それぞれ各党の皆さんが、この政治献金につきましても国民がみんな注視をしているところでございますので、これからも一生懸命に検討をいたしまして、国民に信頼される政治が行われるようにお願ひしたいというふうに思ひます。

金融問題につきましていろいろと御検討のところを御回答いただきました。ありがとうございます。

私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○入澤肇君 自由党の入澤でございます。

こんな時間にお呼び立てして、速水総裁、大変申しわけありません。

きのう、実は、いらつしやらないところで大蔵大臣に私御質問したのでございますけれども、G7に行きまして、日本の十九行の自己資本比率が非常に低いという意味の発言をされたということが日本の新聞に大きく取り上げられました。きょう、またそのことにつきまして全銀協の皆さん方が抗議を行ったとかいう記事が新聞に出ていました。

私は、きのう大蔵大臣が申されましたように、確かに国内で増資をするのは非常に難しい、それから、外国から資本を持つてくるということも限りがある、金融機関が経営をきちんとやっていると、だれかが資本の注入をしなくちやいけないんだ、そのためにとにか今の日本の金融機関の自己資本の比率が十分でないんじゃないかというふうな感じのことを申されたんじゃないかということをお尋ねをいたしました。

そこで、実はきのう、その質問の前に、江田委員の方から三月期の自己資本比率と最近の自己資本比率の表がここで大きく皆さんの前に見せられ

たんです。それを見ますと、八%とか一〇%とか、総裁が御心配になつたような比率でなくて大変高い、いい数字が並んでいたわけでございます。

そこで、きょうはせっつかく来ていただいたのでございますから、ひとつ、日本の国の十九行の資本状態が果たして本当に過少資本状態にあるのかどうか、それから、大手十九行の現在発表されている自己資本比率と総裁のお考えになつてはいる比率ですか、お考えになつてはいる状態とのギャップはどこら辺にあるんだらうか、どのくらいなんだらうかということをお聞きしたいと思います。

○参考人(遠水優君) ワシントンの記者会見での私の話が誤解に基づく報道で違つた数字が一部の新聞に出たりしましたことは、大変私にとつても迷惑でございますと同時に、遺憾に思つております。

その数字につきましては、先ほども申し上げましたように、自己資本の数字じゃなくて資本勘定、すなわち資本金、資本準備金、利益準備金、任意積立金、未処分利益金と、バランスシートに載つております。三月末決算で出ております数字が十九行で約十五兆円、それに対して六月での貸し出しは三百七十五兆円ということ、これで平均しますと四割ぐらゐなるわけですね。

これからもまだまだ不良債権は現在の株の状況その他見えてまいりますとふえていく可能性はあると思ひますし、そういう中で民間の金融機関は懸命に資本調達、民間から資本調達するのが筋だと思ひますけれども、こういう情勢の中では難しいわけですから、その辺は考えてみるとやはり公的な資本に期待していくということしかありません。景気がよくなつていって株価がまた上がるようなことになつていけば別でございますけれども、現状におきましては、やはり資本調達は公的資本に頼るということにならざるを得ないというふうに思ひます。

私が会議の内容その他を申し上げるわけにいきませぬけれども、申し上げたかったのは、強い金融なくしては強い経済というのにはあり得ないというところはアメリカでもよく言われておりますし、欧州でも言われておりますし、日本でもそのとおりだと思つております。今、日本で強い金融システムをつくるためには、早期かつ大規模に公的資金を投入していくしかないというふうに私は思つております。この公的資金の投入によつて金融システム自体が早期に再生することができると思ひますし、日本経済の再生もまたこれによつてできいくのではないかとこのように思つております。

ぜひ国会の方でもなるだけ早い時期にこれを実現していただきたいというふうに思ひます。

○入澤肇君 私、早く早期健全化スキームの与野党間の話し合いがまとまりまして、理想的な案ができてまいり、日本の金融機関が今のような土地の値下がりとかあるには保有している株の値下がりで等で一喜一憂することのないようになっていたいただきたいと思つております。

私は、衆議院の議事録を熟読させていただきました。日銀総裁の発言も特にチェックしました。デリバティブスの発言以外は非常に慎重に発言された。しかし、この発言を見まして、御自分のお立場、一言一言が大変大きな影響を与えるんじゃないかというのをちよつと外国に行つてお忘れなかつたんじゃないかと、失礼ですが思つたわけでございます。

きょうの株を心配してましたら、早期健全化スキームの案が出て、通るんじゃないかという観測で下がらなかつたというふうなことでございませぬけれども、総裁の発言で、もしこういうことがあればまた株価も大幅に下がるといふことがあられると思ひますので、こんなことは全く言い過ぎかもしれませぬけれども、慎重に御発言をされたいと思ひます。以上で結構でございます。どうもありがとうございます。

ころですが、意見が対立しているところにつきましてぜひ参議院に解説していただくと思つていられるわけでありませぬ。

きのうから池田議員、枝野議員それぞれが長銀の扱いにつきまして非常に明確な答弁をされております。この修正案によれば、特別公的管理に入つた途端に、破産と同様な処理になって長銀は消えていくんだというふうな発言をされていんだ。大蔵大臣は、私は必ずしもそれは考えていないんだ、そう聞いていないんだというふうな正反對の御答弁をされております。大蔵大臣は必ずしもそれは考えていないと。要するに、長銀が破産しても消えていくんだというふうな池田議員や枝野議員、参議院の考え方をそのまま認めているわけじゃないというふうな私には聞かええんですけれども。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、概して提案者の言われたようなことにはなるのではないかと思つて申し上げたつもりでございますので、もし言語が不明瞭でございましたらそれが私の、たしか何度かそれ申し上げております。

○入澤肇君 先ほど私が聞いたところによりまして、私のメモでは、特別公的管理に入ると破産と同様な処理になるというふうな枝野議員がおっしゃつた後で、大蔵大臣は、それは考えていないし、早期健全化スキームの方で長銀が救われるというふうなことも考えていないというふうな言つたと聞いたんですが、もし間違いであれば訂正しても結構でございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、今度長期健全化スキームというもので長銀が処理される法律上の可能性があるということをおっしゃいましたので、法律上の可能性ということでは存じませぬが、常識的には私は今御審議の三十六条とか七条とかいうあの部分に行くのだらうと、こう思うというのを申し上げたつもりでございます。

条が違ひますけれども、章名も「第五章 破綻した銀行の特別公的管理」となつてましたね。これが修正案では「破綻した」を削りました。「特別公的管理」となりました。また、原案ではいわゆる債務超過につきましては当然これは書いてあつたんですけれども、修正案で「払戻しを停止するおそれがある」と、これは流動性不足になるおそれがあるというふうな解釈するのかわりか知りませぬけれども、「払戻しを停止するおそれがある」と認められる場合、これも要するに特別公的管理の対象にするんだというふうになつたわけですね。

これを別の言葉で言えば破綻直前、破綻した銀行については今までのまだ生きてはいる法律で、成立してはいますから、現行の制度では健全な銀行でなければ十三兆円を入れないという話だったんですが、破綻直前になればこの特別公的管理のスキームに入つてきてお金が入ることになつたわけですね。

ここまでは間違いありませんね。

○参議院議員(枝野幸男君) きのう来御答弁させていたいただいておりましたが、破綻という言葉の定義にもよりますが、預金保険法に規定をする破綻銀行になつていない状況であつても、特別公的管理によつていわゆる破綻処理を行うというふうな法律構成になつております。

○入澤肇君 ほかの法律の定義とこの法律を一緒にしてはまた私はいけないと思つております。

破綻直前の、要するに破綻直前という言葉は使つていないんですけれども、「払戻しを停止するおそれがある」と認める場合にも特別公的管理にするというところは、生きたまま入れて、そして特別公的管理に入ります。特別公的管理に入りますと、別の言葉で言えば国有官営銀行ですか、国有官営銀行みたいなものができるわけですね。

それは、例えば長銀の場合であるとすれば長期信用銀行という名前でないかもしれない、新しい新長期信用銀行かもしれない。その新長期信用銀行という仮に名前の国有官営銀行ができる、そして金融再生委員会の一定の規則のもとに業務を

行つて、最後には営業譲渡であるとかあるいは株式の譲渡であるとか等で業務を終了して、新しい受け皿機関に移っていくということでございますね。

これは間違ひありませんね。

○衆議院議員(枝野幸男君) 受け皿機関に行くというこの意味がなかなか難しいのでございますが、基本的には破綻処理のスキームでございますので、何か全体が営業譲渡されて受け皿機関に行くということのようなイメージでございまして、ちよつと違うんだらうと。

例えば、北海道拓殖銀行がこういつたスキームもなく通常の破綻手続、破綻処理が行われておりますが、そうした金融機関であっても、健全な部分については北洋銀行が営業譲渡を受けるといふようなことがございます。そうした意味では、特別公的管理に入った金融機関の営業の一部が営業譲渡をどこかにされるということがございまして、入つてみたけれども債務超過でなかったという場合には、全体として株が売りに出されるという可能性もございしますが、それは破綻後処理であつたとしても同じことではございますので、そこは三十七条によつて入つた場合と三十六条によつて入つた場合とで違ひはございません。

○入澤肇君 国有民営銀行としての新長期信用銀行が一定の業務を終えて、そして営業譲渡をする。例えば住友信託に営業譲渡をする、あるいは合併されるということもあるわけですが、合併は書いてないか。営業譲渡あるいは株式の譲渡、それは書いてありますね。そうなりますと、名前を変えて長銀を救つたということになるんじゃないですか。

破産直前に陥つていふふううに定義しただけでも私は問題だと思ふんです。債務超過でないと言つて、健全な銀行だと言つたのが、なぜ直前になつて破綻したと言葉を除いて、破産直前と言葉を入れて生きたまま救つて、そして一定の処理をして、要するにクリーンにして営業譲渡して住友信託等を持つていくというふうな仕組みが法律上明瞭なわけですが、だから、この部分がいわゆる換骨奪胎だと洗脳されたとかいう部分ではないんですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 確かに三十六条と三十七条で、三十七条がふえたという部分については原案と違つておりますが、特別公的管理に入つた後の手続につきましては、一切自由党さんも含めて三党で共同して提案をした内容と変わつておりません。もし換骨奪胎ということであるならば、自由党さんも含めて提案した部分を含めてということになつてしまつていますが、入つた後の手続については全く一緒でございますので、生きたまま処理されるということではございません。

三十六条で入るうと三十七条で入るうと、従来の当該金融機関の株主の権利がなくなる、経営者が全部いなくなる、従業員については一たん解雇して必要部分だけ再雇用する。つまり企業、株式会社としての三要素をすべてゼロに一たんしてしまふということ、そこで一たん企業として消えてなくなるというふうな理解をしていただいたいと思つております。

ただ、三十六条と三十七条との違ひ、三十七条をふやした趣旨は、私どもは三十六条だけでも十分であるというふううに今も思つておりますが、破綻という言葉が人によつて違つた使ひ方をいたします。例えば債務超過をもつて破綻と言ふ方もいらつしやいます。それから、例えば実際に取りつけ騒ぎのような話になつて借りてある金を返せない状態になつていふ、それをもつて破綻と言ふ方もいらつしやいます。預金保険法上は、これは債務超過は実に入つておりませんで、支払い停止や支払い停止のおそれだけでございます。

こつちの破綻という言葉の意味を人によつていふ人なり方をされておりますので、そのうちで、破綻処理という形で、しかも預金保険法の破綻の定義と同じような条文で特別公的管理に入つた場合には、例えば国際マーケティングの中でデフォルトなんだというふうな誤解をされてはいけません。これはオープンバンク方式で破

綻処理をしていくというやり方でございますので、しかも法人格同一でやりますので特別公的管理に入つた瞬間にデフォルトは生じない、そこがみそなわけでございますが、そここの誤解を生じさせないために、預金保険法上の破綻という定義とは違ふけれども、破綻処理に入る入り口というのをつくつたということが趣旨でございます。

○入澤肇君 鈴木議員、ちよつとお答えしてください。

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 今、枝野議員お答えになつた中で、特別公的管理に置いた後の条文というのは私ども自由党が野党三党の法案として出したままになつていふ、これはそのとおりなんです。ところが、入り口を変えられちゃつたわけです、御指摘のように。

つまり、預金保険法上の破綻の認定なしに公的管理に入れることができる。入り口を変えられたことによつて、生きたまま公的管理にして、生きたままきれいにして、営業譲渡ならあれですよ、だけれども株式の売却という格好だと生きたまま出ていつちやうわけですね。これが子会社になるわけですよ。そういう仕掛けを入れました。入り口のところが変えられちゃつたので、それから、そういうことが可能になつてしまつた。それで、私どもは残念ながらこの修正案には賛成できないということ以外は、外れたわけではございません。

○入澤肇君 非常に問題点というか、我々としてそれから発議者との間の考え方の違ひが明確になつたわけではあります。

もう一つ、違ふ次元の話をちよつと質問したいんですけども、払い戻しを停止するおそれがあるところ認められるのは金融再生委員会だと。これは認められる場合じゃなくて「認める」と書いてありますね。そうすると、金融再生委員会が認めるためにはどういふシグナル、あるいはどういふ基準が明確になつたときにおそれがあると認めるんですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) そこまで言つてしまつていいのかわるか難しいところの答弁なんです。三十六条で規定をしております。「預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合」と、三十七条に規定しております。「預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認める場合」というのは限りなく密接をしているというふううに理解いたしております。

ただ、預金保険法上の定義にぎりぎり該当しない場合であつても、ほぼそれに近いような状態であるという場合には、はやその銀行は回復不可能、つまり存続不可能という認定をすることができるといふ趣旨でございまして、ほとんど同義に近いというふううに私は理解をしております。

○入澤肇君 ここはやっぱり大事なところなので、第六条にある資産の査定の結果とかいふような資料が出ることになつていふけれども、これは常時出してもらうわけじゃないですね。年に一回か二回ということだと思ひますし、それから破綻のおそれがある場合でも、この特別公的管理に入ると認めない、認められるんじゃないかと自分で認めちゃうんですから、その認める前に日銀特融があつて救われる場合もあるかもしれせんね。

だから、この認めるという場合にはそれなりの基準的な考え方を明示して、要するに運用の基準、判断の基準、そういうものを明示することが私は必要だと思つていふんですけれども、それはどういふところで、具体的にどんなことで担保されるんですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 基本的に法律上の要件というものは、重要なことではございますので法律上に明示をさせていただいていふというふううに考えております。

そして、その認定は、中立公正な信頼性の高い第三者機関であります金融再生委員会が認定をするかどうかということにかかれます。このあたりのところは、まさに日々動く、日々というよりも

時々刻々金融の状況は動く、そうした中で例えば市場からお金が取れるのか取れないのか、取れたお金で翌日の預金の払い戻しができるのかできないのか、そういった非常に専門的かつ流動的な要素を判断していく過程の中で、これはもうもたないから特別公的管理に入れなければならないというところを再生委員会が判断をすれば、それが預金保険法上の破綻認定と同時に起こる場合には三十六条でいきますし、金融再生委員会の方の特別公的管理を入れなければならないという認定の方が先であれば三十七条でいく、この程度の違いだと理解をしております。

○入澤登君 いや、私は、法律に書いてあることを具体的に運用するときの客観的な基準とということがもう一つ必要になるんじゃないんですかということを書いておられます。私が例えば行政官でこの法律を読んだら、おそれがあるというときに、じゃ、どういう指標が出てきたときに、どういう数字が出てきたときに次のステップを踏もうかという、その判断の基準を必ず我々は内部で用意すると思うんですよ。そういうものが抽象的な言葉ではなくて具体的な基準として用意されてしまかべさだと思ってるんですけれども、それはまだこれからの話だといえればそれで結構でございますけれども。

○衆議院議員(枝野幸男君) 預金保険法で三十六条の要件にも重なっておりますが、預金の払い戻しを停止するおそれがあると認める場合ということについて認定の基準があれば、これに準じたものが三十七条の基準についてもつくられるんだらうなというふうな思っておりますが、そこは当てはめを行う金融再生委員会が判断をされる事項であるというふうな考えて、法律事項としてつくらなければならない要件としては足りているというふうな思っています。

○入澤登君 そういふふうな言っていただけでは理解できないわけじゃないわけですか。法律に書いてあると言っけれども、同じようなことをきちんと金融再生委員会がつくるわけですね。つくっ

て、それをもとにして判断をするということであれば、それは運用の基準としては理解できないわけではないということでございます。

いずれにいたしまして、先ほど鈴木議員からの説明がございましたけれども、間口を広げて破綻直前の生きた金融機関までここに入れてしまったというところは、私は野党三党首の約束事に違反するんじゃないかと思っております。それについて、この時間になってそういうことを言ってもしょうがないかもしれませんけれども、これは公党的約束ですから、私もはやっぱり相当この件に関して重く受けとめなくてはならないというふうに思っています。

次に、もう一つ違う次元の質問をさせていただきます。実は、金融行政のあり方につきまして、財政と金融の分離の議論が大きな話題になりました。

私は実は現役のときに、行政管理局、当時、総務庁になってからも、金融行政とか何かにつきまして行政監督をする必要があるんじゃないかというところを言っていたんです。なぜかといますと、行政監督局というのはどちらかといますと、例えば土地改良事業の執行の仕方とか、目につきやすい、また行って取り組みやすい課題につきましては行政監督をやるけれども、金融行政一般とか、あるいはマクロ的な産業政策一般とか、中小企業政策一般とかということにつきましては行政監督ないんです。ただ、切り口を明確にすれば幾らでもできると私は思ったんですけれども、やっついなかった。

この間聞きましたら、去年の十二月にやっつて報告書を出したというんですけれども、金融、財政の専門家によるいわゆる組織論、あるいは今までの大蔵省の資料隠れい体質というんですか、そういうことを言っていますのでそういう言葉を使わせてもらいますけれども、そういうことに対する感情的な組織論だけじゃなくて、行政組織そのものを監督あるいは定員の管理とか何かを扱っている専門家としての立場からの総務庁長官の財政と

金融の分離についての考え方を聞きたいと思っております。

○国務大臣(太田誠一君) 今の御質問は、これまやっつていなかったんではないかと思つたけれども、去年の暮れにやっつた。その結果、例えば検査方式は新検査方式というもので、別にそれだけが原因じゃないでしょう、勧告をして、勧告をした後、新検査方式が導入され、そしてまたこの六月に新しい情報開示を義務づける法律ができたというふうなことで、一連の流れの中ではそれなりの役目を果たしたんだと思っております。そこで、金融と財政の分離の話はどうかということになりまして、これは今ちょうど中央省庁の改革の話を進めておられます、その中でもこれはちよつと、我々が提案をするというよりも与野党の協議の成り行きを見守っておるということだろうと思っております。

しかし、一般論として申し上げれば、チェック・アンド・バランスということ組織の中できちんと分離をしてやるということ、実施と監査とというのは分離をしてやるということが原則だと思っております。

○入澤登君 時間が来ましたけれども、一言だけ。

私は、金融行政とあるいはそのほか原子力行政だとか非常に専門的な分野にわたるものについて、その行政の執行の仕方とかあるいは基本的な考え方について専門家による外部委託行政監督という制度をきちんと法律をつくって設けたらどうかと思っております。外部の専門家に委託して監督した結果はもちろん守秘義務をかけるとかいような手続規定あるいは内容規定を入れまして、そして行政の効率化に資するようなことが必要じゃないかと思っておりますが、この点について最後にお願いします、質問を終わります。

○国務大臣(太田誠一君) 一般論としては私もよくわかるわけでございます。ただ、行政監督は公権力の行使になりますので、公権力の行使を外部に委託するということにいろいろなことを考えなく

てはいけないんじゃないか。考え方としてはよくわかるんですけれども、ちよつとそれは慎重に考えなければいけないテーマだと思っております。

○入澤登君 終わります。(拍手)

○佐藤道夫君 私からは、長銀問題を中心としたしまして大蔵大臣に若干の御質問をしたいと思っております。

長銀、今や大変な状態にある、悲惨な状態にある、破綻したも同然といういろいろ言われております。どうして長銀がこういうことになったのか、その原因がどこにあるのか、経営責任はどうかと、こういうことでもたいろい議論もされておるようでありまして、私はちよつと角度を変えまして、長銀というののもちろん大蔵省銀行局の監督下にあつたわけでありまして、監督官庁である銀行局は一体何をしていたのかと、こういう角度からお尋ねしてみたいと思つております。

これからもどんどん銀行の破綻は続くんだと、それを前提にしてこの法案審議をしているわけでありまして、その一つの具体例として長銀問題について深い徹底した議論をする、その結果を残しておくということは将来にわたつての教材としての意味もあるかと、こう思つておりました。

てみた、こういうわけでありまして、そこで、これはもちろん釈迦に説法でありますけれども、長銀というのは昭和二十七年に長期信用銀行法に基づいて設立されておるわけでありまして、戦後の復興期の基幹産業に対する長期融資を行う、要するに基幹産業を育成していかうという国家の目的に沿つた銀行だと、こう考えてもよろしいかと。当時の基幹産業というのは石炭だ、造船だ、鉄だ。その後は石油、電力、運輸、そういうものも加つてまいりましたけれども、いずれにしろ国家目的に沿つてこういう基幹産業を育成しようということで長銀、興銀などがつくられた、こう考えてもよろしいわけでありまして、そして、長銀はその方向に沿つて基幹産業に長

期融資を続けてきたと、こう我々は思っていたわけでありました。その間、業界誌にもいろいろと非難、攻撃されてきたようでありましたけれども、国民は忙しゅうからそんなのは見る暇はない。長銀はきちつとした法律、長期信用銀行法に従つた基幹産業に対する長期融資を続けるもの、と、こう思つておりましたら、ある日突然のよつに長銀が破綻に瀕している、不良債権の山また山である。そうして、肝心の融資先は何だ、こう思つて見ましたら、もう基幹産業に融資なんというのとはほとんど行われていない。いうところのパブル企業、レジャー産業だ、サービス業だ。不動産業といへば聞かぬはいいけれども地上げ屋であるとか、それから金融業といへばこれもまた聞かぬはいいけれどもしよせんは金業といへばリースといふものもしよせんは金融業でありまして金貸しであります。そういうことにも何億、何兆円と計算できないぐらいの金がつぎ込まれてきた。あれあれあれ、一体これは何だろうか、法律が改正されたとも聞いていないのにこんなことが果たして許されるんだろうか、だれでもがこう考えたわけでありました。

これは実は大蔵大臣にお伺いするというのは、まことに適切な人物だと、こう思つたからであります。郵政、財政、金融のプロだ、プロ中のプロ、若いころはずつと大蔵省一筋にいられたら、その方面の知識もあるし、ひよつとしましたらこの長期信用銀行法の制定にも関係しておられたのか、関係していないにしても当然十分な知識はお持ちであります。政界に入られても先輩として大蔵省銀行局の金融行政にも十分な関心をお持ちであります。またあつたと思つてお持ちであります。

それから、何はさておきまして、一九八六年から二年半余りにわたりまして、中曽根、竹下内閣と引き続いてたしか大蔵大臣をおやりになっておりました、このときに八五年に例のプラザ合意があつて、円高不況と、こう言われまして、それを克服するために大幅な公共投資を行う、金利の

引き下げを行う、いろんな政策がとられました。

そう言つてはなんでもすけれども、パブルの糸口がつつられて、それ以降の銀行の融資というのは主としてパブル企業、地上げ屋とかレジャー産業だとか、その代表例が長銀が融資していた歌う不動産屋と言われる千昌夫氏の関係企業に千数百億も融資するとか、ああいうこともありましたが、いづれにしても、特殊銀行とすれば一九八六年先はなかなか仕事がつらい、生きていくのが難しい、こういうふうな考えられたんではなからうかと思つて、もつとも、そのころ既に長銀自体がもう本来の基幹産業に対する融資といふのは一割もなかつたやうであります。

いづれにしても、大蔵大臣として一体これから特殊銀行はどうやっていくのか、もうそろそろ免許でも返上させようか、あるいはもう法律を改正して普通銀行にして一般の銀行と競争した方がいいのか、いろいろと思ひ悩まれたこともあろうかと思つて、どうしようかその辺を中心としたし、御説明いただければと思つておりました。

○国務大臣(宮澤喜一君) 長銀が設立されました当初、昭和二十七年でございますが、おっしゃいますように、日本がいわば敗戦後工業化の道を歩もう、近代国家の近代産業をもう一度つくり上げようという、そういう日本経済の要請に長銀がこたへた、そういうことを期待されたことはもう御承知のとおりであります。

その後、日本経済はしかし意外にも比較的早い時間の間に高度の工業化をいたしました。また、国内的にも、したがつて長銀以外にそういう長期金融の融資をできるような市中銀行もできてまいりました。

したがつて、最近になって、長銀が当初設立された目的はほぼ日本経済が果たしておつて、長銀自身はそれだけに融資を限るといふことはできないうし、またよその銀行もやっておりますから、長銀がいわば俗な言葉で申せば普通銀行のような貸出先を選ぶとどうなることになりましたの事

実のとおりと思つておりました。

ただ、そのことは業務方法書に違反したとかいうことではもとよりございせんから、監督責任としてその時々々のニーズに従つて金融をするといふことは、それは別に禁ずることはないであらう、その融資がもたらぬ不正であつたり不正な目的であれば別でございせんけれども。

そういう意味では、昭和二十七年以来の何十年の間に日本の金融のニーズが変わり、また長銀もそれに従つて貸出先を変えていったといふところまでは私は多分非難をすることはしない、あるいは監督者としても落ち度があつたとは思いません。問題は、それから後、いわゆるブームになりまして、先ほどのノンバンクであるとかいふ形での融資、それが結局は不良債権になるわけでございますから、結果責任であつても、そのような融資をしてきたこと、結果責任である、それを監督してはいたはずの役所の責任といふものは、これは結果責任として私には申せないと申します。

刑事責任でなくとも、そういうことでの責任といふものはないとは言えないかもしれない。

そこで、しかし、それから先が実は問題のあるところだと思つて、そのゆえに長銀が今日のやうな事態になつたといふことではあります、そういうことをやつていた銀行は長銀ばかりではなかつたであろうといふことについて答へなければなりません。そういったしますと、長銀がことしの三月に公的資金を導入する際に、長銀のそのときのあり姿といふものは、預金保険機構において、非常にお忙しい中ではあつたらうけれどもテストを受けているわけでありまして、そしてまた、この国会が始まりましてから、監督庁長官の御所見によれば、長銀は特に債務超過だと今の時点で考へる印象は持つていないといふことを、もうしばらく前ですけれども、言つておられたわけでございます。

そういう中で、六月ごろと思つておりましたが、ある雑誌に長銀の状況といふものが掲載されて、一般的にはそこらにわかに長銀についての流説が高

まつたように思つておりました。これは非常に、殊に金融債を發行している銀行でございますので、その売れ行き等々にすぐに影響いたしまして、金融的には非常に苦しくなつて、もうつるべ落としのようになつていったように思つておりましたが、その部分、つまり流説に基づく、これは非常に怖いものでございまして、銀行の体力が見る見る弱つていったといふことがあつたのではないかと。

私は、今は自分の所管でございせんから、今日現在の長銀の内容を正確にとらえておりませんが、少なくとももう長銀として生き延びることは難しい、それは恐らく世の中に非常に迷惑をかけるといふことから、ああいうリストラを決心されて、住友信託銀行との合併をするについて政府の援助を求めてこられた、そういう経緯でござい

ます。ずつと長く申しましたが、長銀が今日の危機を迎えた近因といふのは私にはさういふものではないかと思つておりました。

○佐藤道夫君 大臣と余り細かな法律議論をするつもりはないのでありますけれども、法律には制定の趣旨といふのがありまして、長期信用銀行法といふのは何のためにつくつたかといふのは、あくまでも基幹産業に対する長期融資を行うためと。ですから、長銀がもうその目的を果たしたといふことになれば免許の返上をする。それじゃ余りにもかわいそうだし、ならば法改正が当然必要で、普通の銀行にしてからそういう事業融資をするといふのは当たり前のことだと思つてお

ります。大ざつぱなくくり方をするのでありますれば、そもそも長期信用銀行法なんといふのは要らなかつたわけでありまして、普通の銀行法でやつていけばよかつた。何でわざわざあんな法律をつくつたのか。この銀行にはこういうことをやらせる、目的、性格の範囲内でやらせるということが発足しているわけでありまして、そう簡単に、これが行き詰まつたからこちらといふわけにはいかないと思つてお

これは当たり前の法解釈でありまして、当時大蔵省銀行局は、長銀がこういうことをやり始めたんだけれども、これが果たしていいんだらうか、法改正を要せずしてこんなことをやっていいんだらうかというところは、内閣法制局等に持ち込んで十分に議論して政府の統一見解というのが出てくるんだらうか、こう思いますので、その点はいかがでありますでしょうか。それとも、法律なんというものはそんなものは何とでもなるんだ、解釈のしようだ、悪いことさえしなきゃいいんだ、不正融資さえしなきゃいいんだと、そんなふうに軽くお考えなのではないでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は法律の専門家でございます。長銀法を今ここでやらんじらるわけではありませぬけれども、確かに何十年の間に長銀が当初奉仕すると考えられていた目的はかなり変わってきたし、よその銀行もやり始めました。しかし、長銀は銀行としてその間ゴーイングコンサーンであったわけですから、貸し出しが業務方法書に違反しているというようにならなければ別でございますけれども、一条に掲げられた目的のものではないからもうやめなさいというようなことには私はならないだろう。

むしろ、長期銀行法というものが要るのかどうかという議論は、これは段々ございました。その点は、むしろ今のような貸出先の問題ではなくて、一種の銀行債、金融債を発行できる、そういう特権を持っておりましたから、もう普通銀行も社債が発行できるということになればあえて長期銀行法というものは必要であらうかという、そういう議論はございました。しかし、それは長銀の今日の貸し出し、業務方法が悪いという議論ではなかつたように私は思います。

○佐藤道夫君 そういう自在、自由な解釈がありとすれば、もうそれも法律などは要らぬ、やりたいうようにやりなさい、ただ犯罪だけは犯しなさんなよというところぐらいで事は足りるんではないかという気がして仕方がないのであります。この議論はここで打ちどめにいたします。

それから、今度は、宮澤内閣が誕生いたしました。九二年の夏、軽井沢におきまして首相がセミナーを開きまして、今や不良債権問題は大変である、必要ならば公的援助をすることもやぶさかではないということと新聞に大きく報道されました。その際に、どういうわけか知りませぬけれども、ディスクロージャー、どれだけ不良債権があるか銀行自身が情報公開することが必要だということも述べたということが新聞に出ておりますので、これはどうなのかなという気もしないわけじゃありません。

いずれにいたしましても、この呼びかけを受けたのかどうかはわかりませぬけれども、このとき長銀が不良債権を処理するために、ということはこの時点で、九二年現在で不良債権というものは長銀に重くのしかかっていたわけでありまして、九二年現在で事業推進部というのをつくって不良債権を処理させるといふことで出発したようでありませぬけれども、遺憾ながら、この宮澤提案というのは金融界に断られたようでありまして、金融界はそんな公的資金を受け入れると経営責任が問われるからお断りした、そういうことで断つた。これも勝手な話なんで、そのときに総理でありましたから、勇断を持って決断をして、不良債権処理のためにいろんな方策を講じようということをおやりになっておれば今日の悲劇もある程度防ぎ得たのではないかと。少なくとも長銀自身が特別部までつくって不良債権を征伐しようとして乗出したわけでありまして、それを支援するのが内閣の方針というのか大蔵省の方針というのか、監督官庁としてのあり方でもなかつたのか、こういう気がして仕方がない。

いずれにしろ、そのときに打つべき手を打っておけば今日の長銀の悲劇あるいは銀行界全体の悲劇も防ぎ得たのではないかと、こう思うわけでありませぬけれども、いかがでありませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 九二年の夏にそういうことを申しましたが、金融界はこれを真つ正面から取り上げませんでした。今考えますと、佐藤委員

員の言われますように、それは必ず責任問題に展開する、いい銀行はそんなことはかわりたくない、悪い銀行と申すかは、責任問題になるといふことで、金融界全体が拒否反応を示されまして、それだけならよかつたのですけれども、経団連に代表される産業界が拒否反応を示しました。それは、銀行救済ということに嫌だ、端的に申しますとそういうお考えのようでございます。したがって、とうとう世論の支持を得ることができずに申すにとどまりましたが、あのときこうしておればとおっしゃいます、なかなかこの世論の支持がなければこういう大手筋はできないといふこと、これは端的に一つのそういう例であつたかと思ひます。

○佐藤道夫君 終わります。(拍手)
○菅川健二君 金融再生にとつて実体経済の回復はどうしても必要だという観点から幾つか質問を申し上げたいと思ひます。
昨日、小淵総理が追加景気対策について閣議で指示されたやりに聞いておるわけでございますが、この具体案を検討する前に、これまでいろいろ講じてこられた十六兆円の総合経済対策や、あるいは二月と五月に実施いたしました特別減税の効果をも十分に検証し、かつ評価し、その上に立って効果的な政策を実施される必要があるんじゃないかと思ひます。

そこで、企画庁長官、大変お忙しいようでございますが、まず基本的な問題についてお聞きしたいと思います。企画庁長官は御就任以來、経済企画庁というのは経済政策の企画立案をするのが極めて重要であるということをご主張されておるわけでございます。経済政策の企画立案は、当然、これまで行われた経済政策の検証、評価の上に立って初めて有効な政策が打たれるんじゃないかと思ひます。その意味で、経済企画庁がこれまでの経済政策の検証、評価の上で大きな役割を果たすべきではないかと思ひます。いかがでございますか。

○国務大臣(塚本太一君) 仰せのとおり、経済企画庁は経済政策の企画立案を旨とする官庁だと心得ております。

それで、お尋ねの件でございますが、まず二兆円の減税を二月、そして六月、八月というように行いまして、それでかなり非消費支出、つまり税金とかそういう消費以外の支出、これが減つておりまして、そういう意味では下支えの効果はあつたと思ひます。しかし、残念ながらその間景気が悪化したので、八月はちよつとふえたのでございまして、お尋ねの件でございますが、八月はちよつとふえておりましたが、それ以外の月は前年に比べてふえておりませぬ。そういうようなことがございまして、顕著な効果が見られなかつた。これは、もしこれがなかつたらもうとつと悪化していったんじゃないかというふうな気がいたします。そういう意味では下支えの効果がありましたけれども、それほど十分な効果があつたとは言えないと思ひます。

また、十六兆円の総合対策も行いましたが、これはまだ実効はそれほど及んでおりませぬ。地方議会その他の関係がございまして、実施されているのはまだ比率として一割台というふうなことであります。

さらに、昨年の十一月、「二十一世紀を切りひらく緊急経済対策」といふのを策定いたしました。これに關する法律はさきの通常国会において大部分成立させていただきましたので、その結果、情報通信とを中心市街地とかというところの構造改革の改善が徐々に始まつていると心得ております。要するに、経済政策というのはそういう緊急の短期的な需要創造政策、これは減税とか財政投資とかいふものでございまして、それと同時にこういう構造改革、これが両方相まって初めて効果を上げるものだと思つております。

そういう点で、小淵内閣は発足以來、六兆円を超える減税であるとかあるいは十兆円の追加第二次補正予算でありますとか、官僚機構を通さない

で政治主導でいろいろ決定を行いまして迅速な対応策を試みておりますけれども、まだこの激しい不況の中でその効果が十分に上がっていないのは残念なことだと思っております。

したがって、今度また小淵総理からそういう指示がありましたので、経済政策、これを構造政策、短期政策両方あわせてとり行っていくと考へております。

○菅川健二君 いろいろやっているとまだ効果が上がっていないということでございすが、各論につきましては後ほど政府委員の方からお聞きしたいと思ひますので、どうぞ御退席なさっていただきます。

大蔵大臣には、やはり御所用があつたようでございますが、最後まで残っていたらけるようでございますが、まことに恐縮に存じておるわけでございます。

そこで、ただいま企画庁長官から話がありましたけれども、十六兆円の総合経済対策の実施状況でございますが、きよの朝日新聞を見ますと、大蔵省の調査で二割程度しかまだ発注されていないことが判明したという記事があるわけでございますが、この記事はそういうことではないでしょうか。

仮にそういうことでありますと、ただいまも企画庁長官は一割台にとどまっておるといふ話でもあつたわけでございますが、やはりかなり政策の実施がおくれているということが言えようかと思ひます。とりわけおくれおける原因について何かあるのか、その点をお聞かせいただきたと思ひます。

○政府委員(坂篤郎君) お答えさせていただきます。

ただいま御指摘いただきました第一補正予算に計上された公共事業の執行が今どうなつておるかということでございますが、八月末の契約状況につきまして特別に先日調査をいたしました。それによりますと、いわゆる施行対象予算現額というのがございますが、これが三兆五千億円余りで

ございますが、これに對して契約率が八月末で二・四％という数字でございます。

これは御承知のように、先日の第一補正予算の裏打ちとなる地方公共団体での措置がいろいろ必要でございます。相当程度、各地方公共団体の九月の議会で御審議をなさつていられるというふうな何つておきまして、それがだんだん進歩いたしますとこれから本格的な執行が見込まれるのではないかと、このように私も期待しております。

また、このような観点から、私もとしてみても、これは努力をいたしたいというふうな考へておきまして、先日、閣僚会議が開催されまして、そこで公共事業等の施行促進の強化策を種々決定いたしました。

政府といたしましても、第一補正及び、私も十年度の当初でもあるわけでございますが、この積極的かつ着実な実施に努めてまいりたいというふうな考へておる次第でございます。

○菅川健二君 十六兆円の総合経済対策というのはたしか四月に決定されたわけでございます。もう半年もたつておるわけでございますが、やつと実施の緒についたというのが実態ではないかと思ひます。

現実に私も地方の選挙区等に帰つてみましても、どこに金が流れておるのだろうか、末端まで全然届いていないわけでございます。今聞かせていただいたとおりで、全く実態としても事実も、うほとんどおいていないという状況にあるわけでございます。これでは有効な政策とはならないわけでございます。

また、おくれおけるということだけならまだそれなりに若干の期待が持てるわけでございますが、午前中、公共投資の大半が地方団体によって行われておるといふことで、それも九月補正等によりほとんど満度に順調にいつておるのだという自治省のお答えもあつたわけでございますが、ただ、これも地方団体の関係者に聞きますと、大変地方財政が厳しく、とりわけ単独事業についてはなかなか消化できないんだと。一兆五千億の一

応計画額がございすけれども、それも一兆円程度が消化できるかどうかではないかという記事も私は見たことがあるわけでございます。そういう面でも、実態としてはおくれおけるということ、もう一つは、やはり消化し切れていないという状況にあるんじゃないかと思ひます。

今後、やはり公共投資ということになりますと、地方団体が大半を受け持つわけでございますので、そういう面でも十分な地方財政措置が要ろうかと思ひますし、あわせて、特に現段階で地方団体が問題にしておりますのは、七兆円を超える減税につきまして、所得減税とか法人課税の減税でございますが、これについては地方財政基盤というものをきちんとする、十分に行うという観点から、主として国税の方でやつてほしいという要望が強く出しておるわけでございます。

この点につきまして、大蔵大臣の御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほどもおつしやいましたように、公共事業でかなり、当初決めたものでも、契約率は進んでおりますけれども支払いが、ちつとも進んでいない、地方団体に金がないということがかなりはつきり見えておりました。せんだつて閣僚会議で、その分は国がとらえず負担しよう、支払いの方でございます、のことまで決めたわけでございますから、おつしやるように、地方団体の金融的な苦しみは相当深刻であるように考へております。

それで、今お話のございました所得税と住民税の減税の問題、どのように減税分の負担を仕分けいたしますか、あるいは法人税も減税を考へておるわけですが、事業税がついてまいりますので、それをどうしますかとかいふ問題が、実は今解決をしなければならぬ大きな問題として残つておる問題でございます。

これはしよせん遅くとも年末には解決しなきゃなりません、全体を早めるとすればこれを解決しよせん税制改正の具体化に入れませんので、

自治省と大蔵省、主として両省でございますけれども、の間でいろいろ折衝をする。これは恐らくは財政全体として取り上げなければならぬことになるかもしれないと思つておきまして、今御指摘の点は十分考へませんと、国だけやつていわけでございます。全体として考へなければならぬと思つております。

○菅川健二君 経済再生には地方財政の措置が十分あるということがどうも必要だということをお大臣もお答えいただいたわけでございますが、ひとつよろしく措置をお願いいたします。

また、減税でございますが、減税につきましては、この二月、五月に実施した減税効果がいかにどうであったのか。先ほど企画庁長官は、下支えの効果はあつたということでございすが、もう少し具体的に、例えば消費に對してどのような影響を及ぼしておるのか、そういった数字、具体の効果があるのかどうかと思ひます。けれども、企画庁の方、いかがでございますか。

○政府委員(新保生二君) お答えいたします。

先生御指摘のように、二月に二兆円、それから六月、八月と分かれて合せて四兆円減税を行つたわけでございます。家計調査で、先ほど大臣が御説明しました非消費支出、税金部分の動きを見ますと、二月が前年比で九・四％税金が減つておりますし、六月も二割減つておりますし、八月も一四・四％減つておるといふことで、減税が行われた月が大きく非消費支出が落ち込んでおる。それに合わせて可処分所得の方が少し伸びが高まつておるといふ状況でございますので、減税については少なくとも下支えで可処分所得をふやすという効果がうかがえます。ただし、全体の動きの中で収入の伸び自体が下がつておりますし、消費者マインドが萎縮してきているといふことで、消費全体を押し上げるまでにはいかなかつたけれども、下支えの効果はあつたといふことだと思ひます。

○菅川健二君 それから、昨日閣議決定されまし

た経済成長率の今年度の見通しでございますが、一・九％からマイナスの一・八％にかなりの下方修正になったわけでございます。この十六兆円の総合経済対策の効果というものはどのように見込んでおることになるのでしょうか。

○政府委員(河出英治君) お答えをいたします。減税の効果はたゞいま政府委員が説明申し上げたとおりでございます。

また、社会資本整備につきましても、まだ統計上ははっきりした効果は出ておりませんが、一次補正予算の裏打ちとなる地方税の措置が六月議会、さらに九月議会におきまして講じられているところでございますので、今後本格的に発現して下支え効果を持つものと考えているところでございます。

こういった効果を十分織り込んだ上で今回の十年度の経済見通し改定試算を作成したところでございます。

○菅川健二君 今お答えになりましたように、これまでの経済政策というものが十分検証されないまま次々と追加的な対策が行われるということは大変問題でございますので、ひとつ十分検証の上、今後経済対策を打つ場合にはより有効な政策を打つように、ぜひお願いしたいと思っております。

以上、ありがとうございます。(拍手)

○水野誠一君 最後の質問者になりました。御予定では大臣がもういらっしやらなくなるといふことで寂しく思っておりますけれども、最後までおつき合いをいただけるようございまして、本当にうれしく思っております。

私は、今回の与野党合意の中に財政、金融の完全分離、これが織り込まれているという点に大変関心と期待を持っております。私たちが新党さきがけも橋本政権時代に与野の片隅に身を置きました、行政改革討議に参加をさせていただきまして、この財分分離、特に財金の完全分離という点に大変こだわりの、最後まで主張をまいりました。

そこで、今回の四党合意の中に財政、金融の完全分離という言葉を見まして、大変大きく評価も読み、また期待もしたわけでありますが、どうも読んでみると随分あいまいな点が多い。既に決まっております中央省庁等改革基本法よりもさらに一歩踏み出しているものとはちょっと思えない、むしろ後退しているんじゃないかな、こんな危惧を持っておりまして。そういう視点から幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、十月一日の与野党の覚書では、「金融再生委員会の設置に伴う財政・金融の完全分離及び金融行政の一元化は、次期通常国会終了までに必要な法整備を行い、二〇〇一年一月一日までに施行する」とされております。「金融行政の一元化」とは、恐らく農協系統金融あるいは労金、ノンバンク等の検査・監督業務の一元化のことを示すのだと思われ、検査・監督業務の一元化のことは、金融再生委員会の設置に伴う財政・金融の完全分離とは一体どこまで示しているのか、これをお尋ねしたいと思っております。

と申しますのは、金融再生委員会設置法案では、同委員会は現在の金融監督庁の業務を担うとともに、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案を大蔵省と共管で担う、こういうふうな役割を担っています。また、破綻処理ないし危機管理以外の企画立案については、その権限が大蔵省に残されている、こういうふうな理解をしております。こうなりますと、果たしてこれが財政と金融の完全分離と言えるのか、こういう素朴な疑問を持つわけでありますが、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

○衆議院議員(池田元久君) 新党さきがけの皆さんがこの財政と金融の分離について熱心に取り組まれておられますことに敬意を表しますが、ただいまの評価を聞いて少しがっかりいたしました。私どもも民主党も、この問題にずっと取り組んできてまいりました。金融監督庁の対案につきましてもはつきり財金の分離というものを打ち出しておりますし、これまでも、今回の折衝でもこの点につ

いて相当粘り強く折衝を重ねてまいりました。自社さきがけ政権の中で何度もさきがけの皆さんが挑戦されて、九六年の十二月の合意に財政と金融の分離を明確にすると思っております。中央省庁等改革基本法の策定の前に折衝をやられて、その段階では、金融の破綻処理制度及び危機管理の企画立案については、財務省ができてから、その先まで当分の間持っていくという合意があったわけでありまして。金融破綻処理制度と危機管理の企画立案は、後回しにしたものを前倒しで持ってきたという点が大変重要な点でありまして、正直に評価をしていただけるものと思っております。何もさきがけができなかったことを我々がやったとまでは申し上げませんが、その点をぜひ御理解いただきたいと思っております。

ただいまの財政と金融の完全分離という意味でございますが、これは水野委員も今おっしゃっておりますが、我々がかねてから、住專問題の反省などからいって、金融の検査・監督は共管を廃して一元化をしなければならないということも当然でありまして、それから現在大蔵省の金融企画局を検査・監督部門である監督庁とあわせて統合するというのも一つの重要な部分であります。

そして、当然のことながら、来年中といえますか二〇〇〇年の一月一日までに財政と金融の完全分離と金融行政の一元化ができるまでは、破綻処理制度と危機管理の企画立案については当面大蔵省と共管ということになりまして、これはあくまで当面共管でありまして、二〇〇〇年一月一日には当然専管になると私は理解しております。

○水野誠一君 今の御説明で、いま一つわからないのは、破綻処理あるいは危機管理の企画立案、これが今おっしゃったような形でこの前の我々が決めました合意よりも明確になったんだと、こういうお答えなのでありますが、そのほかの企画立案部分、これが私たちが合意を讀む範囲では、あるいは今回の金融再生委員会設置法案を讀む限り

においてはその権限は大蔵省に残るといふように読み取れるんですが、この点はどうなんでしょうか。

○衆議院議員(池田元久君) さきの党首合意及び官房長官を交えた幹事長合意の合意によって、先ほどもおっしゃいましたように次の通常国会終了までに必要な法整備を行うということでありまして、中央省庁改革基本法の改正案が当然出されて、そこで措置されて、二〇〇〇年一月から財政と金融の完全分離と金融行政の一元化が実現するものと思われまして。

○水野誠一君 もう一つ伺いたいんですが、原案では二〇〇一年の三月三十一日まで金融再生委員会は廃止されるということにされておりましたが、与野党の折衝で金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく金融再生委員会の事務が終了した後に速やかに廃止する、こういうふうに変ったと理解しております。

ところで、その廃止後の金融行政については法案にも与野党合意にも言及されていないというふうには私は理解しておりますが、これはいかが理解をしたらよろしいのか。この点について伺いたいと思っております。

○衆議院議員(池田元久君) 委員おっしゃるとおりでございますが、二〇〇一年一月を目標に金融監督庁を改組して、大蔵省にある国内金融の企画立案をあわせて金融庁に移行するというところに中央省庁改革基本法ではなっております。私の考えでは、この中央省庁改革基本法にも「金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限る」となっておりますので、金融庁ではなくて、平時に移行しましたら金融監督委員会とか金融監視委員会といったものにはすればよいのではないかと考えております。

○水野誠一君 私は、当初民主党さんが金融庁へ移行するという主張をされていたというふうな理解をしておりましたが、何かその主張がいつの間

に見えなくなつてしまつたな、そんな感じを持つておりました。その辺が、先ほど申し上げましたように、当初の期待がちよつと外れたなという感じに映っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(池田元久君) 金融再生委員会がなくなつたらどうするか、その説明としては、中央省庁改革基本法によればそれは金融庁ですと、そういうことであります。金融庁を別に主張していたわけではありません。我々は、やはりこの金融行政の司令塔として、また公正な処理をしなければならぬということでありまして、担当大臣、特命大臣を長とする三委員会が両者の長所を兼ね備えたものとして一番いいと思つておりますので、三委員会を主張し、今度の法律に盛り込んでおきます。

自社改権も、たしか九六年六月の合意で、公正取引委員会のような三委員会を基本としてやるという合意があつたのはもう水野委員御存じのとおりであります。

○水野誠一君 その辺の議論も含めてまだまだこれからさらに議論をさせていただきたいと思ひますし、また今後の皆様の活躍にも大いに期待をしたいと思つております。

次に伺いたいのは、国際金融及び為替管理の問題であります。今回の与野党合意の中では、国際金融及び為替管理については検討項目にも上がつていません。それらの問題、これは前の中央省庁改革基本法の中では、いささかあいまいながら「当面、財務省」、これは大蔵省の変つた後の財務省であります。財務省に置き、日本銀行の役割を含め、当該部門の在り方について検討し結論を得る」という形で議論を今後詰めていきたい、こういう考えを示しているところなのであります。今回の皆様がなさつた議論の中で、国際金融、為替管理の問題というのはどうとらえているのか、その点について発議者の皆さんと、それからできれば大蔵大臣にもその辺のお考えをお聞きできればと思ひます。

○衆議院議員(池田元久君) 委員御指摘のとおり、中央省庁改革基本法の第二十条三項には、「当該部門の在り方について検討し結論を得る」となつております。我々も今度のこの金融再生法案をつくるに当たつて検討しないわけではなかつたんですが、正直申し上げまして、そこまでなかなか行かなかつた。この国内金融の企画立案のうち、破綻処理制度と危機管理の企画立案を再生委員会に持つてくるだけでも大変なエネルギーを費やしましたので、正直そこまで行かなかつた。しかし、衆議院本会議での質問もございまして、私たちは次の検討課題としてこの問題に取り組んでいかなければならないと思ひます。そのときにはやはり日銀の役割というものも当然考えていかなければならないと考えています。

○水野誠一君 ぜひこの点についてはまた大蔵大臣にもお答えいただきたいのであります。今のお答えありました国際金融及び為替管理の問題というのは、これは確かに国内金融とは違つてなかなかそう簡単に結論が出るものではない、また同時に、日銀との関連ということも含めて、この扱いについては大変慎重を期さなければいけない問題だと思つております。特に国際金融について造詣の深い宮澤大蔵大臣の御意見として伺いたいと思つておりますが、この点についてはいかがお考えになりましたでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財政、金融の分離の問題につきましましては、水野委員は一番詳しい方です。今回も、大変何度も何度も各党の間でお話がありましてこういう文章がでまがりましたので、私はこの文章をポケットに持つておりました。とにかくこの一語一語を大事にすればいい、こう思つておりますので、どうも何か申しますと余り生産的に、効果にならないように承知をしておりますので、どうぞそういうことでお許しをいただきたいと思います。

○水野誠一君 大変に謙虚というか含蓄のあるお答えでございまして、よくその意味を今晚かみしめて理解したいと思ひます。

しかし、私は、今の金融の混乱、これは前回の委員会では一種のカオスだといふふうに申し上げたわけですが、まさにビッグバン後の金融といふのがどういふポジションになつていくのかといふことを考えると、本当に今までの常識をひとつ変えて新しい金融行政のあり方あるいは金融システムのあり方、これをやはり我々は考えていかなければいけないと思つております。

そういう点から申しても、今回の財政、金融の分離、今までのようにややもすると金融が財政に従つていくという形ではなくて、金融というものが独自に世界の金融市場というものに伍して戦つていけるような、そういうしつかりとした金融のあり方というものを考える上でも、私はこの財政、金融の分離というのは非常に重要な試金石だと思つておりますので、今後、皆様のまた議論と同時に早期実現を期していただきたい、これをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
○委員長(坂野重信君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。
明日は午前十一時に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。
午後七時三十五分散会

平成十年十月十六日印刷

平成十年十月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局